

信 民

## 目次

印の発祥.....	1
印綬（いんじゅ）とは.....	2
わが国の印章発展の経緯.....	3
日本の印章.....	3
花押（かおう）.....	4
戦国期の印章.....	6
信玄の願文と武田諸士の起請文.....	6
歴代内閣総理大臣の花押.....	11
花押印.....	13
印章の彫刻様式.....	14
朱印と黒印.....	15
御爾のはなし.....	15
山梨の印章業の沿革.....	16
戦後の歩み.....	18
山梨の水晶原石発見.....	20
山梨の水晶産地.....	22
水晶山開発の奨励.....	25
水晶の研磨技術と印材加工.....	26
石類の篆刻.....	28
山梨県印章業の発展.....	29
通信販売と出商販売.....	33
通信販売.....	33
出商販売.....	34
山梨の篆刻家.....	35
技能士検定制度定まる.....	37
著名と刻法「落款」.....	38
山梨県印章業組合の変遷.....	39
山梨水晶工業組合.....	40
峡南水晶印章商商業組合.....	40
山梨県水晶組合.....	42
峡南印章彫刻業組合.....	42
山梨県印判用品卸商工業組合.....	42

山梨県印判用品卸商工業協同組合（戦後初の公認組合） .....	42
山梨県印章業組合連合会 .....	49
甲府印章商業組合 .....	54
山梨県卒業記念印章業組合 .....	54
山梨県既刻印章業組合 .....	54
全国印判用品商工業組合連合会総会山梨県組合担当開催の年表 .....	54
スタンプフェア（見本市）を開催 .....	56
山梨県印判用品卸商工業協同組合主催のスタンプフェアの足跡 .....	57
見本市開催でもめる .....	58
地場産業センターに印章を展示 .....	58
印章業界の企業診断実施 .....	61
印章業ビジョン設定 .....	62
今後の展望 .....	67
既製出来合認印 .....	70
記念品・贈答品への進出 .....	73
象牙保護問題 .....	75
ワシントン条約 .....	76
第八回ワシントン条約締結国会議開催 .....	81
象牙取扱業者の登録制度化 .....	82
象牙に関する法律とは（通産省案） .....	83
新素材の印材出現 .....	84
印章法案 .....	85
業界大さわぎ .....	85
印章法案のあゆみ（全印連） .....	86
印章師法案（全連案） .....	87
印相印 .....	89
印相印の起源 .....	89
印相印鑑の発売 .....	90
役所窓口の手続き簡素化の波 .....	92
お役所のハンコ革命 .....	92
ハンコの町六郷町（河内地方） .....	93
六郷町に印章会館オープン .....	96
印章史略年表 .....	97
あとがき .....	119
印章関連の歴史資料 .....	122

甲府城主松平甲斐守吉里の花押 .....	122
関所と通行と判鑑 .....	123
甲府藩の公印 .....	125
江戸期の代官印と百姓印 .....	126
甲府県・山梨県の公印.....	127
山梨県産水晶の採掘と加工.....	127

印信について詩経に、印は信也とあり

字典では、印を押すこと証明することなどとある

信は春信などと、おとづれの意味があるので印の

おとづれの意味にも通じるので印信を使った

よく、印章に一郎印信長寿などと名の下に使っているものが沢山ある。

創業30周年 恩師内藤香石先生より贈呈

印信は、モテギ株式会社社長 茂手木勇が、山梨の印章の歴史を平成4年まで体系的にまとめたものであります。

平成5年10月23日発行

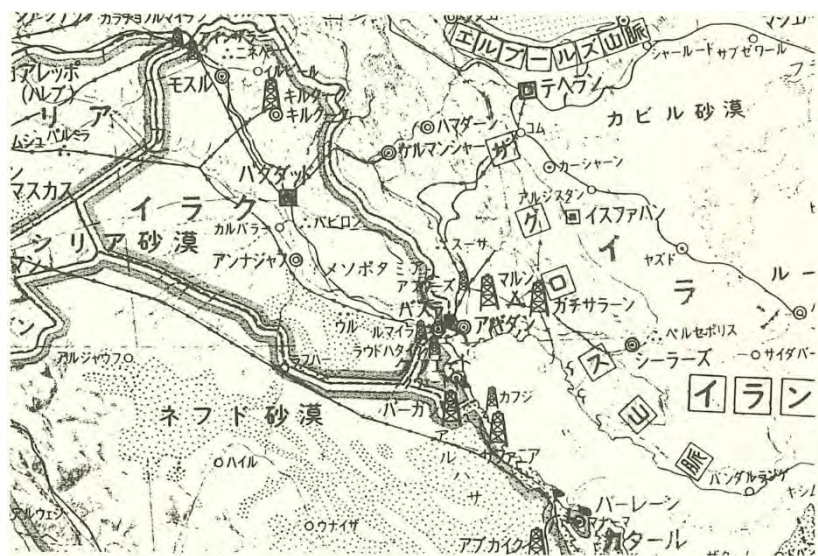
## 印の発祥

印の発祥は通説ではメソポタミア地方で、紀元前七千年以前に発祥したといわれ、これが現在では最も古い伝承とされている。

もちろんハンコといっても土器使用の民族が自己の所有物の証であることを表現するための印(しるし)としたもので、筋模様が主であり、皿または種類の土器にシルシ「印」をつけて所有を明らかにしたことである。すなわちこの「印」(シルシ)がハンコの初めといわれている。

ハンコの制度は東洋的であり、中国が発祥の地と思われがちであるが、実は西洋から伝わってきた制度である。『旧約聖書』の中にも実印及び認印の制度のくだりが40カ所ほどに散見できると内藤香石は語っている。

シルクロードを経てローマより、新彌ウイグル地方を通り、中国の西城に至り「古代の東西文化の交通路」中国に入り象形文字として伝えられている。太陽、



月、鳥、魚などの形で表現しているのが、これが中国の最初の文字であり、甲骨文字といい、亀の甲や骨片等に彫刻されて表現されたのであるが、これが最も古い彫刻品であり、彫刻技術の発祥であるといわれて

いる。

ハンコとして実際に使用されたのは封印である。尊い物(宝物、酒類)を入れた壺などを紐状のもので口を閉じ、その結び目を粘土で包みその粘土へ何か識(しるし)のために形押しし、開封を禁じたのが押印で、ハンコの始まりといわれている。

ハンコの発祥に関連して、紙にふれてみたい。紙のない時代はパピルスという蘆(あし)の葉を編んで紙状にして使用したという。エジプトほか砂漠地帯の多い地方には粘土がないので、ローと松脂(まつやに)を混ぜてパピルスに塗って張り、その上から形を押して後に熱を加えるとローが解けて松脂の形が残る。これを捺印といったのである。

古い時代の「ハンコ」は文盲の国の人々が事物をシルシとして表現しようとした習慣が形として残されたものと考えられる。

現在の紙は、中国の「後漢時代」に発明されたといわれている。今から約二千年三百年前のことである。その後紙が発明されてから書物へのハンコを捺印する習慣が現れ現在に至るのである。

中国の古代王朝漢の時代前漢が倒れて王莽の時代を経て後漢となるが、この時代に紙が日本へ渡ったものといわれている。

## 印綬(いんじゅ)とは

後漢書の「東夷伝」の条には、光武帝(五七)の中元二年、倭奴国が奉朝賀し、光武帝が賜うに印綬をもってしたと記されている。この印綬というのは、綬はくみひもと読み、印を腰に下げるときの紐のことである。印には鈕(ちゅう)と呼ばれ、とつてがあり、それに穴があいていて、綬を通して腰に下げたのである。綬を結ぶといえば官につくことで、一国の印綬を帯びたことは宰相になることである。

倭や倭人(和人)というのは当時中国で言った、日本・日本人のことである。このように光武帝から倭奴国王に金印が送られたことは後漢書の記事によって知られているが、天明四年(一七八四)福岡県志賀島で、その金印が土地の百姓によって発見された。このことは各伝記の通りである。そしてこの金印は藩主黒田家の手に帰した。その刻字は、「漢(かん)の倭(わ)の奴(な)の国王(こくおう)」と読むことができる。重量は二十九匁(約一〇八グラム)であるという。

この印は中国でまだ紙が出来る以前のものであるので、木牘(トク)や竹簡の封泥におすために作られたもので、陰刻であり白字のため泥の上におして文字を浮き出させたものである。

現在世界でハンコを使用しているのは、日本・中国・台湾・韓国であるが、中国は公印のみの使用である。戦後中国でも一般国民が使用するようになったが、

十二億余の国民と、その姓は三百種くらいと少なく、制度的にもハンコとしての価値は疑問である。

かねて十五年ほど以前に中国を旅行した際に、観光バスの案内人からハンコを見せて頂いたが、それは木製の三分五厘角（一〇・五ミリ角）のハンコで、業務用として持参していたことを覚えている。国家公務員である彼らがハンコを使用したことを一度も見てはいないが、今日の旅行者の行動の報告書類などを提出する場合に用いられたと推察される。彫刻は上手な篆書体で刻してあった。

西洋でも古くはハンコがあったというが、私用、専用であったといわれている。西洋では丸型と小判型を用い、中国は角型印が主であるが、商取引としての利用はないということである。中国のハンコは古くは一種の位（くらい）を現すことに使われてきたのであり、天使、帝、王様等から印綬されるということである。

日本の勲章は中国古来の印綬を伝承したもので正一位、二位は黄色、正三位、四位は赤色、正五位以下では水色で、中国では約一メートルの紐に鑄造の印をつけて下賜され、この鑄造印「金印」には紐を通す穴があり、それにそれぞれの色の紐を通して腰に巻いて、ハンコを腰に下げて公式の場所へ出席することになるが、その紐の色によって階級が区別できるようになっていた。この制度を印綬といった。（内藤香石談）

わが国でもこれに習ったのが紫綬褒章（文化・芸術）・藍綬褒章（社会的貢献）・黄綬褒章（金銭的貢献）等があり、戦前の軍人の将官、佐官、尉官の刀房の色分けもこれと同じである。綬は糸を編んでこれを受けるとの意味である。

## わが国の印章発展の経緯

### 日本の印章

わが国に現存する印章の最も古いものは天明四年（一七八四）に筑前（福岡県）の志賀島で発見された「漢倭奴國王」という印文のあるもので、西暦五十七年に中国で作られたものであり、これが使用されたかどうかははっきりしていない。現実に使用された印章は、奈良時代のものが最古ということになる。

奈良時代の前期、孝徳天皇（六四語）の大化の改新で律令国家が成立するが、この時代に中国の制度を取り入れて公文書の行使が開始された。ここで初めて印判（ハンコ）が定められる。文書の効力を確実にするため印の使用が見られるが、印判を作ることは国家の特権であり、私人の印章を作るのは国の許可が必要であった。

『日本書紀』に持統天皇（六九二）に始まり、大宝元年（七〇一）に律令が完成

して天使の内印太政官の外印、諸司印、諸国主印の四種がその形状、用法まで制定されたと記されている。これらの印章は、二つの目的があったと考えられている。一つは文章の真を正すこと。一つは律令国家の権威を示すことを目的としたのである。

「印の用たる実に信を取るにあり、公私これによって嫌疑を決す」とある。しかし主たる意味は、権力の象徴であり、印の使用は公私に限られていたことにより、それを推察することができるのである。

天平勝宝八年(七五六)藤原仲麻呂は孝謙天皇より「恵美」の姓を賜り、そのとき特に「恵美家印」を用いることを許されたとしている。それが家印の第一号と思われる。しかし個人の名前を刻した私印(無許可)を捺印した文書もこの時代のものが残っているので、こういう違反者もあり面白いと同書にある。平安時代になると印の使用も広がったようである。と諸文献に見える。

この時代の印は、鍛冶屋に命じて作らせた。つまり鑄造印である。その材質の多くは銅製であった。印の字体は中国の篆書にとらわれず、日本独特の字体が刻まれており、いわゆる「倭(やまと)古天」といわれる字体である。一般の人は印鑑をもつことは許されず、「画指して証をなせ」という条文の通り、字のかけないものは、代筆された文書に直線で食指の長さを記し、かつ関節の所に短い横線を入れたものがその証印の代わりとされた。男性は左指、女性は右指を用いたとある。

平安時代に入ると「手印」手形と呼ばれ、掌(てのひら)に印肉をつけておすことをした。その手形の制度は江戸時代まで使用されている。

## 花押(かおう)

武将の願文とか起請文・遺言状などは、自分の心情を吐露する場合に使われ、一般的なものではなかった。この花押(書き判)は平安時代の後期になって広く行われるようになったのである。中世には書き半のことを、たんに判と呼んだこともある。

花押はわが国の風雅な、日本的サインの代表ともいべきものであろう。この花押は、同時にハンコの役目ももっていた。

花押の「押」という字には署名するという意味があり、つまり花のように美しく署名したものという意味である。また、花押を「華押」とも書く。

徳川時代までは花押のことを単に「判(はん)」といった。判を加えるという言葉があるが、これは花押を書くことをいったものである。その後私印が使われるようになって、これを区別するために花押のことを書き判、印章のことを印判というようになったという説もある。また次のような一説もある。



元来「判(はん)」という語は、役所が裁判の判決を下す意味のことで、それらの証明に当初は役員が署名していたが、その後署名の変わりに花押がもちいられるようになったので、花押のことを判または書き判というようになったという説である。ようするに花押のことを判といったことが誤りであろうとなかろうと、中世においては長い間、判とやってきたのは事実である。

**花押のおいたち** 奈良時代の項で種々記述した通り、印章は原則的には官印のことを言うのであるが、平安時代の初期になって自署の花押、すなわち書き判が広く使用されるようになると、ハンコとしての機能を代行するもので、印判を意味するものではなかったのである。

古来、文書の内容を証明する手段は、自署(署名)と花押と印判があった。文書を作成する場合に威は自力で書くことが望ましいことではあるが、実際には他人に代筆させることが多く、特に公文書や貴人の文書は記事や祐筆(ゆうひつ)に書かせるのが普通であり、その場合に発信者がその文書を間違いないと確認したということを表し、文章の信憑性を与えるために自分の名前の部分だけは自力で書く。これが自署(署名)である。

記事や祐筆が書くところは楷書、または行書で性格にしていねいに書かれていたのであるが、自署部分は字画をくずし、楷書が行書になり草書となり、さらにくずれて、その人独特の書体を作り出して変化していったのである。世の中が進むにつれた他人の偽筆を防ぐ必要が生じ、故意に署名の書き方を複雑にして、一見判読できないような自署が生まれるようになった。これが花王であるという説もある。他に二、三の異説もあるが、やはり花押は自署から変化していったと見るのが妥当のように思われる。



それではこの自署が明らかに花押という形のものとなったのはいつごろからであろうか。

新井白石は、藤原佐理(平安中期の小野道風、藤原行成と共に書道の三蹟と称せられた)の西暦二年(九九一)の書状(花押入り)が初見であるといわれ、伊藤貞丈の文書は醍醐天皇の昌泰年中の花押が現れているのでこの文書は貞観元年(八五九)から昌泰元年(八九九)までの間のものであろうとみられている。

伊木博士は、これより以前の東寺文書中の仁明天皇承和十二年(八四五)民部省符の奥書に書かれている大椽紀某の署名などは自署というより花押とみてよいといっている。また大覚寺文書の中にある天長、承和ごろ(八二四-八四八)の文書にも明らかに買おうといえるものがある。またわが国の花押は、「平安朝

の初期の、仁明天皇(八三三-八五〇)の前後より現れ始めたとみるべきであろう」と、鑰山巨楠先生は論考されている。

**花押の隆盛期**は 花押は鎌倉時代の中期より、印に代わって広く使用されたという説が多い。この時代から花押時代がつくられたというのが一般的である。花押の使用者は、一国一城の武士階級に多く見られ、特に褒賞などに多く使われている。

花押には二合体と呼ばれるものがあり、それは姓名の二字を組み合わせたものである。室町時代には名前の一字を用いたものが流行するが、名前が二文字の場合は上の字を用いるのが普通とされている。それらのことを一字体といっている。さらに別用体と呼ばれるものもある。それは姓名と何等関係のない花押であり、戦国時代に多く用いられ、その多くは図案化されたものである。

## 戦国期の印章

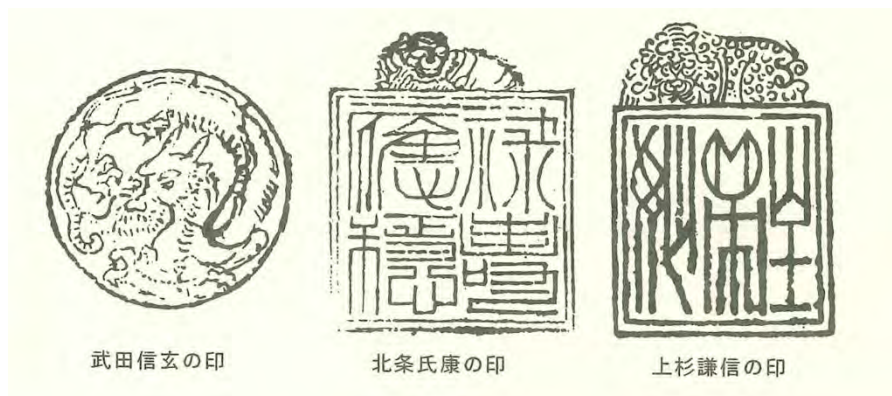
室町時代の上級武士に愛用されたものがこの時代は武将に広く使用されているのが特徴である。武田信玄の朱印は「竜」である。父信虎は「虎」を使用している。上杉謙信は「獅子」であり、北条氏は「虎」をもちいている。関東の三傑の印押がいずれも動物であり、竜・虎・獅子であることは面白いことである。

武田信長は、天下布武の朱印を用いている。この時代は印章(ハンコ)は公卿や国王、または上級武士等が使用し、庶民は印章を用いることはなかったのである。

豊臣秀吉の時代(約四百年前)から一般人は筆軸印(筆の軸に朱肉をつけて押す)などを用い、それが江戸時代のなかばまで続いていたといわれている。

戦国時代に血判という方法が武士階級では使われ、テレビのドラマでもよく見られるのであるが、自分の言葉の真実を証明するために、主人に誓うことや、神や仏に誓う起請文として広く行われたのである。

## 信玄の願文と武田諸士の起請文



武田信玄の印

北条氏康の印

上杉謙信の印

長野県上田市は「信州の鎌倉」といわれるほど歴史資料や史跡が多いところである。その一角鎮座する生島足島(いくしまたるしま)神社は、信濃の国でも指折の古社・大社である。武田信玄の崇敬が厚く、信玄はしばしば祈願をした。

同社には武田信玄が、上杉謙信との決戦に先立ち、近郷の豪族はもとより、自分の過信や弟たちまでにわたり、神の前で主家に忠誠を誓う起請文を書かせ、血判と花押を書き百通り以上の誓約祈願をさせている。これらの起請文はいつでも無料で拝見することができ、中世を知る資料として一見の価値がある。この起請文は、信玄といえども絶対的に部下、武将に信頼を持てなかった時代であ



生島足島神社 (長野県上田市)

ったことを証明する貴重な資料である。血判状の中には一部かわったものもある。これを傘連判状といい、円形で放射状に外部に向かって連署しそれに血判をしているのである。これは主体となる人物が誰であるのかわかりにくくするための連判状であり、江戸時代まで利用されていたという。

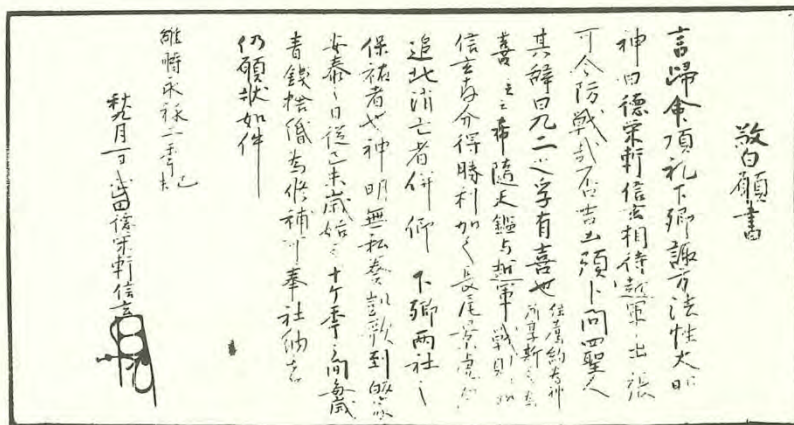
その頃、上杉謙信は上の荷出陣して、武田、北条の連合軍とも争っているが、北信濃の諸将で信玄に追われて謙信を頼ってい

るものも多いので、信玄も部下諸將の結束を固めておく必要があったとみるべきであろう。一族から諸奉行以下の被官に至るまで起請文を書かせ、生島足島神社(下之郷大明神)に納め信玄に対して逆心謀叛を企てることのないこと。謙信以下の敵方に内通することがないこと。

自分は信玄に忠節を尽くすという内容の起請文である。

起請文は八十三通であるが連署しているものが多いので、武士は二百三十七名に及ぶ。熊野牛王宝印の裏に署名して、花押し血判を加えている。

武田信玄の戦勝祈願文には、およそ次のようなことが記されている。



武田信玄願文

〔料紙〕鳥ノ子・切紙（縦15.8×横30.8cm）

「謹んで下之郷諏訪大明神に申し上げます。私（信玄）は越後の軍勢（謙信）が攻めてくるので戦うのがよいかどうかト（うらな）ったところ、吉という卦がでました。そこでこの天の教えに従って出陣します。なにとぞ私の軍に勝利を与えられ、長尾景虎（謙信）が逃亡するようお助けをお願いいたします。もし私が凱歌をあげて帰国しましたならば、今年から十ヶ年間、毎年青銅貨十?（さし）ずつ尾者のため奉納いたします。」

永禄二年 武田徳栄軒信玄 花押

永禄二年（一五五九）といえば川中島合戦があった二年前である。このころ晴信は信玄（法名）として改名している。（?（さし）＝（穴あき銭百文を紐で通したもののすなわち百文のことである。）

**武田信廉の起請文** 永禄十年（一五六七）八月七日、武田信廉は甲・信・西上州の武田配下の諸将とともに、生島足島神社神前で、信玄に対し逆心謀叛（むほん）のないことを起請文に認めている。

信廉（のぶかど）は信玄の弟で入道して信綱・逍遙軒といった。仏画・肖像画に優れ、武人画家として有名で、その遺作、父信虎像（甲府・大千寺蔵）、母大井夫人像（甲府・長禅寺蔵）は、現存する国指定の重要文化財である。

天正十年（一五八二）、武田氏滅亡のとき、織田氏のために、府中立石（甲府市・旧和田村）で殺された。『惣見記』には「…武田が親類・家老ノ面々落残ル者モ尋出サレ、或ハ生捕或ハ生害ナリ、其輩武田逍遙軒、同隆宝…」などとあり、武田一党のなかで信廉は筆頭に挙げられていた。兄信玄の死を世間に隠すた

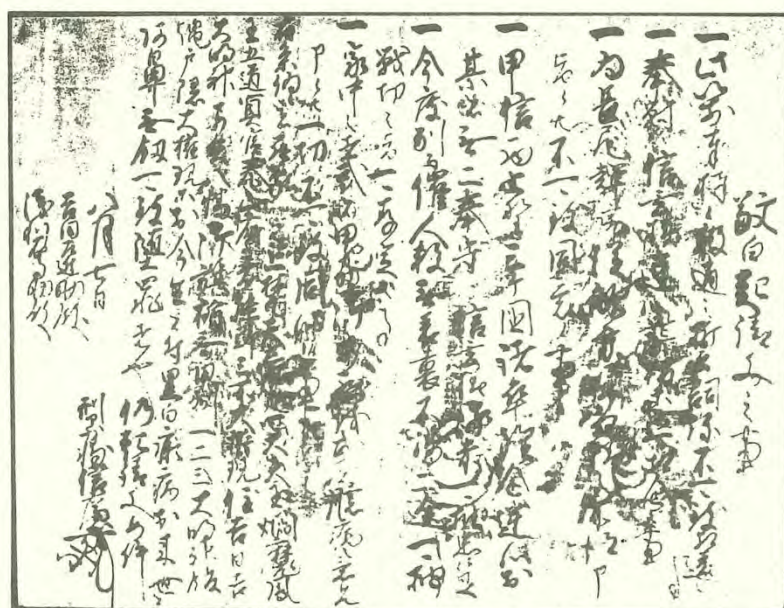


め身代わりとなって病床に伏して医師の診察を受けたりしたという、影武者として逸話がのこされている。『甲陽軍鑑』には、「御親類衆 逍遙軒 八十騎」とある。

起請文(写真)の訓読は次の通りである。

敬って白す。起請文の事

- 一 この以前捧げ奉り候数通の誓詞、いよいよ相違致すべからざるの事
- 一 信玄様に対し奉り、逆心謀叛等相企つべからざるの事
- 一 長尾輝虎を初めとして、敵方より如何様の所得を以って申す旨候とも、同意致すべからざるの事
- 一 甲・信・西上野三ヶ国の諸卒、逆心を企つと雖(いえども)も、それがしにおいては無二に信玄様御前を守り奉り、忠節を抽(ぬき)んずべきの事
- 一 今度別して人数を催し、表裏なく、二途に涉らず、戦功を抽んずべきの旨、存じ定むべきの事
- 一 家中の者、或は甲州御前に悪しき儀、或は臆病の意見申し候とも、一切に同心致すべからざるの事

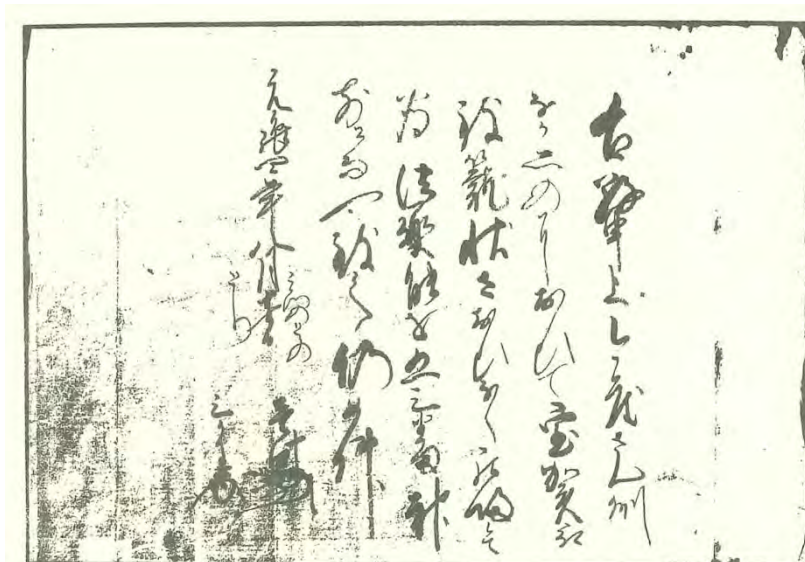


武田信廉起請文 【料紙】熊野牛王宝印ヲ用フ (縦30.7×横40.4cm)

右の条 <sup>いつわ</sup>偽り候はば、上は梵天・帝釈・四大天王・閻魔法王・五道冥官・泰山府君・熊野三所大権現・住吉・日吉大明神・弓矢八幡・御?楯無・甲州一二三の大明神・飯縄・戸隠の大権現等の御罰をまかり <sup>こうむ</sup>蒙り、今生に於ては阿鼻無間

に墮在致すべきものなり。仍って起請文件の如し。刑部少輔信廉 花押

武田刑部少輔信廉といっしょに起請文を収めた将士で姓名がわかっている者が二百十七名、八十三通にのぼっている。信玄の弟である信廉からも起請文を



巻叶・三かわ連署起請文 [料紙] 縦25.6×横37.0cm

徴していたのである。六カ条の起請条項は、信玄に対し二心のないことを堅く誓わせたことに要約できる。

信玄の周辺にどのような不慮の事件が起きようとも家臣団が絶対に動揺しないための先手であった。信玄が長尾輝虎を表面に出した

たこの起請文を、川中島作戦に関係深い塩田下之郷明神(生島足島神社、摂社諏訪上下大明神)に納めたことは、対越後戦の準備であろうと敵味方に思い込ませておき、その実は駿河進攻作戦の準備であったことは、やがて判明する。信玄の思慮深い作戦を垣間見る貴重な歴史資料である。

**珍品、女性の花押** 元龜四年(一五七二・天正元)武田信玄の武将で室賀信俊の妻「巻叶」と信俊の弟、経秀の妻「みかわ」が信玄の西上作戦に従った主人の無事を祈った願文である。

この年の四月十二日に信玄は死去しているが信俊は長篠城番を命ぜられ、三河長篠に籠城していた。巻叶・みかわは夫たちの身を心配して祈願文を捧げたものである。戦国時代の武将の妻の生きざまをうかがうことのできる数少ない資料であり、女性の花押は珍しい。

右敬申上、今度さん「三河」州なか志の「長篠」におひて室賀(信俊)被到籠状(城)さおひなく罷帰候て、偽法楽能を五三番神前二而可致之候 仍如件

巻叶(花押)

元龜四年八月十七日(みつのとの)とり

三かわ(花押)

## 歴代内閣総理大臣の花押

明治時代以降は花押はほとんど用いられなくなったが、今でも各大臣が閣議の決裁文書に署名するときに用いられている。ほかに政界、財界、官界や風流を愛する人たちが愛用している。

次の花押は、伊藤博文ほか、中曽根康弘まで、四十五名の総理大臣が自署したものである。







米内光政



広田弘毅



田中義一



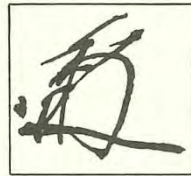
東条英樹



林銑十郎



浜口雄幸



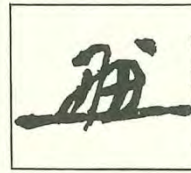
小磯国昭



近衛文磨



犬養毅



鈴木貫太郎



平沼騏一郎



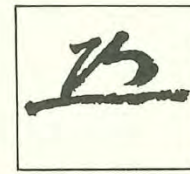
斎藤実



東久邇稔彦王



阿部信行



岡田啓介





## 花押印



花押印とは自署ではなく、花押を刻した印判のことであり、鎌倉時代の末期から次第に用いられるようになった。これは材質に輪郭だけを刻み込んだもので(図参照)、花押印を押した後に、係りの者がその輪郭の中を黒く墨で塗りつぶす方法であり、一部針の穴ほどを残しておき、そこを文章を発行するものが塗り、再確認するというところを行って来たのである。

花押印は幕末ごろまで佐官に用いられていたのが明示の新政府は明治元年(一八六八)に花押印の使用を禁止し、自筆の花押を用いなければならないことを定めている。

## 印章の彫刻様式

わが国の印章彫刻様式は、安土・桃山時代(天正五年～十四年・一五七七～一五八六)の約四百年前ポルトガル人が渡来し、鉄砲といっしょに印章篆刻技術も渡ってきたというのが定説である。

織田信長は全国より、版木職人、菓子形彫刻職人や印判職人など百人を京都に集め、ポルトガル人の講師の下に一ヵ年間の講習の結果、特別優秀な者三名を選び、これにさいじ細字の姓を与え、帯刀を許したのがわが国印章師の最も古い発祥であるという。

細字家は襲名で代々左平を名乗り初代は尾張の生まれであった前田利家と同郷だったので、利家が加賀藩主として天正十一年(一五八三)六月十四日に金沢城へ入城し、五年後の天正十六年(一五八七)三月左平は御用印判師として召し抱えられ、尾張町の現住所を賜り、現在の同地において印章店を営む細字氏(金沢市尾張町二ノ九ノ二十二)白鶴堂がその十一代目である。

初代細字左平は京都で、四ヵ月を費やして、タガネで「つくばい」を彫刻した。それを前田利家に献上し、時代を経て水戸光圀が京都の龍安寺の中庭にすえられてある「つくばい」は、平面二尺五寸(約七五センチ)、高さ一尺五寸(約四五センチ)の丸形石材に楷書で、「吾唯足知」の四字を篆刻しているのが有名である。

中国の印章は角印であるが、西洋の印章は丸形と小判型である。わが国では両方の形を使用するようになり、この時代より角印、丸印、小判型と三種型になったのである。この時代は一般人には公印のみであったが、堺の商人にはハンコの使用が許されていたという。御朱印船の印は堺の商人が貿易の許可として使用していたものである。

江戸時代に徳川家康は、一般庶民にハンコの使用を布告している。これは「公禁令」であるが、実際には町民や百姓はハンコの使用は必要としなかったのである。一般には筆軸印(筆の軸に朱肉をつけて押す)などですませていたのであるが、元和年間(一六一五～二四)頃に社会経済の発展に伴い、百姓町人階級にも印章が流行するようになり、取引の証明と確認の意味において使用されるようになった。これが実印の始まりといわれている。しかし実際には名主、大家どまりで、訴訟などの場合も、名主、大家が羽織をつけてハンコの捺印をすることでことたりたといわれている。

江戸時代のハンコに対する川柳に、

○またハンコ大家しぶしぶ羽織を着

役所へ出向きハンコを押すときは必ず羽織をつけて立ち会ったのである。

○ハンコ屋は袴のうしろに質におき

格式の高い職業であった。前だけは袴をつけたように見せかけて判を彫っていた様子をうかがうことができる。

○ハンコ屋は刻ってやるぞと金を取り

○まんじゅうをもらって一判、倉がとび

ハンコは大切なものである。まんじゅう一つ頂いて、補償に押捺したばかりに倉を取られたのであろう。

古代より印章を押捺することは重大なことであった。印章の歴史を知り印章を大切にすることは自己の人格と信用を高めることになるのである。

## 朱印と黒印

海外渡航許可状は御朱印状で知られているが、社寺領に対しても御朱印が使われた。十万石未満の大名や旗本の知行についても朱印であった。十万石以上の大名には將軍の書き判(花押)であり、軽微な事項や私的文書には黒印が用いられたといわれている。事項の軽重におうじて書き判、朱印黒印というように使い分けたものと思われる。

明治の新制度 明治六年十月一日以後人民相互の証書に花王を用いることを禁じ、諸証書の姓名は必ず本人が自書して実印を押すべきものと定めたのである。

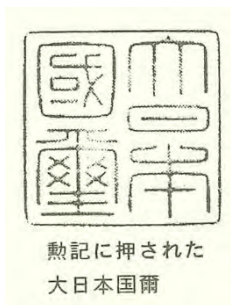
第一国立銀行では日々何百回と出される当座預金、請取証書、振出手形、為替手形に自書することは困難である旨を上申し、この書類のみ国立銀行では自筆の姓名を彫刻した印を作り、自身でこれ押し、かつ加印すべしとの許可がなされたのみである。このようにして国民等しく印章を用うることになり、この日を記念して、印章記念日とし、業界では毎年、全国で式典やイベントを行っている。

## 御爾のはなし

「御爾」は、御印・内印・玉爾ともいった。天皇の印のことをいい「天皇御爾」の四字を刻した印である。律令制では少納言が保管し、諸司・諸国に「符」を下す場合に用いた。これに代わって外印(大政官印)が押された。昔のものは方二寸七分(約八、一センチ)の銅印であった。現行のものは、明治七年(一八七四)の新制の金印で方三寸(約九センチ)となり、大日本国爾(国印)とともに内大臣がこれを保管した。

詔書・親任官・認証官の官記、親授・勅授の位記に用いた。今は侍従職が保管、天皇の国事行為に伴い発せられる証書・法律・政令・条約書・内閣総理大臣の任命書などに用いられている。明治新政府は新しい「天皇御爾」を制定するに当たり、明治三年官内省の役人伊達宗城を清国(中国)に派遣して清国の御爾について調査をさせ、帰国後、東寺わが国の篆刻家の第一人者であった長崎県の小曾根乾堂に「御爾」の製作を下命することに決定した。

ところが、小曾根乾堂は「御爾」の奉刻には無位無官のものでは誠に恐れ多いとして、ねがわくば従五位の位階をあらかじめ下し賜るようという、誠に虫のよい請願をひそかにその筋へ働きかけた。しかし、そのような腹黒い篆刻家の請願は「聞き届けがたし」と取り下げられ、宮内省は、京都の奏蔵六・阿部井櫨堂の両氏に、御爾の奉刻を新たに下命した。奏蔵六は、当時、京都の勸業場御用掛で鑄造家、阿部井櫨堂は京都小路に住む篆刻家で印刻店を経営していた。



勅記に押された  
大日本国爾

御爾奉刻の榮に浴した二人は、潔済もく沐浴してひつせい畢生の心力をこめて御爾製作に精進した。

御爾の全材料は純金、重量三貫目(約十二キロ)を使い、櫨堂が原印「鑄型」を、蔵六がそれを鑄して完成した。このときに天皇御爾と大日本国爾の二種を製作した。御爾の側面には、「神武天皇紀元二千五百三十四年明治七年甲戌三月奉勅新製黄金爾一雙即西京人安部人奉刀。宮内卿正二位徳大寺実測謹識」と落款が刻してある。この御爾は、いま宮内庁の侍従が保管し、一般人には見る事ができない。

せつかく奉刻を下命された小曾根乾堂は、のちに一世一代の失敗をしたと、欲張ったことを深く反省したという。御爾印は今では四方の隅の縁はだいぶ丸くすりへってしまっているといわれている。(昭和五十三年七月、内藤香石先生談)

## 山梨の印章業の沿革

山梨県の印章業は、県内に水晶が産出されるようになった文久年間(一八六一～六三)に水晶印の篆刻からはじまったといわれ、今では印章は全国一を誇る産地といわれている。西八代郡六郷町は「ハンコの町」の愛称で全国に知られ、全国生産量の五〇パーセントをこの町だけで占めていたこともあった。

六郷町を中心とするいわゆる富士川沿岸の峡南地方に発達した印章、印刻の歴史は、明治二十年なかばにさかのぼるが、この地方は古くから山間部に開けた町村が多いので耕地は極めて少なく、江戸時代には旧岩間村を中心として足

袋の製造を副業とし、埼玉県の行田市、岡山県のたびの産地と並んで岩間足袋といわれるほどの盛んな地方であった。しかし、明治時代に入ってから機械化による大量生産による製品が多くなり、安く出回るようになると、小規模企業は圧迫され、次第に足袋の業者は姿を消していった。もともと耕地の少ない地方であるから、これに代わる産業をみつけなければ生計が立ち行かないことから登場したのが印章産業であった。

はじめは甲府を中心とした江戸時代からの水晶研磨業と提携して、ここで生産される水晶印を県内各地に行商することに出発点をおき、全国的に販売網を広げ、峡南地方の各町村でも行商をはじめ、太平洋戦争まではその販路は朝鮮・中国・台湾・フィリピンにまで及んでいたのである。

印材の販売は当然印刻業の発展を促すことになり大正時代の末期には足袋産業に変わって全国に印章の産地として日本一の地盤を固めるようになった。山梨県下の印章関係者の印章産業の中心となっているのが六郷町である。

主には印章彫刻業と出商販売であったが、現在は印材製造・印材卸業・通信販売・印章ケース・ケース用金枠業・ゴム印製造業・台木製造・印袋製造・メッキ関連業と印章に関係のある業種はほとんどそろっている。

印材も水晶から象牙・水牛・木・金属・陶器・化学材と多種多様な印材で印章が作られるようになって印刻の工程も主な手刻法でその技術も高度を要求され名工も生んだ山梨県であり、全国に古くより山梨の印刻師は知られるところである。最近の印刻への科学の浸入は著しく、ロボットまで参入しているのが現状である。手刻法は絶対に保持する必要がある技法であることは間違いはないはずである。

これからは伝統産業として、どうして次第に継承しようとするのかが課題で、後継者づくりをめざす「てんこく教室」を開設し、積極的な技術指導と経営者の勉強をすることが業界に必要なこととなっている。

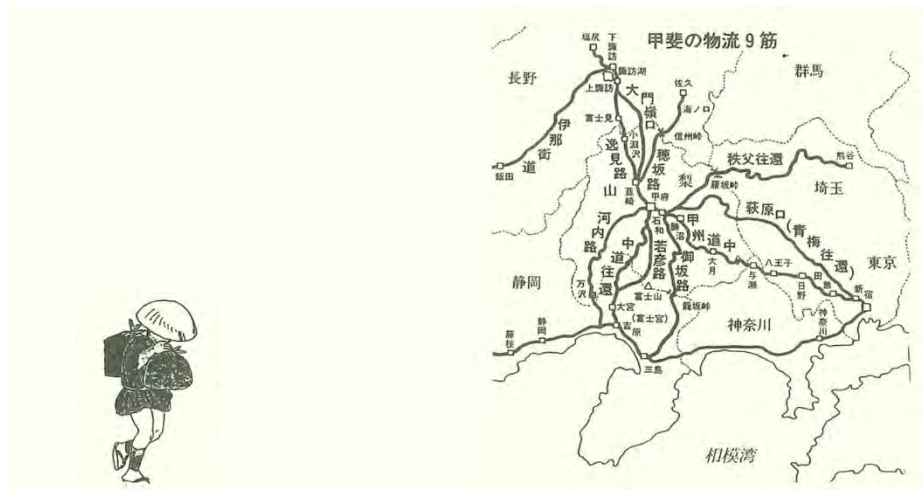
## 街道と城下町

甲斐の国より国外へ通ずる道は駿河(静岡)方面へ若彦路・中道往還・河内路の3路が、江戸などへは穂坂路・逸見路・軍用路で有名な棒道(大門嶺口)の9路があり、甲斐の物流9筋としてひらけていた。

時は移り、政治の中心が江戸に移るとともに、江戸を起点に東海・中山・奥羽・日光・甲州の5街道が管路として設定され、道中奉行の支配下におかれていた。

甲州街道は別に甲州道中とも呼び、江戸内藤新宿を起点に甲斐を東西に横断して、下諏訪で中山道に接続されていた。

さて、甲府宿の駅停は柳町にあって、本陣1・脇本陣1・旅籠21軒・人足39・電馬50が置かれ甲州道中の中心宿駅として重要視され賑わいを見せていた。



## 戦後の歩み

昭和二十年八月十五日、うら孟蘭盆の最中に悪夢であった太平洋戦争は終結し、わが国の平和と平安が刻まれた一瞬であった。しかし建国以来初めての経験であり、日本全土が将来への不透明な不安の交錯していたときである。県都甲府市は同年七月六日の大空襲により廃墟と化してしまった。わが国民は優秀で、その努力によってこん渾然として復旧に立ち向かったのである。『狐と狸』(熊王徳平・増穂町)の行商販売の根性は映画化により、日本国中に甲州商人のたくましが披歴された。

印章業界も早々に復活した。終戦から昭和二十四年の四年間は軍隊からの復員や軍需工場などから故郷への引き揚げが続き、戦後の復旧に当たり、特にGHQの方針により交通網の復旧は早く主幹鉄道は全面的に開通され、民生も



安定し、行政も遅滞なく行き届いてくると、ハンコの需要が盛んになり、戦前のベテラン印章関係業者がまず復職し、就業につく仕事が少ない時代であったので簡単に印章の行商人となったものが急増していった時代であった。

昭和二十年十一月には、甲府市中央一丁目岡島百貨店正面(旧常磐町)に戦前より盛大に印材の問屋業を営んでいた山梨国産商会(七沢齊宮)が戦後第一号の印材問屋を再建開業した。

印章業の小売店舗も戦後三年間には諸所に散見されるようになり、出張販売業(行商)に職を求め全国へハンコの販売に出かける人々が加速的に増加していった。峡南地方を主として甲府市・中巨摩郡・北巨摩郡とほぼ全権かに拡大してその数は二千人も三千人もいわれた時代である。それに平行して彫刻業者も、復旧するものが自然に増え、六郷町を中心として甲府市・市川大門町などを中心としてこれまた三百人も五百人もいう人々が彫刻所を開業して需要にこたえていくように増大していった。

印判用品の卸業者も、昭和二十一年になると柳屋印材店(六郷町)・望月貢商店(六郷町)遠藤商会(甲府市)、二十二年には鈴木屋(六郷町)・原田晶光堂(六郷町)・一瀬印材店(甲府市)・堂月晶平堂(市川大門)・甲産商会(甲府市)・二十三年には大森印材店(甲府市)・渡辺正玉堂(六郷町)・二十四年にはモテギ(甲府市)、二十五年には河西印材店(甲府市)と世年間に十三社の問屋の開業を見るようになった。これらの卸業者により昭和二十五年四月、山梨県印判用品卸商業組合が設立された。このような状況下に小売業者と彫刻業者の態勢も整い三社一体となって伝統の山梨の印章は継承され飛躍発展して言った。

終戦直後の主たる印材は水晶、メノウであったが、山梨県特有の研磨技術を生かし、虎目石・砂金石・紫水晶・ヒスイ・ジャモン・ジャスパー・九雀石と印材として彫刻できる石材はすべてその販路に登場した時代である。木製印材はつげ柘植の産出が少ないため、桑の木・梨の木の印材も使用され、特に多かったのは椿材であった。二十三年ごろより本格的に日本柘植(本柘植という)が伊豆七島の御蔵島や、九州鹿児島県より薩摩柘植の良材が市場へ出回り木製印材の主流となっていった。

経済の発展と行政事情が多様になり、ますますハンコは必要性をました時代であり、昭和二十六年ごろになるとシャム柘植(タイ国産材)が輸入されるようになり、印章界は潤沢となり、大いに発展した。その他の印材に紅木があり、黒檀・紫檀なども高級木製印材として加工され販路にのるようになった。

主力であった水牛材は、関西方面が印材の産地で水牛材の輸入は戦前より肥料としての入荷であった。また船舶の底積み用として荷物の湿気防止のために

も利用され、印西店として輸入したものではないので安価に入手できたのである。これらは戦後直ちに山梨へ入荷され、特にビルマ産の水牛材が良質の印材として使われたようである。このころ大阪府松原市に製造業者は集まっていた。

象牙は江戸時代より輸入され、特に細工品としてこの時代には日本の繊細な手工芸品として明治・大正・昭和・と三味線のばち撥・ピアノ・その他の楽器や装飾品に多く利用されていたのであるが、印材としても利用されていたようであるが高価ということではほとんど見るができなかった。戦後アメリカの進駐軍が日本の象牙装飾の細工を見て感心し、大阪の北商事を象牙取扱指定業者とし、二十六年には東京の北川象牙店も指定認可され全国のPXに象牙細工製品を納入したのが象牙の輸入の始まりである。

国内では国内有材や、加工業者は全国をめぐりビリヤードの玉(象牙)を求めて印材を作っていたのであるが、量も少ないので寸法は寸五丈が最長で、寸二丈が主力であった。水牛材への先次として二寸丈を市場に出していた。

象牙が自由に輸入されるようになったのは昭和三十年頃だとしているが、昭和六十二年には世界の五十パーセントがわが国へ輸出され、その七十パーセントが印材に加工されたということである。

昭和三十七年に入り、印相印鑑(別述参考)の販売方式が象牙印を主軸として商をしたため、象牙の輸入を押し上げたので、ワシントン条約問題は日本をターゲットとして業界に大きな波紋をなげかけることになった。

彫刻技術を生かして各種の標札は建築ブームと相まって、桜、桧、一位、櫻等や各種大理石への彫刻標札が盛んに販売され戦前の印章王国山梨の名声を再現していったのである。しかし、平成三年、バブルの崩壊によりその波が業界にも押し寄せ、業績は低迷状態である。

## 山梨の水晶原石発見

東山梨郡牧丘西保地内および塩山市荻原重郎原地内で発見された縄文式、石器時代前期および中期遺跡(約三千～五千年前)の遺跡跡から水晶石鏃(やじり)、およびその材料となったと思われる水晶の原石が発見されたと文献にある。水晶石鏃の発見によりこのことは水晶が人間生活と交渉をもった最古の実証であるとともに、山梨県内における水晶加工の第一号ではないかといわれている。

石鏃というのは、石で作った弓用のやじりのことで、縄文式石器の一つであり、獲物をねらって弓を射る矢の先に付ける刃を水晶で作ったというものである。



江戸時代に山野に散らばっているこの石鏝を見た人々はその用途はさっぱりわからなかった。『甲斐国志』にこれを落星石(ほしのくそ)と書いてあるほどである。ほとんど石鏝は黒曜石で作られ、広い範囲で使用されており、関東地方では伊豆と信州の黒曜石が有名であり、県内の発掘遺物は信州和田峠産のものといわれている。そうした中であって山梨県で水晶の石鏝が用いられたことは石器時代から水晶産地としてのお国柄をひょうすものであったということができ、水晶の発見も加工も先史時代までさかのぼることは明らかである。

水晶工房の発見はわが国で今までは二～三世紀の鳥取県大栄町の西高江遺跡で発見されたものが最も古いといわれてきたが、平成四年に京都府弥生町(丹後半島奈具岡遺跡・弥生時代中期・一世紀・玉づくりの大きな工房跡が二十棟のたて穴式住居跡で発掘されてあきらかになり、日本最古の水晶工房跡と発表された。平成四年九月)山梨県内でこうした水晶発掘の背景には、少なくともその周辺に水晶の産地がなければならないはずである。水晶原石が初めて発見されたのは約一千百年前ではないかと考えられるのが通説となっている。

塩山市竹森にある郷社玉諸神社の御神体は巨大な水晶の天然石である。『甲斐古社史考』によれば、同社は延喜式神名帳に記載されており、それは「延喜式」の編纂当時に官幣、もしくは国幣社になっていたことを証するもので、平安時代元慶年間(八七七から八五)のころまでと推定されているので、玉諸神社の「社記」には、天平十八年(七四六)の年号が記載されている。同社記に、「神体(は)者水晶(の)之玉石ナリ 高サ七尺余大サ六尺八寸廻り地中に(かく)隠ること限りを(しらず)不知」とある。明治初年に盗難に遭い今は囲い六十センチ、重さ三十キログラムくらいの透明の水晶原石が祭られている。

前記の式内社と決定された元慶年間からかぞえても一千百年以前から存在したことになるので水晶之御神体もそのころ発見されていたものであろう。(『水晶宝飾史』)

『甲斐国志』は文化十一(一八一四)年に成立した、甲斐国の地誌で、当時の著名な水晶、または石英の産地を記している。それによると金峰水晶瀑布・水晶峠、石水寺山・金子峠(甲府市)、竹森玉宮社中、牛奥通明神(塩山市)、天目山(大和村)、石森村水晶溪(山梨市)、河浦村雷平(三富村)、苗敷山(韮崎市)、浅川村水晶山(高嶺町)などが記されこれらの土地が注目されたことは明らかである。さらに横手山(竹川村)、押出山(須玉町)なども記録に残されている。

## 山梨の水晶産地

甲斐の水晶といえば、連想されるのが金峰山であろう。山梨の水晶産地は主に金峰山を中心とする関東山地と証する地域に集中している。甲府市北部から遠く武・信・上の三州にわたる広大な地域を占め、その最高点は金峰山(二五九五メートル)で朝日岳、甲武信岳等の二五〇〇メートル以上の高峰によって信・武と境をなし、笠取山から南走して甲府盆地の塩山に終わる支脈で国師岳から南西走して甲府市に終わる支脈。この間の谷間は笛吹川、金峰山より南西走するものは、茅ヶ岳とその裾野の竜王で終わる。この脈間に荒川を画し、御岳昇仙峡の絶景をつくり、花崗岩風景をあらわ<sup>あらわ</sup>露す。



金峰山五丈岩

金峰山より主脈は西走して横尾山に至り、一支脈の西南に派出するものがある。前支脈との間に塩川を涵養する。このように金峰山を中心にして集中しているのであり中でも甲府市黒平の向山坑から東山梨郡牧丘町の倉沢坑(乙女鉱山)、須玉町比志の押し出し坑は古くから透明良質の

水晶を多く産出している。

金峰山麓での水晶の発見は天正三年(一五七五)で、今より約四百年前のことで、ちょうど武田勝頼が三河の設楽原(しだらがはら)で織田、徳川の連合軍に大敗した年であり、武田家滅亡の第一歩を踏み出したいわゆる長篠の戦いがあった年である。

伝承によれば水晶を発見したのは険しい山道を金峰山奥宮(甲府市の金桜神社は里宮)へ登山した行者だといわれているが、これを裏付ける資料はないが、甲州水晶の産地は金峰山を中心とする一帯地域で、金峰山には各所に露出した水晶が見られたであろうと文献に記述されている。

『甲斐国志』には、水晶は水精とあり、要するに書く水晶産地の山岳地帯を源流とする各河川の流水の流水が、あたかも清くすんだ透明の水晶からにじみ出た水の精のようであったことから「水精」としたものと思われる。

天正年間の織豊時代は、水晶採掘の制限はなかったと思われるので、自由に採掘しそのままきれいな石として珍重されたものといわれている。水晶の採掘が

禁止されたのははっきりしないが、『銀山旧記』によれば、戦国時代には金銀の鉱山をめぐる豪族間に猛烈な争奪戦が行われたので、秀吉がこれを防ぐために鉱山奉行において各地の鉱山を治め、財力をたくわえ、金張りの秀吉といわれるようになった。天下を掌握した家康もこれにならって金山奉行を設け、各地方の主要鉱山を直轄地としたことは有名である。

徳川家の金山奉行の大久保長安は、もともと武田家に仕え、武田家の財力に金山の採掘を開発して天下の武田と名を挙げたのも、大久保長安の鉱山技術であったからである。信玄によって開発された早川入りの保や、黒川千軒とうたわれた黒川金山(塩山市旧神金村)は有名であるが、黒川金山は真っ先に幕府直轄となって管理され、すべての山が幕府の方針によって、採掘や使用は一切禁止されたのである。

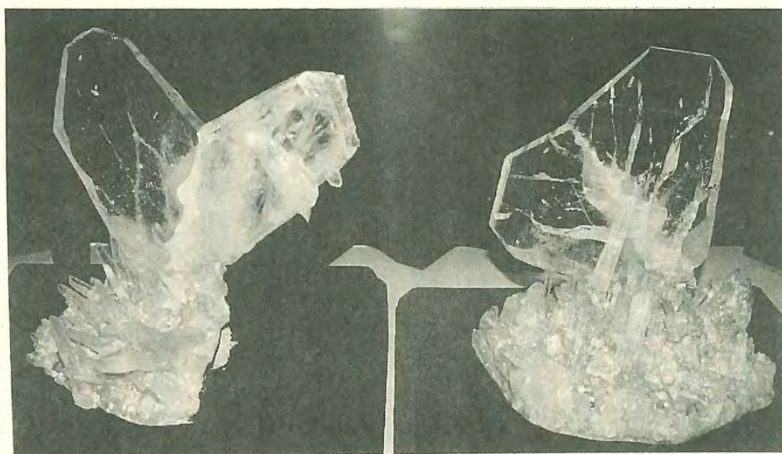
災害や自然崩落等により露出した水晶鉱石は幕府に届け出て後に払い下げられたようであるが、金峰山で発見された水晶が、これが最初であるという。金桜神社の宮司のお話によると、金峰山の山頂に奥宮があり、医薬、禁厭(災難よけ)の守護神として、すくなひこのみこと少彦名命が鎮座され(二千年前)本宮となし、千五百年前に金峰山より御祭神を御岳に遷祀して里宮とし、数千年前より日本国中にその名を知られ、里宮から置く宮へと山岳信仰の盛んな江戸時代には特に行者の登山が多く、金峰山の水晶体は、行者によって発見されたことは前述のとおりである。

金桜神社の社宝、火の玉・水の玉は有名である。「火の玉」は径一寸三分、径一寸の茶色透明の二個で、「水の玉」は径一寸強、径一寸、径五分の白色透明の三個で、あわせて五個の銘玉であるが、拝見させて頂けなかった。この玉は京都の玉造りに加工させたという。年代はつまびらかでない。

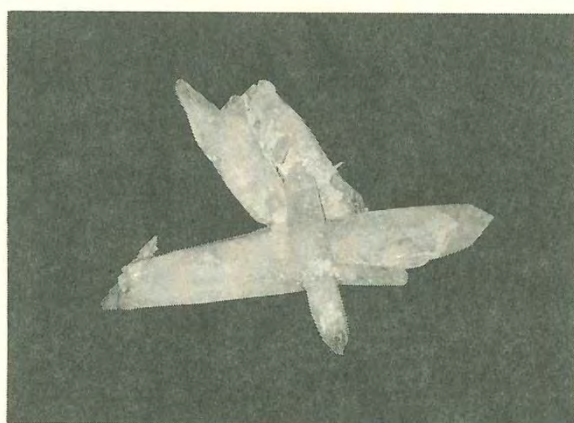
金桜神社から清川筋へ出る左折れの小さな峠の下り道がある。三十五年ほど前は土道で、水晶の破片が所せましと敷き詰めたように散乱していたのを思い出したが、今は全面舗装となってその面影はなかった。甲府方面へ水晶を搬出した主幹道であったと思われる。

甲府市黒平町上黒平の長老を訪ね、水晶の話を知ることができた。その人は水晶研究科の藤原育弥さん(八十二歳)で明治時代より亡父が水晶原石の採掘を専業としており、大正時代に入り、父子で採掘の仕事をしていたという。「御岳千軒」という昔からの言い伝えについて藤原さんは、金峰山は古くより日本の三代御獄信仰霊場であり、多くの信者の登山があった。一五七八年(天正六年)金峰山から水晶が発見され、採掘工、加工職人、運搬人、それらを商う商人と人の交流が盛んになるにしたがい、日用品販売の商店、食堂、旅館、土産店が軒を並べ、往来は盛大を極め、一時御岳町の沢沿いに千軒くらいの集落があ

ったといわれているという。



日本双晶結晶（傾軸式）－世界最大という  
外観は二つの水晶が交わっているように見えるが、別々の結晶であり、両主軸は84度と、33度の角度となっている。（藤原育弥家蔵）



双頭の結晶  
六方体の結晶の頭部が両端にある。（藤原育弥家蔵）

黒平の水晶抗は、藤原さんの家の正面で南の山、県有林にある向山抗は、前述した鉱山を目前に見ることが出来た。しかし歩くと二時間はかかるという。明治四十年まで盛んに採掘されていたが、明治四十年前後の台風、水害による崩壊がいちじるしく採掘中止の状態となった。それ以後は先代とぼつぼつ、昭和二十年の終戦まで掘っていたが閉山したという。

向山抗（甲府市黒平町）の水晶の原石は、長さ三尺（約九〇センチ）のものが最大というが、これについては面白い話をきくことができた。採掘方法はたて穴式で、大穴方式といい、井戸彫りのように約一〇〇尺（約三〇メートル）もたてに掘り下げるため、鉱山を引き上げるのに村民が総出動して作業に従事したので別名村堀りといっていたそうである。

そのために三尺(約九〇センチ)以上の原石は危険なために穴の中に残して置いたそうである。採掘すると大きな原石のみがごろごろしているというのである。そこは今、水源涵養のため山地の崩壊の危険により手はつけられないままであるという。

## 水晶山開発の奨励

明治二年(一八六九)に新政府は、わが国の近代化を進めるにあたり、積極的に殖産興業に力を入れた。第一に地下資源の開発に目をむけることになり、同年二月、民間に鉱山開発を許可し試掘と売買を奨励した。水晶は幕末まで原石の採掘は許されず、かぎられた市場に出る製品は僅少であったが、新政府は試掘にあたって手当金の貸付までするようになった。

(一)御入用ノ儀ハ千両ニテモ貳千両ニテモ申出候ハハ御下ヶ相成候事

水晶山を開発するための資金を必要とするならば、申し出次第、千両でも二千両でもぐに下げ渡すという新政府の方針がうかがわれ、水晶抗之開発を刺激し、促進したことは言うまでもない。

明治三年には白須・大ヶ原村(白州町)横手村(白州町駒城)などから甲斐駒ヶ岳の試掘の跡請があり、丹波山村(北都留郡)からも村内の泉水溪というところに水晶抗が見えたといい、新規百日間の試掘の願いが出されている。(『山梨県史』)

『甲斐国志』などに記載されている県内の水晶産地は前記の通りであるが、明治後も繁栄した山は金峰山周辺の水晶峠・倉沢山・向山・押出山・竹森山などであった。このほかに乙女鉱山(牧丘町)、八幡山(須玉町)、川端下(長野県・川上村)、市ノ瀬山(塩山市)、刑部平(同)、泉水溪(丹波山村)、船越(同)、鳳凰山麓獅子ノ木(武川)、駒ヶ岳(白州町)などの産地の名も上げられている。

しかし丹波山村では、明治三年(一八七〇)十二月から同四年三月まで試掘し、二回目を同年五月から八月まで。同四年十月から翌年正月まで三月にわたり較百日間ずつ延長承認で試掘したがついに水晶の生産は十分得ることなく終わっている。次々と大金を投入し、水晶山に対する投資は依然として盛んであったと『水晶宝飾史』に記されているが新規採掘は思うような成果を上げられなかったといわれている。

金峰山をめぐる各水晶鉱山の採掘最盛期には、御岳金桜神社の社領の住民たちは、米と味噌を背負って鉱山に分け入り、食料の続く限り幾日でも水晶の鉱筋を探し回った。幸いに一かま掘り当てれば連絡によって御岳や甲府から水晶の仲買人が集まり、市が立つほどで、これを目当てに臨時の飲食店や甲府から芸妓までが山に登ってきて大騒ぎの御岳にかわったといわれている。

乙女鉱山は、東山梨郡西保町(牧丘町)字北奥仙丈字倉沢。西山梨郡千代田村(甲府市)、および中巨摩郡宮本村黒平(甲府市)にわたる最も広大な水晶鉱山で、古来白色透明な良質の水晶を多く産出した鉱山であった。ことに透明な傾軸式双晶(写真参照)は、世界無比のものとして海外からも注目された。珍しい良品質の原石が産出されたので往来もはげしく奥山にしてはにぎわいをみせたという。

山梨県以外の国内水晶原石の主産地

- (1) 滋賀県の田の上山坑、苗木抗より煙水晶
- (2) 宮城県の小原抗より紫水晶
- (3) 鳥取県の藤屋抗より紫水晶
- (4) 福岡県の合戸抗より紅水晶
- (5) 秋田県の荒川鉱山より冠水晶
- (6) 新潟県の相川鉱山より水入水晶

等が主な産地として知られるところであるが、いずれも明治四十二年(一九〇九)から大正六年(一九一七)ごろにはほとんど採石はなく約十五年くらいで掘りつくされたという。大正になって山梨県も外国産の水晶を輸入しその需要に当てるようになった。

## 水晶の研磨技術と印材加工

前述のとおり山梨県内の水晶の加工品は、やく三千～五千年前の石器時代の遺跡から水晶石簇が発見されたことにより登場するのであるが、次の弥生時代には全くその姿を見せず、古墳時代(紀元三世紀～八世紀)に至って副葬品の中から装身具となり玉となって発見され登場してくるのである。

山梨県下で水晶原石の発見は、約一千年前ごろとなるのであるが、研磨技術としては水晶のお国柄にふさわしく、昇仙峡の奥、甲武信山脈の金峰山一帯を中心として産出した水晶の原石を使って印章(ハンコ)の研磨は生成発展していくのであるが、研磨工業が発祥して約五百年余ということになり、伝統産業としてほこれるものである。

研磨の初期は手やすり鑪一本の加工であったが、やがて足踏みの回転盤に変わり、電動機研磨時代に入ってきたのである。置物・印材・装身具などの美術工芸品を生産しながら江戸時代から明治、大正、昭和、平成、と研磨技術は発展し現在に至っている。

南北朝時代の建武二年(一三三五)普明国師は、夢窓国師に従って上洛し、



鹿王院の開山となるが、しばしば甲州から水晶の原石を取り寄せて京都の玉づくりに数珠を作らせたと『水晶宝飾史』にある。鹿王院の寺宝である水晶の如意宝珠(重要文化財)はみがき磨は最上であり甲州水晶の特徴である、くもりが見られるので甲州産の水晶で作ったことは間違いないという。

とにかく甲斐にゆかりの深い夢窓、普明両国師によって、すでに南北朝時代(一三三〇～一四〇〇)から甲州と京都の水晶による交流があったことが推察されるわけである。



金桜神社(甲府市)

水晶の研磨は、天保年間(一八三〇～一八四〇)に御岳の神官が京都の玉屋弥助の教えを受けた玉造りであるという定説があるが、いずれにしても山梨の水晶加工の技術発展は京都と結ばれていたことに間違いない。

御岳金桜神社社宝の「火の玉・水の玉」も原石は御岳産の水晶

であるが、加工の年代も加工の場所も京都の玉屋という以外にはわかっていない。

甲州水晶加工の始祖ともいわれる玉屋弥助は寛政六年(一七九四)京都に生まれた。弥助は文化、天保と水晶原石の購入のため、いく度か甲州へ来ていたという。御岳(甲府市)で研磨加工の技術の指導をしたとも文献に見える。甲州人も御岳に加工工場を開設し、江戸末期には甲府市内に数多くの加工業者も現れ、以来印材の加工も盛んになり、山梨のハンコ(水晶)が有名になったのである。

天保八～九年(一八三七)頃より天保末年の数年間に、御岳の職人によって印材も作られたという。

嘉永七年(一八五四)発行の「甲府市買物独案内」に次の三軒の水晶細工工場の名がみえる。

柳町三丁目 深輪屋甚兵衛・柳町三丁目 土屋宗助・金井町 亀屋彦右衛門の三業者である。

玉のほかに印材、根附、数珠、玉兔、富士形文鎮などがつくられていたという。

水晶印の篆刻は文久一～三年(一八六一～三)にはじまったといわれている。嘉永名七年(一八五四)に水晶工場を開いた土屋宗助は、岩淵(静岡県)の藤岡屋藤兵衛を代理店として東海地方に活発な取引をしたといわれている。三代目土屋松次郎(号松華)は篆刻を業とし、印判をつくり東海道筋にかけて篆刻の

技術を教えて回ったという。

土屋の遠祖は、武田が滅亡した天目山の戦いで、片手千人切りの部名をとどろかせた、勝頼の臣、土屋惣蔵昌恒といい。宗助はそれより幾代か後の子孫であると伝承されている。その宗助が江戸末期に市川大門町より、甲府市の柳町へ移り住み水晶工場を開設した。

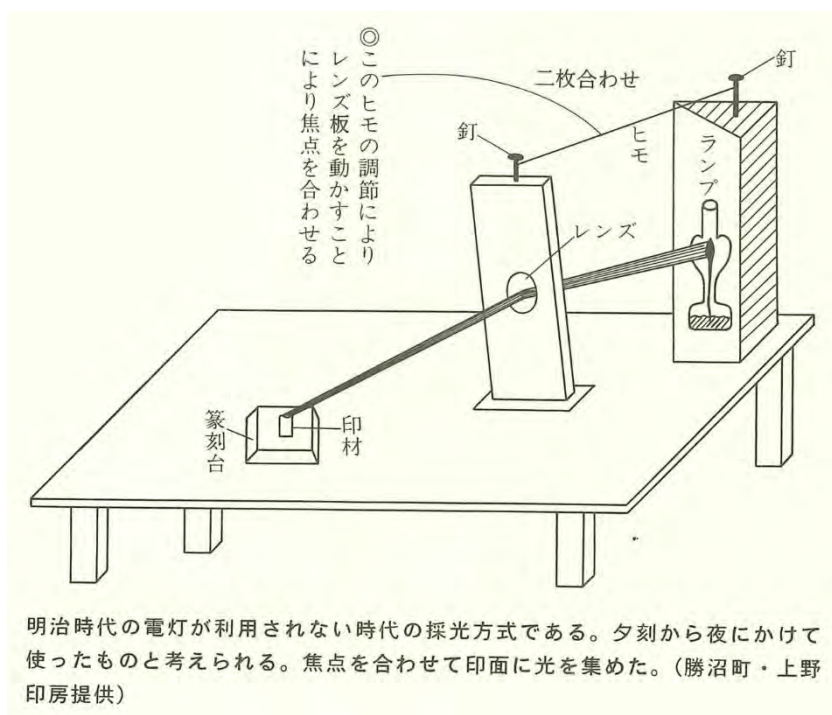
明治十一年(一八七八)長田市太郎の嫡男、長田宗善は、篆刻に専念没頭し、篆刻用印刀を作り篆刻が本格的に完成するのは明治二十年代であったといわれている。

明治六年(一八七三)十月一日、太政官令により国民の等しくがハンコを使用することの制度となり、甲州印章の時代の幕開けとなった。明治九年には山梨県(県令藤村紫朗)に勸業試験場が創設され、二年後には水晶加工部を併置し、水晶加工の伝習も行われるようになった。このようにして山梨県の三業物産の名品としてハンコが脚光を浴びるようになった。

明治二十年(一八八七)なかばから河内地方に多くの印章の販売業と篆刻業者が増加するにつれ、山梨県の印章は全国へ販路求め、印章王国山梨となっていたのである。

## 石類の篆刻

文久年間(一八六一～三)より以来八十有余年続けられてきた手彫りの技術は、昭和の初期までは印刀と小槌を使っての篆刻であった。この作業は能率的にも低く、一日十五、六字くらいの篆刻で認印に仕上げ七、八本というところであった。昭和元年(一九二六)、甲府の原正が電気篆刻機を発明し改良を重ねて印刀を打つ小槌を電動式としては今までの手彫りより約三倍以上の能率を上げることに成功し、篆刻業者によるこぼれ、





量産体制を整えたのであるが何といても昭和六年（一九三一）に山梨水晶株式会社社長、米沢良知が五馬力の水晶墳砂篆刻機を完成したことは、石類篆刻に新紀元を画し、業界を驚倒させることになった。

このように米沢が山梨の印章業界へ黎明をもたらした。しかもこの墳砂式篆刻機は米沢個人が独占することなく特許権を確保しなかったことは執筆すべきである。米沢はこの公開により山梨の印章業界を救い、水晶印の普及を広め、販路を国内から国外まで拡大したのである。米沢良知は忘れることのできない業界の恩人であり、救世主でもあった。

## 山梨県印章業の発展

前述の通り印章王国山梨は、水晶研磨技術の発展と平行して著しく伸展するのである。明治二年（一八六九）国内の水晶原石の採掘が自由になると、同六年に着任した藤村紫朗県令（県知事）は殖産工業発展のため、同九年六月、甲府城跡に県立勸業試験場を創設し、推奨加工場併設。業界の発展に尽力した。受講生の一人、市川大門町の長田市太郎は成績優秀のため、研磨技術の先進国である清国（中国）へ半年間派遣され先進地の技術を習得し、明治十一年長田氏は家族とともに甲府へ移り、清国伝習水晶細工所を創設した。と文献にある。

明治初期より明治二十四年に至る間は印章店を明らかにする資料は少ない。その中で甲府市の南陽堂田草川印房が、同家の家計によって明らかになった。それによると創業は明治十年と記され、甲府市中央四丁目（旧柳町）の田草川印房の現当主田草川恵一は、その三代目である。

明治十八年（一八八五）出版の『山梨県甲府各家商業便覧』には、金、銀、水晶、版木、御印判師谷村貞七（号幽蘭）がただ一人掲載されている。



甲斐国産水晶印章店・八日町渡辺素堂  
(写真集・甲府より)

明治二十四年発行の『甲府市内商業評判』の中に、柳町一丁目・土屋松次郎、柳町二丁目田中清次郎の二名が出ているだけであるが、明治二十七年（一八九一）発行の広告「山梨繁昌明細記」には次の業者が連載されている。

- 甲府、柳町 南陽堂 八日町 玉潤堂  
 柳町 清玉堂 三日町 玉泉堂  
 寿町 精美堂 桜町 土屋宗幸  
 柳町 含章堂 柳町 玉曜堂  
 柳町 土屋友次郎 桜町 丹沢駒次郎

郡部・富里村 佐野加久太郎・西島村 修竹堂  
 身延町 三柵屋 五開村 望月儀助

右十四の印章業者が記載されている。

この明治二十七年の山梨繁昌明細記の中に掲載されている広告欄には、他の四-五倍ぐらいのスペースをとり南陽堂田草川印房（店主田草川徳次郎）が大きく宣伝している。広告では、徳次郎は清国人から篆刻の刀法技術を修得し、

創業明治十年 甲府市柳町  
**南陽堂 田草川徳次郎**

○篆刻師  
 茅堂義從來印刻斯業ニ勉勵在候所江湖  
 諸氏ノ御愛顧ヲ蒙リ繁榮候段感謝ノ至リ  
 ニ堪ヘス爾後猶斯道ニ刻苦勉テ清國  
 人ニ就キ親ク學ヒ得タル刀法ヲ以テ金銀  
 銅鐵玉石等總テ御下命ニ隨ヒ彫刻仕ルヘ  
 候就中當國産水晶ノ如キハ最モ緻密精  
 工風雅致ヲ旨トシ他人ノ摸擬シ能ハサ  
 レル様彫進仕候間冀クハ倍舊御用向仰付  
 レンコトヲ謹告

山梨繁昌記に掲載の広告

金・銀・銅・鉄・玉石などの印材を使いお客様の要望にこたえます。また、甲州産の水晶は緻密精工で他に真似の出来ないような彫刻をしますので倍旧の御用を仰せつけられたい。と宣伝している。また、「創設明治十年」とみえるので、この業界では最も古い印章店ではないかと思われる。

「広告」

創業明治十年 甲府市柳町

南陽銅 田草川徳次郎

○ 篆刻師

茅堂義、従来寅刻斯業に勉勵罷在候所、江湖諸氏ノ御愛顧ヲ蒙栄候段感謝ノ至リニ堪ヘス、爾後猶斬道ニ刻苦黽勉曾テ清国人ニ就キ親ク学ヒ得タル刀法ヲ以ッテ、金銀・銅・鐵・玉石等総テ御下命ニ隋ヒ、彫刻仕ルヘク候、就中等国産水晶ノ如キハ最モ緻密精工風韻雅致ヲ旨トシ、他人ノ模擬シ能ハサル様彫進仕候間、冀クハ倍旧御用向仰付ラレン？ヲ謹告。

(明治二十七年・『山梨繁晶明細記』より)

難解な字句を並べた広告文は、その時代を知る貴重な資料である。また、この『山梨繁昌明細記』の末尾に、日本橋大伝馬町三丁目刻師芦野楠山(本県出身の篆刻の大家)の名前が記されている。

これらの各種刊行物や、その他の広告、折込を利用した宣伝販売が国内にもぼつぼつ始まった時代と推測される。

このころ博覧会や共進会への作品の出品参加もあり、約束郵便による通信販売業も出現し、行商販売と、これらの努力により山梨のハンコは全国へ浸透普及していった。

県外の印章店も盛んに宣伝するようになった。大正時代の広告の一部を記載する。これは千葉県のもので広告のスローガンが面白い。

- (1) 大発展の広告活眼を開き活文を見たまふべし
- (2) 首とつり替の元素諸君必ず熟読したまふべし
- (3) 文意貫徹せば手の舞ひ足の踏むをしらざるべし

と三つのスローガンが購買力をかりたてている。

「大発展の広告活眼を開き活文を見たまふべし」

○しへふまたし置熟ぞ必置額案元の替りづと

○御注文ノ節物品代金ノ半額以上申受候事

○御注文ノ物品ハ他店ヨリハ高価ナレドモ彫刻ノ美ハ勿論誓テ華客ニ満足ヲ呈センヲ期ス

○御注文ノ物品ハ他店ヨリハ高価ナレドモ彫刻ノ美ハ勿論誓テ華客ニ満足ヲ呈センヲ期ス

○御注文ノ物品ハ他店ヨリハ高価ナレドモ彫刻ノ美ハ勿論誓テ華客ニ満足ヲ呈センヲ期ス

日本古印

之東印

○御注文ノ節物品代金ノ半額以上申受候事

○御注文ノ物品ハ他店ヨリハ高価ナレドモ彫刻ノ美ハ勿論誓テ華客ニ満足ヲ呈センヲ期ス

○御注文ノ物品ハ他店ヨリハ高価ナレドモ彫刻ノ美ハ勿論誓テ華客ニ満足ヲ呈センヲ期ス

○大規模の廣告活版を備へて注文を見たまふべし

○出張營業所開設廣告 祥雲堂謹白

大正三年  
出張營業所開設  
廣告 祥雲堂謹白  
月  
出張營業所開設  
廣告 祥雲堂謹白  
◎幣舖印刻、業  
明治十八年中開  
店以來其我ヲ選ビ  
其裂ヲ精ウシ且ツ  
其成工ノ期日ヲ愆  
ラザルトニ因リ諸

彦ノ愛顧ヲ辱ラシ陸続貴囑ヲ蒙ルニ至ル然ルニ遠隔ノ地ヨリ御注文ノ節態々御  
來臨ニナルモ事故アリテ即時ノ後需要ニ應ジ兼候事往々コレアリ實ニ幣家ノ常  
ニ憾ミトスル所ナリ因テ今回鶴舞町ニ於テ毎月一六ノ日出張營業致シ諸君ノ便  
宜ヲ謀ラントス請フ遠近ノ貴客倍舊ノ光顧ヲ垂レタマヒ陸続御注文アランコトヲ希  
望ス

○方今本朝古印體ナルモノ盛ニ行ハレ官私共ニ之ヲ稱用ス然レドモ作家多ク  
ハ古印ノ典型ヲ講究セズシテ從ラニ變怪ハカリカタキ漫ノ迹ヲシテ以テ古體  
を得タリスルハ豈概嘆ニ堪エザランヤ今ニシテ之レヲ矯正セズンバ終ニ俗戲ニ  
墜チントス弊堂斯ニ感アリ因テ本朝古印體ナルモノヲして華客ノ展覽ニ供ス

○仰印章ノ要タルヤ精確ナラザレバ信用ヲ示スノ具トナスニ足ラズ今ヤ我邦萬  
般ノ技芸日ニ將ニ美術ノ聲月ニ盛ニシテ朝野ヲ論ゼズ貴賤共に高尚優美ノ風  
ニ倣ヘリ誰カ拙刻ノ惡ノ印章ヲ用ユルヲ欲セザラン夫レ實印ハ財產保護ノ要  
具ニシテ苟モ家産ヲ有スル者ニハ最貴重ナル必需品ナリ然ルヲ六書ノ義ヲ解セ  
ズ篆法章法刀法ヲゼザル庸工ノ手ニ一任シ設令ヒ誤字錯篆アルモ恬トシテ顧  
ミザルハ豈浩嘆ニ耐ユベケンヤ是レ實印ノ貴重ナル所以ヲ解セザルナリ江湖ノ  
君子實印ノ貴重スヘキ所以ヲ諒ニセヨ

印譜例 } (略)  
受堂例 }

○御注文ノ節物品代金ノ半額以上申受候事  
弊堂ノ製品ハ他店ヨリハ高価ナレドモ彫刻ノ美ハ勿論誓テ華客ニ満足ヲ呈セ  
ンヲ期ス

以下略  
祥雲堂印房 篆刻士 阿部芳蔵

店 告(明治三十四年七月発行の「峡中文学」第七号の誌上)

国産水晶印美術彫刻

風雅精巧高尚優美真に美術の名に恥ざらんことを期す

字体 篆隸楷行草及古印体の? 御望次第

刻科 壺文字に付金三拾錢以上金壺円以下御望次第

注文 前金又は代金引換小包なれば見積金の半額を前払とす

印材 一個に付き認印金三拾錢以上金壺円まで

実印金五拾錢以上金貳円まで

為替 は甲府局払渡の事

弊堂は明治維新前より開業継続する所にして幸い四方諸彦の眷顧を蒙り日に月に隆盛に赴き候段感謝の至りに候、依って自分益々励精刻料印材共々に価を軽減し以て其思遇に報いんとす 希くは倍旧御懇命あらんことを「謹白」

注・主に地方で発行される文学雑誌を利用した宣伝広告である。右は国華堂篆刻師山田白峰の広告である。

## 通信販売と出商販売

出商の始まりは明治三十年(一八九七)前後といわれ、通信販売も明治三十六年(一九〇三)にははじまっており、「甲府物産商報」の中にはぶどう酒・ワシなどもいっしょに通販の商品となっている。明治三十六年に国鉄甲府一八王子間が、同三十九年には塩尻まで開通するに当たり出商販売もますます盛んとなり、明治四十年(一九〇七)頃よりハンコ産業の隆盛期が出現するのである。

## 通信販売

水晶材は宝石に準ずるとあり(『水晶宝飾史』)、郵送することは禁止されていたのであるが、印章業界などの強い要望により、明治二十三年(一八九〇)に郵送が許可されたので、通信販売の道が開かれた。

明治三十四年(一九〇一)七月、甲府市柳町三丁目の国花堂篆刻師山田白峰が、水晶印の通信販売の広告をすとあり、これが最初の宣伝ではないかと思われる。このようにして明治二十年のなかば頃より山梨県下の印章販売は、通信行商と両論によた爆発的な売れ行きとなり篆刻師は販売の実績の向上とともに増加していった。六郷町のいわゆる河内地方では、大正三年(一九一四)落居村(六郷町)の遠藤良一が「甲南水晶商会々報」を発行し、その広告欄を使い印章販売をしたのが最初であるとされている。

昭和六年(一九三一)九月におきた満州事変を契機として、大陸(台湾・朝鮮を



含む)に通信販売が進出するようになり、出商販売と共に盛んに行われるようになった。国中地方の通販業者は不明であるが、六郷町には大手の通販業者が設立され国内はもとより、海外への営業を伸ばし大もうけ儲けたようである。当時の大手通信販売業者は、

昭和八年 日本水晶(株) 笠井暉一 (旧岩間)

昭和九年 帝国水晶(株) 笠井善三 (旧楠甫)

昭和九年 日満水晶(株) 遠藤政一 (旧落居)

昭和九年 甲州水晶(株) 都築堯春 (旧岩間)

昭和九年 東洋水晶(株) 望月修三 (旧落居)

昭和九年 昭和水晶(株) 鈴木 奏 (旧鴨狩津向)

このほか大小の国内向けの通信業者が多数あった。

山梨水晶(株)米沢良知(下部町)は、昭和初期より通信販売を開業し、噴射篆刻法を開発した。昭和十二年ごろには甲府市桜町(中央四丁目)に篆刻師を多数雇用して生産まで一貫した大々的な会社を設立した。

昭和十六年、太平洋戦争に突入すると、若者は出征・徴用に狩り出され、昭和十五年の「奢侈品等製造販売制限規則」の実施等により、印章経営に大きな影響を与えるようになり、昭和十七年「企業整備令」が発令されるなど、戦時色はいっそう深まり業者は自然淘汰のかたちで消滅していった。

## 出商販売

明治二十年(一八八七)、六郷町鴨狩津向の河西万次郎は、小田原から東海道筋・三重・京都・大阪・四国地方まで出張販売したという記録が河西家に残されている。(『六郷町誌』)

明治三十年(一八九七)前後の岩間足袋産業の崩壊とともに、遠藤常太郎(六郷町岩間)、望月政五郎(同町楠甫)らは、特に大々的に出商による印章販売を行い、売子(勢子ともいう)十数人を連れて水晶石の販売を続けていたという。印章のほか数珠、指輪・置物・印伝袋物等も商品の中に加えていったようである。副業であったハンコの販売がいよいよ専門に変わってゆく時代である。これらの販売員たちは正月と盆の二度・帰宅し、一年中全国を巡り木口印も加わり大分、業績を上げていたようである。

商いの方法としては、ある町で一週間から十日間くらい仮の店舗を設置し地方新聞に折り込み広告を出し出店を需要者に知らせ、店頭から町中に幟りを何本か建て、師から町へと次々と移動し、全国を巡回するという出張販売方式を取っていた。この方法は昭和十五年ごろまで続いたそうである。

## 山梨の篆刻家

印章篆刻の伝統を調べると、いろいろな説が見られる。織田時代の細字家は、苗字帯刀の篆刻師である。承応二年(一六五三)に中国より独立禅師が長崎へ渡来して篆刻を伝えたという伝承。延宝五年(一六七七)に中国より心越禅師が来朝して奈良の興福寺に住み篆刻の刀法を伝授した。など篆刻の伝承はさまざま伝えられている。

山梨県の篆刻家は、江戸時代中期の享保、天明(一七二二～八四)ころ、高芙蓉(本名大島孟彪)が有名である。出生は甲府市で、京都に遊学して教養を深め、有名な文人、画人とも親交が深く、画をよくし、特に篆刻かとしては印聖と称された人である。水晶篆刻の創始者ともいわれている。

明治・大正時代にかけて篆刻師、として活躍した有名人は『印章世界』の三井峡江は、「甲州印人伝」として次の十六氏をあげている。

大島芙蓉 安達疇邨 高田緑雲 河西鴨江  
芦野楠山 齊藤香雲 山本硯堂 松浦羊言  
望月楽天 河西笛州 標 兜谷 内藤香石  
小林素峰 氏原小楠 遠藤拝山 鈴木桂洲

これらの篆刻家の弟子の中から優れた篆刻家が多数輩出していったのである。

明治二十七年六月発行の「甲斐繁昌記」による名篆刻師は次の通りである。

甲府市 含章堂 長田宗春 (穴山町一丁目西側)  
玉潤堂 土屋松次郎 (八日町一丁目北側)  
推金堂 土屋宗幸 (桜町四丁目東側)  
金生堂 土屋友次郎 (柳町二丁目西側)  
国華堂 山田白峰 (柳町三丁目大神宮前)  
耕石堂 山内竹塢 (柳町三丁目西側)  
金声堂 藤森奇谿 (常磐町第十銀行東)

岩間村 晶光堂 渡辺素堂  
韮崎町 金精堂 新藤喜作  
台ヶ原村 小倉屋 細田政造

このほか樋口硯齋、依田東淵の名が挙げられる。いずれも印章王国山梨を育み、生み出した篆刻の名人たちである。

注・一般的に篆刻とは石類、金属類を刻することをいい、彫刻とは木口物を刻することを呼んでいた。





## 技能士検定制度定まる

昭和三十四年労働者の能力と地位の向上を図るを目的として、技能検定制度が発足する。(労働省)先駆者の血を受けて印章王国山梨の名声にふさわしく数多くの一級技能士の資格取得者が生まれ印章山梨をささえているのである。平成五年度の取得者を列举すると(地域別 順不同)次の通りである。佐野年秀 望月利光 芦沢逸男 相川 勝 佐野弘和 望月高弘 笠井嘉一 渡辺寛 小林成利 赤池辰雄 望月章 小林和生 望月貫一 宮沢広志 齊藤安司 望月富司 小林和雄 上田隆資 大柴儀彦 伊藤寿一 片田宏文 小林成仁 伊藤昭夫 小林喜美仁 望月平 伊藤美智子 若林正利 遅沢祐二 片田克己 (六郷町)

有野忠良 久保元 有野正次 横森省三 太田和子 志村和代 ◎村松徳平 笠井富士男 滝沢金光 赤池東洋一 田中創造 森本徐 田草川恵一 堀内洋 川崎昌宏 (甲府市)

遠藤昭 村松清 豊田勝 立川正仁 ◎立川武次 遠藤清 赤池強 (市川大門町)

小林毅 河西純雄 岩松良典 上田勝章 玉木旭 土橋輝雄 和田和 佐野和人 二宮千草 (下部町)

望月將司 望月明敏 笠井良徳 若林恵仁 (中富町)

赤池清光 望月登 (増穂町) 望月安三 本田晟三 (昭和町)

立川智 (竜王町)

一級印章彫刻技能士検定委員「山梨委嘱」

中央職業能力開発協会 社会法人全国技能士会連合会」より依嘱

◎内藤香名 有野玉章 笠井嘉一 小林 毅

山梨県寅刻技能工の受賞者

昭和五十二年六月十一日 笠井嘉一

全国印章技術大競技大会において「実印の部」金賞

昭和六十年十月十一日 小林成利

現代明光百選に選ばれる

卓越技能章を労働大臣賞受章する

昭和六十一年十月十九日 笠井嘉一

全国印章技術競技大会において「角印の部」金賞

昭和六十三年十月三日 小林和雄

一級技能士全国技能競技会において「グランプリ賞」労働大臣賞受彰する

昭和六十三年十月十六日 笠井政一

全国印章業組合連合会主催の技術競技大会において「篆刻の部」中央職業能力開発協議会会長賞受彰する

平成二年九月二日 立川智

全国印章技術大競技会において「角印の部」特別賞 労働大臣賞受章する  
平成二年九月二日 森本 徐

全国印章技術大競技大会において「判下の部」特別賞「熱海市長賞」を受賞する

平成四年十月三日 上田勝章

全日印連技術大競技会において「角印の部」金賞

平成四年十月三日 佐野利秀 上田隆資

全日印連技術大競技会において「篆刻の部」金賞

## 著名と刻法「落款」

作品が書き上がったら、その余白に作者の名前を入れ、誰が創ったかサインをする。落款とはそのサインのことである。刻法は本文と変わらない。簡単なもので自分の「印」一つを添えるだけのものであり、丁寧なものでは「いつ」「誰のために」「どこで」「どういういきさつで」「誰の詩文を」「自分が書いた」といったようにことこまかに記入する場合もあるが、一般にはサインをして印をつける。時とサイン「署名」と捺印というのが普通である。「そのための約束ごと」「自著」雅号を書いて印を添えるが尊敬する人に差し上げる作品とか心をこめて書くものなどの場合には雅号にせず姓名を書く。

「雅号」心の糧としている本から取ったり、土地「山・川」や好きな植物などから名をつけたりするペンネームのことである。

この時に添える言葉に注意することがある。

たとえば「如流」という号は水にちなみ、また人生を詠じた語句なので「山人」をつけるのは釣り合いがとれない「如流漁徒」「如流道人」ならピッタリという。

◎雅号の下に付ける語

・山人 仙史 幽人 樵夫 山樵 樵客

・逸士 逸民 逸人 閑人 逸士隠士

・陳人 陳史 外史 散史 散人 虚士

・野人 野史 ?人 道人 居士

・漁師 漁徒 漁釣 漁夫 漁滴 釣人

・雅人 老人 翁 女史

「注意」自作の誌歌の場合、自分の名または雅号の下に書の字を書かないこと。

## 山梨県印章業組合の変遷

明治三十年、甲府市桜町土屋宗幸らによって業界最初の団体「甲府水晶組合」が結成された。

明治三十七年に甲府水晶同業組合は、重要物産組合法により結成されたが、運営方針をめぐる幹部の意見が対立し、明治四十年に実際の運営を見ずに解散した。(『水晶宝飾史』)

大正時代に入って産業組合法の施行により産業組合の設立が盛んに行われるようになり、印章業界人の組合の設立が各地で起こった。

大正六年十一月、甲府水晶篆刻同業組合結成される。

細部については不明である(『水晶宝飾史』)

大正十年八月、甲斐水晶販売同業組合が結成され組合長は長田政五郎で、組合の規約がのこされている。この組合の規定によると組合員は山梨県一円に散在し事務所を岩間村(六郷町)都築屋旅館に置いた。その目的として、販売品の粗製乱造の矯正、篆刻の改善、値段の統一、相互の親睦と国産の隆盛などである。目的達成のために組合員は商業道徳を重んじ販売にかけては競争をさげ、事情によっては山梨県水晶篆刻連合会、峡南印商業組合、峡南印章サック組合等に交渉することもある。と決議されている。

右の三組合は、これ以前に結成されていたと見られるが、設立内容が明らかではなく資料不明である。(『六郷印章誌』)組合員には石類印研磨・篆刻業者を加入している。

なお、「山梨県商工人名録」(大正十二年十月現在)には水晶産業所として次の名が記録されている(『水晶宝飾史』)

### ◎甲府市

常磐町 甲斐物産商会、柳町 玉泉堂 土屋愛造、桜町 柳沢政吉、桜町 精美堂、八日町 上原勇七、柳町 七沢齊宮、柳町 長田白太郎 柳町 一瀬しずか、常磐町 望月広行、柳町 天野武雄、春日町 小宮山国造 八日町 甲斐水晶工業(合)

### ◎郡部(加工場のようである)

市川大門町 丹波政義、岩間村 篠原正広、岩間村 芙蓉堂、渡辺 武、岩間村 南陽堂、岩間村 土橋水晶店、岩間村 勝平堂 鮎川商店、楠甫村 甲富園 笠井金作

### 峡南印章業組合

昭和元年(一九二六)八月十八日以前の設立であるが、その設立やその後の

経過は不明である。(『六郷町誌』)組合員は峡南の印章関係者と甲府市の水晶印材生産者らである。

## 山梨水晶工業組合

昭和六年(一九三一)五月に山梨県水晶組合を設立、昭和初年以來世界的不況の影響と、業者の製品の売り崩しがはじまり、水晶業界は深刻な不振に陥った。各組合とも次々と手を打ったが、落日にも似た退勢を立て直すことは難題であった。製品の生産制限をこころみたが、業者(装身具関係)の約六割が休業したという。このような苦境を打開するために、昭和九年十一月、甲府市の取り計らいで、甲府市役所の会議室に、甲府物産商業組合、および峡南地方の水晶販売業者と製造業者の各代表七十余名が集まり、業界の更生対策を協議し、水晶業界の経営改善を期し、相戒め、相扶け共存共栄をもって、国産水晶の声価向上に邁進せんことを期す。という決議を行い、対策事項の実施を申し合わせた。

### ◎対策事項

(1) 県下各地「峡南、岳麗、御岳」に販売業者の商業組合を設立すること。設立後は速やかに県連合会を組織し斯業の統制を図ること。

(2) 水晶の声価を保持するため標準価格を制定すること。

(3) 本県主要物産取締規程を制定し、水晶の声価保持に関する取締りを県に要求すること。

(4) 声価維持のため不当の乱売および誇大の広告をなさざること。

右決議する。

決議に基づいて乱売を防ぎ誇大な広告を廃し、水晶の声価向上を図ることになったが、峡南地方の通信販売業を手とする大手六社より、営業の範囲、取引先の関係、価格などの点が、異なっているのにこれを同一の条件のもとで画一的に拘束することは穏当ではないと反対の意見の表明があり、結局各地区別に商業組合を設立し、県連合会を組織することとなった。甲府市と地方業者との同一步調は不可能とされ、標準価格は実行されず、業界は依然として不況を続ける年代であった。(『水晶宝飾史』)

## 峡南水晶印章商商業組合

昭和十二年一月十五日、すでに設立されていた山梨印章業組合の組織変更にあたり、峡南水晶印章商商業組合、(理事長遠藤政一)とその名称を変え(この年商業組合法改正となる)商工省と山梨県の補助と指導を得て、峡南水

晶印章商商業組合が設立された。昭和十三年二月九日付で商工大臣の認可を得る。

これは印章業界で初めてのものである。

◎認可所の写し

地方庁経由 山梨

商工省指令一二商 一六八九八号

山梨県西八代郡落居村第二百番地

峡南水晶印章商商業組合

設立発起人総代

遠藤政一

昭和十二年拾月拾日附 申請組合設立件認可ス

昭和十三年二月九日

商工大臣 吉野信次 印

事業としては、印材の共同購入。共同作業場の設置。印刻料、販売価格の協定。組合員への資金の貸付、貯金の受け入れなどであり、組合員の活動の便宜を図るのが主目的であり、なお築内の同業者は未加入者であっても組合の統制に服従しなければならず、服従しない場合は商工大臣の統制命令が発せられるという強力なものであった。

昭和十六年には組合の中に販売部が設立され、事業として次のようなことが行われた。

(1)卒業記念品の標準価格の決定(彫刻付)

(2)卒業記念品販売各の協定

(3)印章、印章入りサックの小売協定値段の決定

◎申し合わせ事項

(1)国産品の声価を発揮するため真面目なる営業をなすこと

(2)誇大な広告を為さざること

(3)期日を厳守し良品を販売すること

(4)注文者より請求のありたる場合は直ちに誠意ある回答をなすこと

(5)時間を認識し職域奉公の実を挙げること

◎組合員構成(町村)

岩間村 落居村 楠甫村 宮原村 鴨狩津向村 (六郷町)

久那土村 宮里村 (下部町)

大河内村 (身延町)

増穂町、鵜沢町、八戸尻村（市川大門町）

豊和村（鵜沢町）、市川大門町

以上は前の各組合の調査をした中に見出された資料であるが、これらの組合は終戦の混乱により自然消滅の形で消えていった。

## 山梨県水晶組合

昭和二十一年四月二十二日、戦後第一号の組合結成で、県会議事堂に水晶関係の商工業者が集まり設立された。組合長には米沢良知が選任された。幹事として渡辺撰次郎が選ばれた。

## 峡南印章彫刻業組合

昭和二十三年三月五日、組合長に志村朝良が選出され、支部制として峡南地区一円を組合員とし、純粋の印章彫刻者のみで設立された。同二十六年一月、山梨印章彫刻業組合と名称を変更した。

## 山梨県印判用品卸商工業組合

昭和二十一年に結成された山梨県水商業組合は、昭和二十四年に中小企業協同組合法が公布されると、組合は業種の異なる人によって構成されていたので利害がかみ合わず八団体に分かれることになり、この組合は昭和二十四年四月、同業十三社によって新しく結成されたのである。昭和三十二年四月、山梨県印判用品卸商工業協同組合に改組設立されている。昭和二十七年全国印判用品卸商工組合連合会に加入した。

山梨県印判用品卸業組合加盟店

山梨国産商会「七沢齊宮」 柳屋印材店「望月宗一」 遠藤商会「遠藤 連」 望月貢商店「望月 貢」 鈴木屋「鈴木 泰」 望月昭平堂「望月幸平」 甲山商会「藤巻忠雄」 原田昌光堂「原田守一」 大森印材店「大森 秀」 瀬印材店「一瀬緑郎」 富士印材工業「河西正雄」 渡辺正玉堂「渡辺撰次郎」 茂手木印材店「茂手木 勇」（計十三社）

初代組合長 七沢齊宮

## 山梨県印判用品卸商工業協同組合（戦後初の公認組合）

昭和三十二年四月、山梨県印判用品卸商工業協同組合が設立した。そのため山梨県印判用品卸業組合は発展的解消し、県知事天野久により山梨県指令商第五-十六号により共同組合に認可された。

この協同組合は全国同業組合の中で唯一つの協同組合をなしとげ、組合員の

密接な連携を保持し、印章王国といわれることに恥じないよう強力な組織として、県下一円の印章業者人の強力なる礎とならんとしたのである。

初代役員として左記の通り決する。

理事長 鈴木 泰

専務理事 望月 貢

理事 望月宗市 遠藤 連 渡辺 撰次郎

幹事 原田守一 藤巻忠雄

歴代理事長

初代組合長 七沢齊宮 二代目組合長 望月宗市

初代理事長 鈴木 泰 二代目理事長 望月貢 三代 渡辺撰次郎 四代 茂手木勇 五代 原田 保 六代 谷川正夫 七代 渡辺高康 八代 一瀬新蔵

山梨県印判用品卸商工業協同組合定款

第一章 総則

「目的」

第一条 本組合は組合員の相互扶助の精神に基づき組合員のために必要な共同事業を行いもって組合員の自由的な経済活動を促進しかつその経済的地位の向上をはかることを目的とする

「名称」

第二条 本組合は山梨県印判用品卸商工業協同組合と証する

「地区」

第三条 本組合の地区は山梨県の区域とする

「事務所の所在地」

第四条 本組合は事務所を山梨県甲府市に置く

「広告の方法」

第五条 本組合の広告は本組合の掲示場に掲示しかつ、必要あるときは山梨日日新聞に掲載する

「規約」

第六条 この定款で定めるものの他必要の事項は規約で定める

第二章 事業

第七条 本組合は第一条の目的を達成するために次の事業を行う

(1) 組合員の取扱商品の共同購入

(2) 組合員の事業に関する協定

(3) 組合員に対する事業資金の貸付

(4) 金融機関の委嘱を受けて組合員に対する債権の取立て

- (5)組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- (6)「組合員の事業に関する……教育および情報の提供
- (7)組合員および従業員の福利厚生に関する事業
- (8)各項の事業に附帯する事業

### 第三章 組合員

#### 「組合員の資格」

第八条 本組合の組合員たる資格を有するものは次の各号の要件を備える小規模の業者とする

- (1)印判用品の卸業者および製造業を行う業者であること
- (2)組合の地区内に事業場を有すること

#### 「加入」

第九条 組合員たる資格を有するものは本組合の承諾を得て組合に加入することができる

- (1)組合に加入の申し込みがあったときは理事会において諾否を決する

#### 第十条 略

#### 「相続加入」

#### 第十一条 略

#### 「脱退」

#### 第十二条

(1)組合員はあらかじめ組合に通知したうえで事業年度の終わりに脱退することができる

(2)前項の通知は事業年度の末日の九十日前までにその旨を記載した書面でしなければならない

#### 「除名」

第十三条 本組合員は次の各号の一つに該当する組合員を総会の決議により除名することができる

この場合において本組合はその総会の会日の十日前までに組合員に対してその旨を通知しかつ総会において弁明を与えるものとする

- (1)長期にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2)出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3)本組合の事業を妨げ または妨げようとした組合員
- (4)本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5)犯罪その他信用を失う行為をした組合員

#### 第十四条 略 脱退者の払い戻し

#### 第十五条 略 使用料と 手数料



第十六条 略 経費の賦課

第十七条 略 出資口数の減少

「届出」

第十八条 組合員は次の各号の一つに該当するときは七日以内に組合に届出をしなければならない

(1) 氏名、名称または事業を行う場所を変更したとき

(2) 事業を……………もしくは廃止したとき

(3) 常時使用する従業員数が百人をこえたとき

(4) 略

第十九条 略 過怠金

第四章 出資および持分

第二十条 略 出資金口数

第二十一条 略 出資金の払込み

第二十二条 略 延滞金

第二十三条 略 持分

第五章 役員、顧問 相談役および職員

「役員の定数」

第二十四条 役員の定款は次のとおりとする

(1) 理事 三名以上五名以内

(2) 監事 一名以上二名以内

第二十五条 略 役員の任期

第二十六条 略 員外役員

第二十七条 略 役員の職務

第二十八条 略 監事の職務

第二十九条 略 役員の忠実義務

第三十条 略 役員の選任

第三十一条 略 役員の報酬

第三十二条 略 顧問、相談役

第三十三条 三十四条 略 職員

第六章 総会、理事会および委員会

第三十五条 略 総会の招集

第三十六条 略 総会の手続

第三十七条 略 書面、代理人による議決権

第三十八条 略 総会の議事

第三十九条 略 総会の議長

- 第四十条 略 緊急議案
- 第四十一条 略 総会の決議事項
- 第四十二条 略 総会の議事録
- 第四十三条 略 理事会の招集
- 第四十四条 略 理事会の招集の手続き
- 第四十五条 略 理事会の議事
- 第四十六条 略 理事会の書面議決
- 第四十七条 略 理事会の決議事項
- 第四十八条 略 理事会の議長および議事録
- 第四十九条 略 委員会

第七章 会計

- 第五十条－第五十八条 略

附則

山梨県印判用品卸商工業協同組合慶弔規定 以上

以上のような定款のもとに組合員は、地場産業の育成と伝統を守るべく一致団結して山梨印章の拡大と宣伝につとめてきた。そのために組合設立以来昭和五十年まで、二十五年の長きにわたり、山梨県印商業組合連合会の会長を山梨県印判用品卸商工業協同組合の会長が兼任し山梨県印章業組合連合会の発展育成のために尽くしてきたのである。また、その間に起こった諸問題の解決等にも県連合会のいちいんとして山梨県印章業界全体の諸問題に対処してきたのである。

十三名の組合員も転業するなどして、その時代の趨勢を知ることができるが、商工組合にふさわしく印章関係の製造メーカーの加入もすすめられ、現状は十六社であるが、全国組合の加入組合員としての数は小規模ながらその活動力と印章山梨の名声拡大の原動力となっていると自負する組合である。

昭和五十八年は全国的に経済不況の真ただなかにあり最悪の年であった。ここ三、四年の不況対策としてこのPRは力不足などとの意見があり、組合員を力に終結して印章山梨の販売促進のための研修会がもたれ、山梨印章スタンプフェアの開催が審議決定された。

昭和三十二年当時の各種印材の卸価格標準値(参考資料)

象牙印材の部

五分丸	二寸丈	二二〇円
四半丸	〃	二〇〇円
四分丸	〃	一七〇円

三半丸	〃	一五〇円
三分丸	〃	一二〇円
二半丸	〃	八五円
丸ホキ	〃	五〇円
小判ホキ	〃	三五円
五分丸	寸五丈	一七〇円
四半丸	〃	一五〇円
四分丸	〃	一三〇円
三半丸	〃	一一〇円
小判太	二寸丈	一一〇円
小判中	〃	一〇〇円
五分丸サヤ付	〃	三五〇円
五半丸	〃	三〇〇円
六分丸	〃	三五〇円
五分丸サヤ付	銀行印	五〇〇円
五半丸	〃	六〇〇円
六分丸	〃	七〇〇円
五半丸サヤ付	二寸丈	五〇〇円
六分丸	〃	六〇〇円

水晶印材の部

実印	二寸丈	一八〇円
細丸	〃	一六〇円
小判	〃	一三〇円
実印	寸八丈	一六〇円
細丸	〃	一四〇円
小判	〃	一〇〇円
実印	寸五丈	一三〇円
細丸	〃	一一〇円
小判	〃	七五円
実印	寸二丈	一〇〇円
細丸	〃	八〇円
小判	〃	五五円

水牛印材の部

五分丸	二寸丈	三五円
四半丸	〃	三〇円

四分丸	〃	二五円
三半丸	〃	二〇円
三分丸	〃	一七円
二半丸	〃	一五円
丸ホキ	〃	一三円
小判ホキ	〃	七円
大小判	〃	一三円
三半小判	〃	一一円
中小判	〃	一〇円
五分丸サヤ付	銀行印	八〇円
五半丸	〃	九〇円
六分丸	〃	一二〇円
五分丸	寸五丈	三〇円
五分丸サヤ付	寸五丈	五〇円
五分角円入	二寸丈	八五円
四半角	〃	七五円
四分角円入	〃	六五円
三半角円入	〃	五五円
五分角円入	寸五丈	八〇円
四半角	〃	六五円
五分角	天丸	一六円
六分角	〃	一八〇円
七分角	〃	二二〇円
八分角	〃	二五〇円
九分角	〃	三二〇円
一寸角	〃	三五〇円
割印	大	二五〇円
〃	小	二〇〇円
局長印	二寸丈	五五円
象牙パイプの部		
五分丸	二寸丈	一〇〇円
五分丸	二、五寸丈	三〇円
五分丸	三寸丈	一八〇円
六分丸	二、五寸丈	一八〇円
六分丸	三寸丈	二三〇円

## 山梨県印章業組合連合会

昭和二十六年一月二十六日、結成創立大会が開催された。戦後の荒廃した世相の中、印章業界は生活上の必需性によって、戦後復帰業者と新規開業者と、ハンコの業界に業を求めるものが急速に増え、全国的に印章業者の数が増大した。また、国の復旧とともにハンコの需要が大きくなり、昭和二十五年には第一期の隆盛時代を迎えることになった。山梨県内でも別記のとおりその数は増加していたため、山梨県印判用品卸商工業組合の先達により、日夜協議を重ねた結果、山梨県印章業組合連合会の創立を見たのである。

勿論この結果の要因の中には、全国の印章業者で構成する「全国印商業組合連合会」の「印章法案」の成立運動があったことも関係していたのである。これは本県の業者の締め出し案ともとれ、特に外交販売の浮沈問題と受け止め、ますます団結強化を図る必要性も大きな要因であったと思われる。昭和二十六年一月四日、第一回連合会設立の準備委員会（出席者二十三名）が甲府市の秋山そば店で開催され、委員会の決議により、同年一月十日、甲府商工会議所大ホールで組合結成総会を開催することに決定した。

組合結成要旨は望月貢が説明した。また、組合役員の推薦により、会長七沢齊宮、副会長望月貢・渡辺健治・青柳恭太郎が内定した。それに印章法案反対期成同盟の代表に渡辺健治が選ばれた。



山梨県印章業組合連合会先覚物故者慰霊祭 S 50. 10. 1

また組合設立の準備は甲府市在住の委員に委託することに決定した。

昭和二十六年一月十日、連合会設立結成大会（出席者一一〇名）は甲府商工会議所大ホールで開催された。大会では組合結成の趣旨説明を望月

貢が説明し、印章法案の問題について渡辺健治が状況報告を行い、役員の内示も行い万丈一致で諸案件が承諾された。役員に会長七沢齊宮、副会長望月貢・渡辺健治・青柳恭太郎が選任された。

その他、総会の提出案件も審議され、一月二十六日開催予定の総会に備える

ことにした。

来賓として山梨県商工課長、甲府商工会議所会頭の祝辞をいただいた。

昭和二十六年一月二十六日、甲府市消防協会ホールで、出席者三百余名を迎え山梨県印章業組合連合会設立総会を開催した。

(1)各種議案がすべて可決される。

(2)役員承認も原案通り可決された。

会長 七沢齊宮

副会長 望月 貢 渡辺健治 青柳恭太郎

常任理事 望月宗市 小林大丈 小林四郎 芦沢要輔 佐野治郎 望月昭平

監事 市川良正 赤池 保 川村七左衛門 宮沢 昴 志村静雄

推薦理事 伊藤繁男 伊藤英一 猪俣貴美 奥山義雄 渡辺重治 大森栄男  
渡辺広 若林忠治 曾根原 保 中込富博 内藤太男 上田孝陽 功刀勝男  
松木寿一 増山貞義 西沢春峰 遠藤 連 遠藤保則 樋川美宝 望月 智男  
望月 進 森本金男 砂田信義

庶務 滝沢幸雄 笠井一雄

会計 七沢公教 大森 秀

各部会長

卸部会長 遠藤連 副会長 藤巻忠男

小売部会長 赤池保 副会長 雨宮幸男

ケース部会長 日向鼎 副会長 田之口悟三郎

ゴム印部会長 滝沢幸夫 副会長 望月文三

篆刻部会長 原富士良雄 副会長 山本 清

篆刻峡南部会長 笠井顕治 副会長 依田一布

出生部会長(甲)望月春吉 副会長 森本光信

通信販売部会長 雨宮兼光 副会長 村山恒光

製印部会長 市川良正 副会長 丸山武一

各支部長

増穂支部長 青柳義一 副支部長 大木繁治郎

落居支部長 志村静雄 副支部長 望月純蔵

鰍沢支部長 雨宮幸雄 副支部長 芦沢要輔

大河内支部長 佐野治郎 副支部長 二宮澄太郎

楠甫支部長 笠井勝雄 副支部長 望月文三

岩間支部長 望月宗市 副支部長 小田切栄

中巨摩支部長 塩沢貞之 副支部長 河野伴一

市川支部長 望月昭平 副支部長 市川良正

久那土支部長 二宮保房 副支部長 深沢正夫  
 西島支部長 望月長太郎  
 共和支部長 小林栄重  
 甲府中央支部長 小林四郎 副支部長 小宮山文吉  
 甲府西支部長 七沢公教 副支部長 福島一男  
 甲府東支部長 山本清 副支部長 有野正次  
 甲府南支部長 末木道雄 副支部長 丹沢国平  
 甲府北支部長 小田切味 副支部長 望月為則  
 顧問

山梨県知事・甲府市長・県商工部長・

甲府商工会議所会頭・米沢良和・伊藤映雄・望月喜久雄  
 相談役

県商工課長 大野主幹 中川主任 刑部主事 宮代隆寿 鈴木泰 磯部一  
 田中稔 標庄作 田草川徳 笠井輝一 遠藤政一 渡辺撰治郎 原田守一



第1回関印連大会総会山梨大会 昭和30年・甲府昇仙閣で

以上のように業界の有力者を網羅し山梨県印章丸は船出することになるのである。

印章法案の国会提出の機運も活発に県外業者には働きがあり山梨の業界も一本になって法案反対阻止に

団結してゆくのである。昭和二十六年一月の結成もまもない二月八日、十八日、二十日と、連日のように役員会が開催された。これは全日印連の印法に関する動きの報告と、その対応を協議するためであった。またこの役員会は同年二月二十五日、関東印商業組合連合会総会が箱根の万岳楼で開催されるので、それへの対応を決める臨時役員会でもあった。

関連総会へは本県より望月 貢、望月宗市、渡辺撰治郎、滝沢幸男、小林大文、笠井一雄の六氏が出席し、印章法案の不合理性を列挙し、活発な反対論法を繰り広げ、関連総会では「印章法案」の成立は時期早尚と決議された。(印章法案問題別記)この決議は業界をまず守った一大会議と結成の成果であり、組合員ひとしく歓喜したことであった。



昭和三十一年一月、山梨県印商業組合連合会総会は甲府商工会議所大ホールで開催された。役員改選では、二代目会長に望月貢が選任され、このときから望月貢の長期にわたる会長時代が始まる。

昭和三十年五月十四日、「本県連担当による」関東印商業組合連合山梨大会が湯村昇仙峡で盛大に開催された。戦後十年にして印章業界は再び全国にはばたく礎をつくったのである。

#### 県印連規約

##### 名称

第一条 山梨県印商業組合連合会と称す

第二条 本会は県内印章行単位組合を以って組織する

第三条 本会は各単位組合相互の連絡調整をなし共同の目的の達成を期し印章業の向上を発展を図る

を以って目的とする

第四条 本会の事務所は連合会会長宅に置く

第五条 本規約に定むるものの外 必要なる事項は総会の決議により定むることが出来る

第六条 本会は県内印章業者の組織する各単位組合員を以って会員とする

第七条 本会に加入せんとする者は、組合の名称、および代表者の名前を明記し申し込みをなすものとする

第八条 本会は第三条の目的を達成するため次の事業を行う

- (1) 組合相互の連絡調整
- (2) 価格の調整、及び販売宣伝
- (3) 経営ならびに技術の向上発展
- (4) 機関紙の発行
- (5) 全日印連、関印連組合にも協力する
- (6) その他必要と認める一切の事業

第九条 役員とその任務(中略)常任理事—各単位組合長 理事—各単位副組合長と他十名に対し一名とする

第十条 本会に顧問 相談役を置くことが出来る

第十一条 役員会は必要の都度会長が招集する 役員会は常任理事会と理事会とする

第十二条 本会の通常総会は毎年一月之を行う。総会は会員を以って構成し必要がありたるときは臨時総会を開くことが出来る

第十三条 総会の権限「略」

第十四条より第二十条まで「略」

## 附則 弔慰規定「略」

### 加盟組合「順不同」

- (1)山梨県印判用品卸商工業組合(全県)
- (2)山梨県印章店組合(全県)
- (3)六郷町印商業組合(六郷町)
- (4)山梨県出来合認印組合(全県)
- (5)山梨県印章業組合(甲府市)
- (6)山梨中央印商業組合(市川大門町)
- (7)甲府市印章商業組合(甲府市)
- (8)山梨県卒業記念印商業組合(全県)
- (9)下部町印商業組合(下部町)
- (10)六郷町印章彫刻組合(六郷町)
- (11)山梨県印章ケース製造組合(全県)
- (12)山梨県鑄造ゴム印組合(全県)

### 歴代会長

初代	七沢齊宮	昭和二十六年一月就任
二代	望月 貢	昭和三十一年一月就任
三代	七沢公教	昭和五十一年一月就任
四代	樋口泰男	昭和五十七年一月就任
五代	小林富男	昭和六十一年一月就任
六代	小宮山彰	平成二年一月就任
七代	望月市郎	平成四年一月就任

以上のように各地区単位組合の結成も順調に進み、組合が一本化の連合体となり、歴代会長の実績が見事に成果を实らせているのである。

### 山梨県連の現有組合(平成四年)

- 1 山梨県印章強国業組合(七十九名)
- 2 六郷町印章業組合(三十五名)
- 3 下部町印章業組合(三十一名)
- 4 山梨中央印商業組合(十三名)
- 5 山梨県印章店組合(十九名)
- 6 甲府市印章商業組合(二十八名)
- 7 甲府市印章業組合(六名)
- 8 山梨県卒業記念印章業組合(十九名)
- 9 山梨ゴム印工業組合(七名)

## 10 山梨印章ケース製造組合(十六名)

### 甲府印章商業組合

昭和二十六年五月、組合長を遠藤連として設立され、甲府市内の出商販売業者を中心として結成され、卸業者も参加した総括的販売業者にてとくに信睦を主として結成された。

### 山梨県卒業記念印章業組合

昭和三十五年八月組合長を遠藤伝として設立され、学校卒業記念印を取り扱う県内印商業者が団結した。その主な目的は、乱売防止のため組合員相互の営業地域を定め、これを絶対に犯さないことを全員が誓約した。

### 山梨県既刻印章業組合

昭和三十五年十月、組合長に樋口泰男を選出して出来合認印の製造と販売の業者で設立され、刻料・卸・小売価格の調整を図り、需要の円滑を期することを目的とした。

## 全国印判用品商工業組合連合会総会山梨県組合担

### 当開催の年表

全国組合連合会は、山梨地区・東部地区(山梨以北北海道まで)・中部地区(愛知県、岐阜県)・西部地区(近畿地区から九州地区まで)の四ブロックで構成され、四年に一度開催担当が巡回するシステムで運営されている。

山梨県印判用品卸商工業協同組合主催は左記のとおりである(昭和二十七年加盟)。

昭和三十一年五月 河口湖町船津河口湖ホテル

組合長 望月宗市

昭和三十五年五月 箱根芦ノ湖ホテル竜宮城

理事長 望月貢

昭和三十九年五月 湯村トキワホテル

理事長 望月貢

昭和四十三年五月 諏訪市浜の湯

理事長 望月貢



山梨県印判用品卸商業組合地区当番による初の全国大会 昭和31年5月、  
河口湖畔で



全国印判用品商工組合連合会 平成3年5月12日  
於 熱海シーサイドリゾート

昭和四十七年五月 石和町ホテルふじ

理事長 渡辺撰次郎

昭和五十一年六月 修善寺町ホテルみゆき

理事長 茂手木勇

昭和五十五年五月 石和ホテル八田

理事長 原田保

昭和五十九年五月 山中湖マウント富士

理事長 原田保

昭和六十三年五月 下部町下部ホテル

理事長 一瀬新蔵

平成三年六月、西部地区担当の総会で、各地区年次総会は隔年と決まり、その間は地区役員により役員監事総会を設けることに決議された。

平成四年五月、熱海市シーサイドリゾートで、初の全国印判用品商工組合連合会四ブロック役員幹事総会が開催された。

全国印旛尿品商工組合連合会長 茂手木 勇

## スタンプフェア(見本市)を開催

昭和四十九年九月、茂手木株式会社(筆者 茂手木勇代表)は、戦後はじめて印章業界の先陣をきって見本市の開催にふみきった。甲府市内の労農会館を会場として二日間にわたり、県内はもとより関東一円の印章店を顧客として実施したのが全国卸屋として初のフェアであった。それ以来モテギの恒例事業として、昭和五十八年まで単独展を開き、昭和五十七年には東京都港区浜松町都立産業貿易センター、昭和五十八年には平和島東京流通センター等を会場に、十回の見本市を開催し、山梨の印章のPRに努力した。

一方、昭和五十六年九月より、「オール印章フェア」と称し、東京都内でサンビ一株式会社、株式会社山田印材店、株式会社成鶏堂(現ベスト)三社の合同フェアが開催され、この三社から申し込みがありモテギ(株)と四社による大フェアとなり、モテギの個展は終結したが、モテギの見本市が火種となり、現在は東日本印判用品商工組合主催の大東京印章祭り、西日本印判用品卸商業組合主催のザ・グレート・スタンプフェアが開催され、東西の組合展が開催された。その他、九州地方、中部地方、北海道と遠隔地でも個展、合同展が開催されるようになった。このように他業種と同様に印章業界も時代に即応して年々盛会になっていた。



山梨県印判用品卸工業協同組合は、昭和六十年、組合の年度事業として見本市を取り入れることとなり、第一回同年六月に石和町、石和観光ホテルで開催。



平成四年まで八回の連続開催となり、毎年全国より二千五百人から三千人の印章取扱業者が参集し、山梨県地場産業事業の振興と、印章王国保持PRのために大きく寄与してきた。

## 山梨県印判用品卸商工業協同組合主催のスタンプフェアの足跡

第一回 昭和六十年六月九日、石和温泉観光ホテルで開催。関東印商業組合連合会員総会山梨大会開催に当たり併設協カフェアとする。テーマは「業界人よ熱くなれ」。

第二回 昭和六十一年三月二十五日、甲府地場産業センターで開催。お彼岸の降雪となり混乱する。テーマは「充実した内容・豊富な品揃え」。

第三回 昭和六十二年四月二十三日、平安各で開催。テーマは「広げよう業界の輪」。

第四回 昭和六十三年四月二十八日、平安各で開催。テーマは「業界の活路は甲斐路への集いから」。

第五回 平成元年六月十一日、石和グランドホテルで開催。テーマは「業界の現況を見直そう、業界の活路は山梨の時代」。

第六回 平成二年六月十日、平安各で開催。テーマは「二十一世紀への創造と挑戦は山梨から」。

第七回 平成三年六月十六日、甲府市総合市民会館で開催。テーマは「ハート・アンド・コミュニケーションの場を作ります。作りましょう」。

第八回 平成四年六月二十八日、甲府市総合市民会館で開催。テーマは「マイ・パートナー・アンド・ハイビジョンの推進の場を作ります」。

## 見本市開催でもめる

モテギ(株)主催の見本市も三年の継続となった昭和五十一年に全国印判用品商工組合連合会はかつてない問題として緊急役員会を招集した。「名古屋グランドホテル」であった。単独見本市問題が賛否両論となり全国の印章関係業者をふくめて議論が集中した。斯業はそれぞれの経営方針により運営されるものであり、また「日進月歩」の経済の波長があり、特に印章業界には初のロボット彫刻期が出現し、他業界よりの参画も増大し、消費者の動向も変化してきた時代であり、他業種の見本市も年々拡大している現状である。印章業界も蓑虫であってはならないのである、結論は常識を逸脱するものではないと不問とはなるが、単独見本市を開催する時は、善商工連の本部に届け出ることの提案もあったが、自由経済の理念からして組合が参入することではないとさいどの会議ももたれた時代もあったのが逐次全国的にフェアも開催されるようになるのである。小売印章業者の意見も数多くあり二、三を記述すると、自由経済の中で単独展を開催するのは当然でありわれわれの大きなサービスである。

団体の力で結束することは、独占禁止法に抵触する。このようなことが話題になること事態が問屋のレベルを疑われる。団体の力でつまらんことを決めながら、大切なことを見逃しているのではないか、などのしんらつ辛辣の意見が多かったのである。しかしバブル崩壊後のわが国の経済の不況は、円高もからんで印章業界にも大きく影響を及ぼしたのも昨今のことである。見本市の開催にあたり運営研究は当然ながら、業界の原点を探りたいものである。

全国初のフェア開催は、低迷する業界への一灯であったと確信し、団結の中で一步一步前進する見本市でなければならない。

## 地場産業センターに印章を展示

昭和五十九年一月、山梨県は地域産業の振興策の一つとして、甲府市の東光寺三丁目に、山梨県甲府・国中地域地場産業振興センター(略称・地場産業センター)を設立し、地域の印章・宝飾品・機械電子・和紙・ワイン・印伝・硯・繊維などの製品を展示・即売している。

山梨県印章業組合は、昭和六十年七月、役員会で地場産業センターの開設に伴い、同センターの展示コーナーに印章を展示、即売することを決定。印章の販路拡大と、県内外にその宣伝を図ることを目的として、山梨県印章販売促進委員会を設立し、その運営を図ることにした。その委員長に、県連副会長小林富男が選任され事務所を同氏宅に置いた。その運営規約は左のとおりである。





山梨県地場産業センター

## 規約

### 名称及事務所

第一条 本委員会は山梨印章販売促進委員会と称する。

第二条 本委員会の事務所は委員長宅に置く。

### 組織と委員

第三条 本委員会は県連傘下の会員を以って構成する。

## 目的

第四条 本委員会は地場産業振興センター展示場並に各種展示即売により販路の拡大を図り県内外に振興のPRを目的とする。

## 運営と販売機構

第五条 本委員会は第四条の目的を達成するために次の事項を運営する。

### 一 商品及材料供給と調達

県内卸商工業協同組合並に各種製造業者を窓口配分し仕入方法は関係者に負託する。

### 二 適正基準価格の決定

総べてを勘案の上諸価格を決定する。

### 三 展示コーナーの陳列と効果

商品価値を高めるための工夫と研究に努力し最低二ヶ月をめどに配列替を実施する。

### 四 受注整理と発注の平均化

受注品の仕上げと調整は品目別に発注先を決定し細部はそれぞれの専門技術関係者に負託する。

### 五 完成品の納期と整理

顧客との納期期限内に納品を完了し総べてを処理する。

### 六 販売促進と広告宣伝

県内外を通じて販路のためのPRを計画的に行う。

### 七 専門部の設置

専門部に仕入れ・販売・彫刻調製の各部会を設ける。

## 役員

第六条 本委員会に次の役員を置く。

委員長一名 副委員長二名 運営委員若干名 専門部正副部長各一名  
(仕入・販売・彫刻調製) 庶務会計各二名 監事二名

## 任務、選任、任期

第七条 委員長、副委員長、監事は総会に於いて選任する。

- ・ 委員長は委員会を代表し委員会を掌理する。
- ・ 副委員長は委員会を補佐し、時には委員長を代行する。
- ・ 運営委員は定数に準じ各単位組合員数に比例して推薦決定し全般に亘り審議する。
- ・ 正副部長は運営委員会に於いて選任し総会の認証を得て専門部事項を審議する。
- ・ 庶務会計は委員長の任免により決定し運営委員会の承認を得る。監事は会計を監査する。
- ・ 役員任期は二年とし再任を妨げない。

## 会議

第八条 運営委員会は必要に応じ委員長が召集し審議する。座長は委員長が司る。専門部会は必要に応じ部長が召集し審議する。座長は部長が司る。

第九条 本委員会の総会は毎年一回決算期にこれを行う。総会は会員数の五分の一（運営委員含む）を以って構成し、出席者の過半数を持って決定し必要に応じ臨時総会を開くことができる。議長は出席者より選出。

第十条 総会の決議事項は次の通りとする。

- 一 規約の変更
- 二 特別組合費の決定
- 三 運営計画
- 四 予算、決算の承認
- 五 利益金の分配
- 六 委員長、副委員長、監事の選任
- 七 その他重要案件

## 会計

第十一条 本委員会の会計年度は毎年 月 日より始まり 月 日に終わる

第十二条 監事は毎年一回以上会計を監査し総会で報告する。

第十三条 本委員会の経費は次より充当する。

- 一 特別組合費
- 二 利益金

第十四条 本委員会の特別組合費は必要と認定された場合各単位組合一括納入するものとする。

第十五条 本規約は総会を経て 年 月 日から実施する。

第十六条 細則は必要に応じ設けることができる。（昭和六十年七月）

## 印章業界の企業診断実施

昭和四十八年のオイルショック、昭和五十三年の円高は、わが国意戦後いまだかつてない、経済的な衝撃を与えた。また、わが国のワシントン条約締結国参加は、それに拍車をかけ、山梨の印章業界にも大きな不況をもたらし諸問題を提起することとなった。

業界はそれに対応するため、また、山梨県の地場産業振興対策として、山梨県連は昭和五十五年、「活路開拓調査指導事業活動」を開始した。まずこの事業の一環として、業界各社の「企業診断を」実施することにした。これは従に会員の約四百名が参加、独自に勧めたもので、その診断結果報告は、勧告会のかたちで会員に発表された。そしてこの事業は、各組合員のご理解とご協力により、順調に推進を見ることができた。

この事業は、国・県及び中小企業団体中央会の指導と助成のもとに行われ、山梨県の地場産業振興策の一つでもあった。これは印章業界の中小企業者の経済的・技術的環境の現状を分析は把握し、当該事業の今後に対応する活路開拓を図るための調査・研究及び指導を図るものであった。

また、この事業の成果を新たなビジョンに作成し、これが実現化のため鋭意努力を重ね、中小企業の発展と組合組織の強化を推進することが目的であった。

主催、山梨県印章業活路開拓調査指導事業推進委員会

指導協力機関 山梨県商工労働部 商工企画課

山梨県商工労働部 地場産業振興課

山梨県中小企業団体中央会

専門委員 中小企業診断士 今村義男

山梨県印章組合連合会顧問 内藤香石

中央技能検定委員 平岩守胤

推進委員 委員長 七沢公教

委員 遠藤憲 樋口泰男 有野正次 小林信義 茂手木勇

谷川正夫 原田保 天野一政 小田切賢二 望月広行

中野智 土橋武雄 遠藤義良 笠井富雄 遠藤秀夫

河口賢二郎 上野芳清 遠藤慧

事務局 山梨県印判用品卸商工業協同組合 一瀬新蔵

山梨県印章ケース製造協同組合 花輪芳明

山梨県印判用品卸商工業共同組合、及び山梨印章ケース製造協同組合が関係当局より選定を受け、本事業の申請母体となり、県連任意組合十団体と智

に構成され全面的に協力したものである。

◎テーマ「八十年代における印章山地のあり方」

- (1) 販路開拓に伴う県内外の消費者アンケート収集
- (2) 研究事業
  - (イ) 産地組織の強化
  - (ロ) 新製品の開発
  - (ハ) 印章技術の確立
- (3) ビジョンの作成
- (4) 講習会の開催

## 印章業ビジョン設定

### 一 販売促進について(需要開拓)

- (イ) 今回の拡販資料としてのアンケート調査をきそとしてP・R活動を積極的に推進する。
- (ロ) 最近ギフト面でも大変利用される商品になってきているので、販売方式の開発研究をすすめる。
- (ハ) 取次販売店(チェーンストア)の募集をする。これは支店とか単位店ではなく小規模方法にて多数募集が業界としては有望と思う。

ただし全国業者の反発を受けない方法ととる。

### 二 新製品開発

- (イ) 印材に魅力的な側款等はどうか  
たとえば刻者名、注文主が好む訓語、七転八起、積少致大(今は積少似大)等その他守り本尊とか数あると思う。
- (ロ) 商品全般にわたってイメージアップを図る。  
印材の形状等にも一工夫したい。
- (ハ) 印材に密刻等は機械化できると思う。
- (ニ) 雅印、落款、趣味印に意を注ぐ。

### 三 新技術の開拓

- (イ) 技術面は日進月歩でありかつ限界がない、需要者に好まれるような文字の工夫が必要である。  
まるで読めないような文字は客離れの原因になる。
- (ロ) グループによる定期健診と優秀作品の褒章制も取り入れたい。  
悪かろう安かろうでは業界の破滅を招く。
- (ハ) 印章ケース・包装等にも趣向をもって高級商品かを図る。

### 四 組織の改革

- (イ) 勧告書にあるような組織の改革を理想として研究推進する。
- (ロ) 県連合同会の事務所も設置する必要がある。併せて専従職員を置く。  
進歩策に費用を恐れていたのでは発展策は望めない。
- (ハ) 印章会館の設置も一歩踏み出す必要がある。

五 印材確保

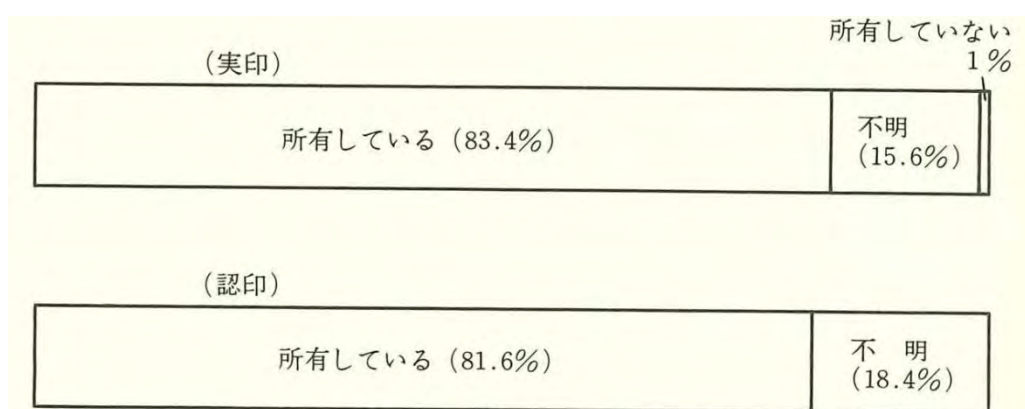
- (イ) 企業は人間が行うものである。  
従ってそれぞれの分野で活躍する人材が必要である。  
技術開発要員。優れた販売員。品質管理者。後継者育成等。

◎ すべてやる気を起こさなければ何もできない。

山梨県印章業活路開拓調査指導事業推進委員会

昭和57年度アンケート(消費者動向)による調査の主たる項目を記す。

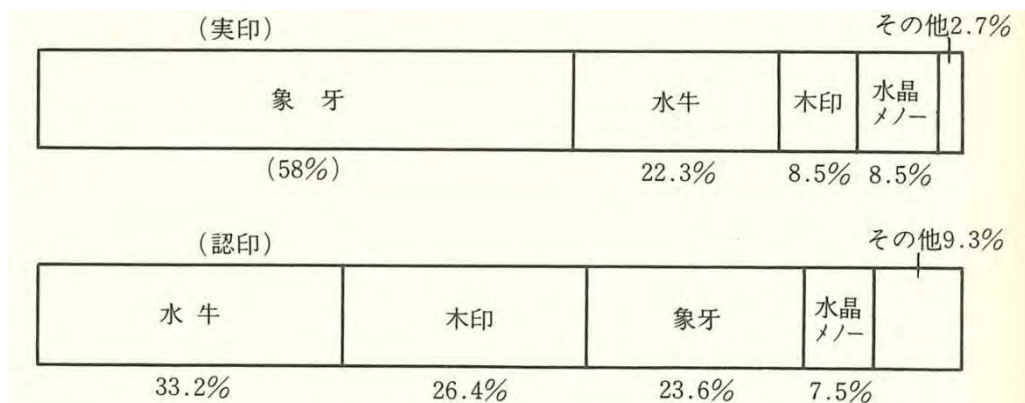
(1) 所有状況について



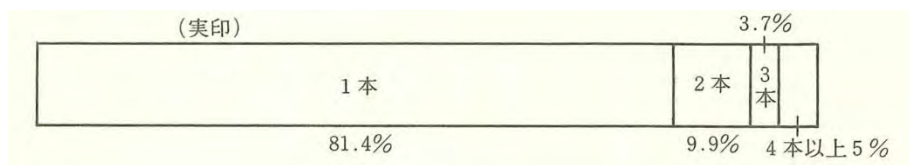
実印、認印ともに所有している 80%以上を占めているが、回答なしが 10%~18%である。これを不明とした。

実印、銀行印、認印などを使い分けられているかの設問に対しては、使い分けられているが 98%であり、目的別によりかなり明確にされていると思われる。

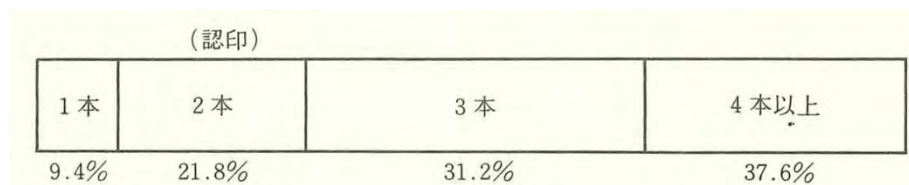
(2) 所有している場合の材質



### (3) 所有本数



夫婦でそれぞれ1本ずつとか、成人が家族内にいる場合を考えても平均1、2本となったと分析されており、1世帯で2本は全体の10%にすぎない。わが国の夫婦間の所有財産状況の縮図とは言いすぎかもしれないが、一断面をのぞかせてくれる。



調査のかんあんで1人平均2ないし8本の所有数になる。わが国の総世帯数は約3,598世帯(S55、国税調査)であるので、単純計算で1億本の認印が現在家庭にあることになる。

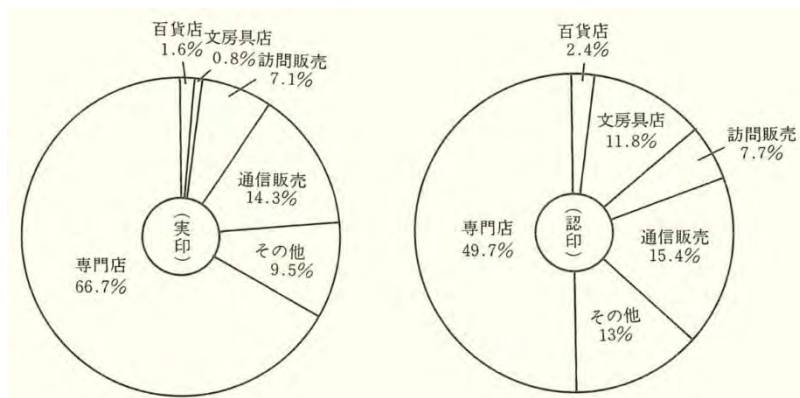
山梨けんでは約22万8千世帯なので、約64万本となるのである。世帯の増加率の見込みは年1.65%程度なので、約60万世帯が増加する可能性があり、毎年170万本の自然増加が見込まれる。

### (4) 購入の動機(実印、認印とも)

新たに必要が生じたからが66.3%(実印)、47.5%(認印)となっている。必要性が主力であることがわかる。

(1) 実印については証明機能を中心に考えている人の割合は80%で、宗教、心理、芸術性等も考えている人も20%近くいると推定された。

### (5) 購入店

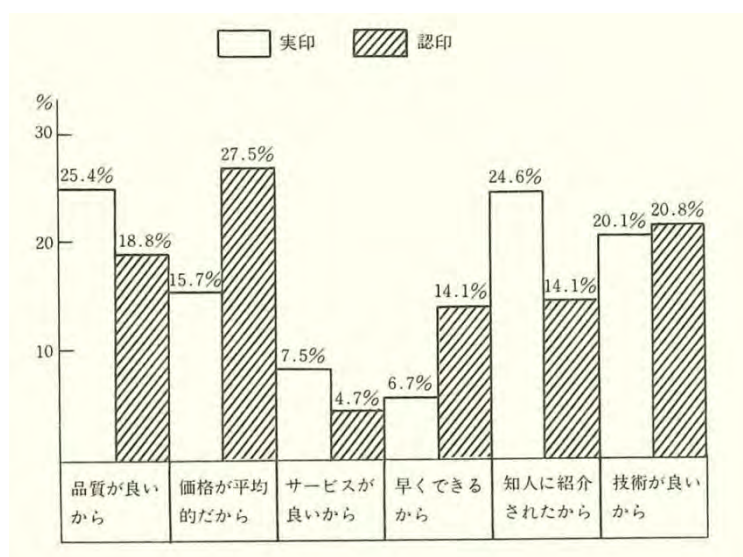




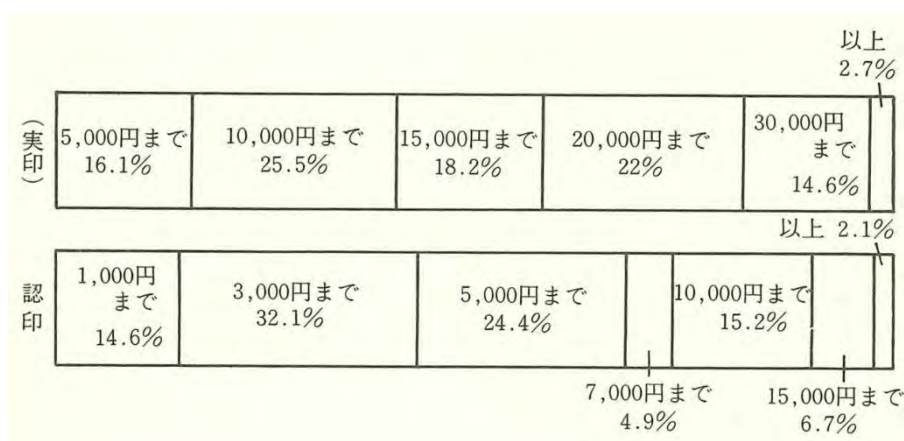
実印は専門店という慣習性が見られる。財産その他自己の利害に深く関係する証明については確実なことを考えるわけであるが、これが専門店と結びついている面がある。従って専門店のPRの主眼は安全性、確実性によることが有効であろう。

両方を通じて訪問・通信販売の割合の多いところに着目すべきである。実印で21.4%認印で23.1%を占めている、流通革新、小売技術革新の大きな波の中で、消費者の購買行動、価値観、習慣等の変化に小売技術の認識が強まっている。

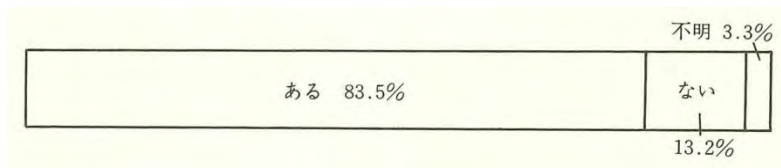
(6) 購入店選択の理由



(7) 購入する場合の予算

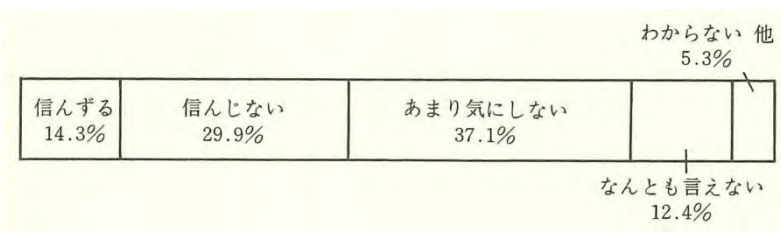


(8) 印相印について

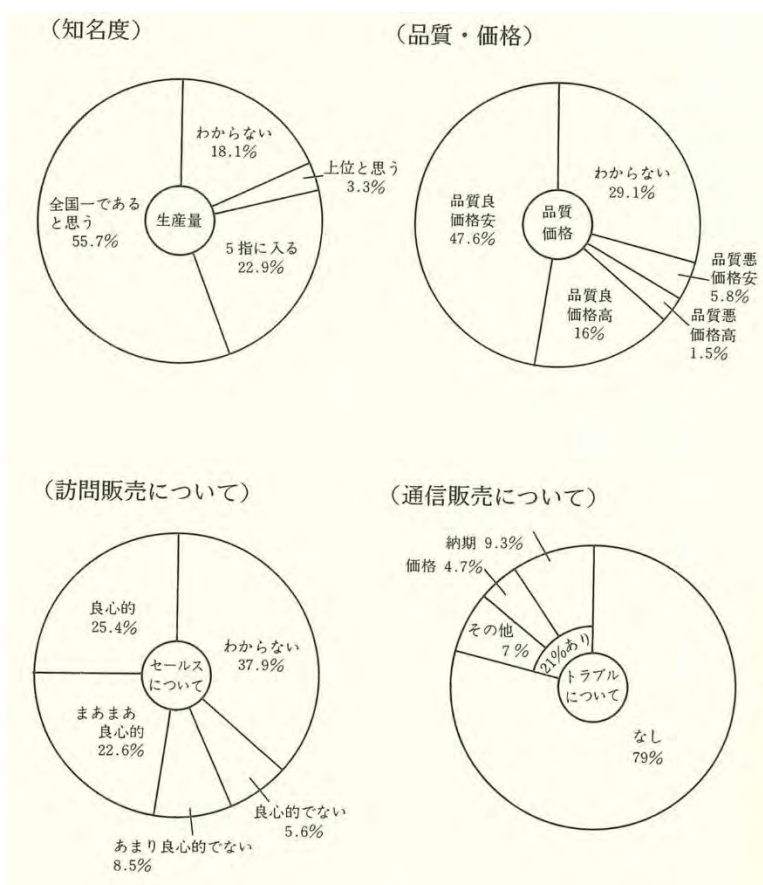


書体、価格、人間心理、世相等々の要素を組み合わせ、特色を作り出して販売して行くのも一つの例として印相印が存在すると考えていくと、要素の多様化、個性化、ファッション化の対応具体例として印相印がヒントを与えてくれているものではないかと考える。

(9) 山梨から購入した事があるか



(10) 山梨の印章についてのイメージは



イメージの確立は、現代社会において商品販売の最大の柱となっている。  
この事を念頭において印章発展の方向をきめる場合のキメ手となる。

## 今後の展望

### 一 量から質の時代への対応

総理府の統計調査、意識調査等の資料を見ても、あるいは実際の人々の生活状況、または者は豊富にあり色々な品物が売られている状況を見ても、国民の生活は豊かになったという実感がする。消費不況といわれても、物の不足している状態の時と、ある意味では、行き渡っている状態のときとは様相が全く異なるはずである。前年同月比何%という伸び率の数字が低くなってくると、伸び悩み、あるいは不振と言われる。

これからの時代は、同じ品物が何年も続いて売れるということは困難になるであろう。例えば衣服の伸び率三%という数字があっても内部的には、婦人物紳士物等々とわかれ一方が伸びて、一方が減少ということがあり、さらに婦人物の中で、スーツが減少、ワンピースが上昇等々、さらにワンピースの中でも、若年層のものは上昇という具合、最終時には、この商品の伸び、減少の結果として三%となったのであり、この商品のデザイン、色彩、素材等々の変化の結果として三%となったのであり、個々の商品のデザイン、色彩、素材等々の変化の結果なのである。この「自明の理」を素直に受け入れて再検討していく心構えが必要である。商品の種類、数の不足している時代の感覚から、商品がゆきわたって消費者自身、何が本当にほしいのかわからなくなる時代の感覚に目を転じていかなければなるまい。

賞資源、省エネルギーと言っても、「つつましく最低生活で」と言う考え方は、現代においては、中々困難となっている。消費水準、生準を落とす生活に切り替えることは、現在の社会経済的環境と人々の生活意識の本では、極めて難しい。従って量ではなく質豊かになつて発信につながるし、また人間の欲求の発展のステップからみても、そのほうが抵抗が少ない。このような時代になっているという認識が業界にとって大切である。

印章はわれわれの日常生活において、必要なものである。「サイン」とか「カード」で処理できる時代が到来すれば話は別である。ところで、原則的には印章は必要と思われる個数以上は、持つ必然性がない。必要と思われる個数を大きくするにはいかにすべきかが問題であろう。かりに業界の認識として、消費者は実印と認印、銀行員の三種であると考えても、消費者が、印章の材質と印章技術に価値を見出して、より上質のもの、より技術の秀でたものを次々と買ってくれるかもしれないし、印章は一個だけで良いとする価値観をもっていけば、それだけ

しか売れないことになる。すなわち消費者が、印章の「何に」価値を見出しているのか、この事を把握することが根本的な需要開拓の問題点である。

現代において消費者の真の需要を見つけ出すことは大変困難になってきている。このことを消費の多様化とか個性化という表現で表しているようだが、供給する側に立てば、これは難しい対応を迫られる問題であろう。このような状況の中で業界は今後どのような対応をしていくべきか業界全体が組織的に総力を結集し対応策を具現化し実現していくことが要請される。

## 二 需要開拓への対応

### (一) 商品のイメージアップをはかる

心を豊かにする商品づくりが必要である。商品は機能(役割)が中心となって購入されていくものである。しかし消費者が機能以外に、たとえば、ファッション性、文化性、個性化などの感覚的な欲求を持ち、それを具現化した商品を望んでいるとすれば単に機能だけの商品は売れない。より秀れた機能を持たせるか、消費者の求めるプラスアルファを付加するか、何等かの方法を考えて対応していかない限り商品というものは、いつの間にか、イメージとして「いつでも買える」「必要になったら買えばよい」ということになりやすいものである。

万年筆は筆記用具である。現在、小売店で売られている万年筆は「どう」なっているのであろうか。その経過をみると、二極分化の方向に進んでいるようである。すなわち機能に徹して良い質で安値なものと、高級イメージ、文化的イメージを豊富に感じさせる高価のもの、二極に遂次わかれていきつつある。

印章においても、単に証明機能に徹するだけでは売り上げには限度があろう。質の良い材料、優れた印刻技術により、人々に、「高級イメージ、文化的イメージ、を与えるような型、色、書体、印章ケースを含む全体の何か」を具現化した商品としての印章を作り上げていくことが要請されよう。消費者の選択眼は、より研ぎ澄まされている時代である。暮らしを豊かにさせてくれるもの、文化的なもの、心を豊かにさせる商品が人々の心を捉えていく時代であるという認識が必要である。

### (二) 業態の多様化を研究する

業態というのは経営の方法ともいえよう。販売方法、品揃え、陳列の方法、店舗、売り方、接客方法等々、販売に関する要素を以下に組み合わせて一つのまとまったものとして消費者に提示する経営の方法と考えられる。例えば百貨店、スーパー、専門店ディスカウントストア、通信販売等々は業態である。この意味では当業界はパイオニア的存在といえよう。通信販売、訪問販売、一般小売店、専門店等々と多くの経験を持っている。

業態は経営の方法でもあるので、経営者の革新的な創造的な考え方により、

幾種類でもつくり出すことは可能である。しかし、定着し、業態として確固たる地位を築くには社会的経済的事情と消費者の意識という条件が、うまく合致しないと存続は出来ない。現代は業態開発競争の時代とも言われている。消費者の需要にいかに対応するか、そのためには業態は如何あるべきかについての研究と実現に「力」を結集している時代でもある。当業界においても流通問題に対処するには業態を検討していくことが要請されよう。

例えば一つの考え方として、取次販売店(チェーン店)を全国的に展開することなども考えられる。ある意が全国をブロック別に区分し、ブロックごとの取次店の総括店を設置しコンピューター集計をして生産手配をし、商品を消費者の手許に配送するはど色々の方法が考えられるであろう。また既存の専門店においては、店としてのイメージをどのように高めていき消費者の需要に対していくか、店舗、店舗内容、陳列、接客技術等々の研究、改善が一層必要とされる。

### (三) 技術の開発と向上をはかる

商品のイメージを高め、消費者により適切な業態を提示して販売していくためには、それらの裏付けとなる商品そのものが価値を持たないと実現は出来ない。それらの商品をつくらふことの出来る技術の確保が必要となる。手作りのすばらしさ、本質的なものを表現するには、それなりの練磨と研究とが必要とされよう。その意味においても印刻技術者の一層の質的向上を目指して、例えばグループによる定期研修、あるいは優秀作品、優秀技術者の表彰、さらにそれらのPRを十分にしていくことなどが大切である。一方、機能に徹する質の良い安価な商品を作るには、「手」でなくてもすむ工程については極力近代的な機械設備を活用していくことが必要である。このような合理的志向を持って、技術開発あるいは技術向上を、商品の価値付けと連動させていかないと消費者の需要には対応しがたい時代となっていることを知るべきである。

### (四) 人材の養成と組織を強固にする

社会は人々の存在によって成立するものであり、業界も、それらの各種の仕事に、たずさわる人々の存在と、その業界の必要性を認める消費者の存在によって成立する。極めて当然の事柄であるが、この考え方を基本に持てば、業界を支えるそれぞれの分野で活躍する人々を多く養成することが大切なことになる。人材養成と確保がもんだいとなろう。技術開発をする人、技術を高度に習熟する人、優秀な販売技術を持つ人、品質管理が出来る人々等々多くの人材が必要とされる。

このような問題について業界が組織的に、計画的に実現を図る方策を見つ不出すことが必要となり、総力を結集するには、業界組織を一段と強力なものにすることが要請される。生産と流通を統合できる組織の拡充と、一層のコミュニケ

ーションの充実、さらに財政確立のための基金の積立て、確保等の長期的基点を持った計画を樹立して実行していくことが要請される次第である。

## 既製出来合認印

戦後の必需品の一つにハンコがあった。それが出来合認印である。統制経済の時代であり、配給制度の中で食料品、衣類、日用雑貨、その他を求める場合にハンコが必要とされたのである。

既製出来合認印はその主役であり、戦前・戦後にわたりハンコは生活経済の主軸必需品であったのである。

戦後の印材は椿材が主たる素材であったが、桑の木や梨の木などが使用された。つげ柘植材も若干は生産されていたのであるが、印章業界はその柘植によって復活するのである。国内の柘植材は御蔵島(伊豆七島)と、薩摩地方より、戦後二、三年後には順調に市場に出回りはじめたのである。昭和二十二年頃はわが国の経済が進展し、世界の貿易が盛んになるに伴い、セルロイド材(大日本セルロイド(株))、ラクト材(富士化学工業(株))と大手科学会社も生産を増してこれからの科学素材も供給されるようになり、出来合認印の材料は、多種類となった。

戦後このようにして化学製品の印材を山梨県の業者に供給したのは大阪府松原市の八丈製作所(昭和二十年創業)であった。そしてセル材の八十%の需要を満たしていた。山梨県下では、昭和二十三年に丸山製作所(甲府市丸の内二丁目・旧水門町)がセル材の製造に着手し、セル印材メーカーの第一号となった。これは甲府市下飯田一丁目の丸山製作所(株)の前身である。

昭和二十三年にはラクト材(脱脂牛乳)が主力となり、昭和二十五年ごろからは出来合認印の印材は柘植材とラクト材の二種類が主力材となっていたが、昭和四十八年頃からは黒檀材の出来合もこれに参画して現在はこの三種類が主力材となっている。

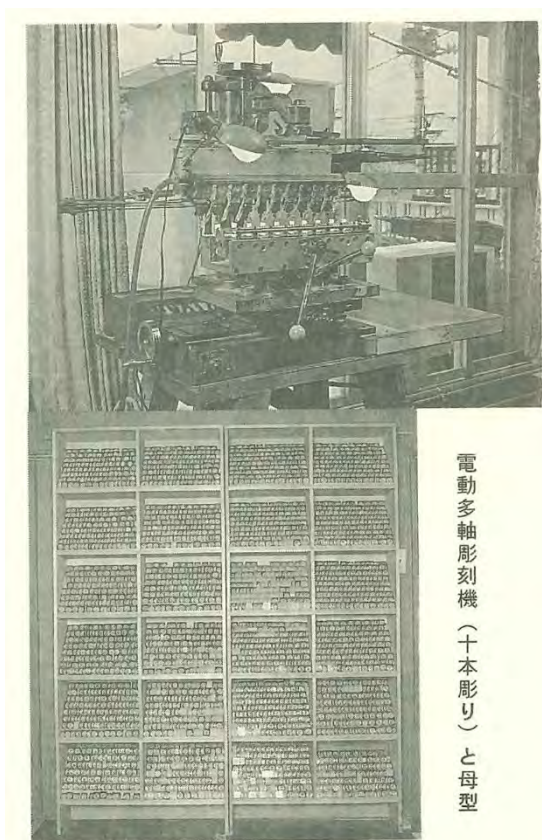
最盛期には県内では丸山製作所、コーケン、東洋産業、依田製印所、日本スタニック、樋口印章店、まつき印章店、卒記(株)等々の各社総合生産量は二千三百万本で、月産約二百万本が生産されたといわれている。

これらの増産に拍車をかけた要員の中に、戦後直ちに販路のせた卒業記念印、成人記念印等の販売の拡大が大きく寄与したといえるのである。

販売が拡大する中で、生産部門の研究も盛んに行われていたのは当然である、第一に考案されたのは、旧水門町の赤池印章店の赤池保が、形押しによる印



刻方式を考え、鉛で印面に姓名を鑄造し、やわらかい材(木)の印面へ圧力を加えて字の部分を突出させる方法を考案した。しかしこれは不採用となったが業界では多量生産方法の第一号として関心を寄せた。



電動多軸彫刻機（十本彫り）と母型

次に考案されたのがパンダグラフ方式で成功し、それが多軸方式と発展していくのであった。これは元版「姓」を鉛で鑄造し、使用材料の印面の割合を三対一として、鑄造した文字をなでると同一運動を起こし、セットした印材を彫刻針がなぞり掘る方式である。これは勿論電動であった。これがやがて昭和四十二年の多軸「六本軸」方式の発明となり、二十秒くらいで六本同一文字が彫刻できるようになった。さらにそれに改良を加え、昭和四十八年には十本彫りの他事莖が稼動するまでになったのである。需要に対応する生産業者の研究はますます進歩し、現在では五十本多軸も稼動しているという。

出来合認印の生産高は、山梨県が全国の九十パーセントを占めているといっても過言ではない。

その市場は、また、印章店はもとより、文具店、薬局、キヨスク、スーパー、ホームセンター、その取扱店が拡大され、それらの全国の在庫の量は増大していった。

昭和六十年ごろより出生率の低下と、学童の激減もあり、卒業記念印の市場は年々急速に低迷する恐れがあり、成人者の微減とあいまって、将来は一層厳しいものとされている。現在月産百二十万本くらいと推定されるが、出来合印の分類を参考として記述する。

- (一) 印材 黒水牛、柘植、ラクト材、アセチ材、黒檀
- (二) 字体、古印体、隷書体、楷書体、行書体、印相体、一部篆書体
- (三) 印面 小判型、丸型一〇ミリ、一〇・五ミリ、一二ミリ、一五ミリ  
「主体は小判と一〇ミリ丸」
- (四) 訂正印 柘植、黒水牛
- (五) コケシ型出来合認印もある ラクト材

以上の様式が主たるものであり、それらに浸透印式の出来合認印が各社メーカーより市販されている。

出来合認印は、十二月から三月にかけて意外に良く売れるという。店の立地条件や売り方にもよるが、一日に百本という店舗も都会では珍しくない。そのために四部丸柘植を筆頭に、別記のように新製品が続いたのであるが、メーカー関係者にいわせると、印章業店ルートは減少気味であり、最盛期には月産二百万本といわれる認印はどこへ流出しているのであろうか、業界としてもじっくり考え直してみたいテーマの一つである。

山梨県苗字の県内順位と全国順位（全国順位は佐久間英氏による）

苗字	実数(軒)	全国順位	苗字	実数(軒)	全国順位	苗字	実数(軒)	全国順位
1	渡辺	7,684	5	35	石川	1,087	28	69
2	小林	5,812	7	36	村松	1,080	87	70
3	望月	3,827	229	37	加藤	1,075	11	71
4	清水	3,282	18	38	中沢	1,048	200	72
5	深沢	2,850	369	39	土屋	1,030	111	73
6	佐藤	2,739	2	40	小池	1,029	117	74
7	古屋	2,728	433	41	浅川	995	642	75
8	佐野	2,336	201	42	山口	989	20	76
9	雨宮	2,284	484	43	三井	976	1,012	77
10	中村	2,155	8	44	依田	961	583	78
11	鈴木	2,153	1	45	河西	956	1,016	79
12	長田	2,095	460	46	名取	921	945	80
13	田中	2,060	3	47	早川	906	138	81
14	山本	2,012	4	48	中島	902	23	82
15	斉藤	1,925	10	49	高橋	895	6	83
16	秋山	1,912	101	50	矢崎	892	692	84
17	志村	1,864	306	51	萩原	868	218	85
18	小沢	1,780	155	52	河野	862	146	86
19	伊藤	1,729	9	53	丸山	850	83	87
20	堀内	1,696	253	54	芹沢	846	872	88
21	内藤	1,693	122	55	三枝	838	757	89
22	保坂	1,588	410	56	内田	835	28	90
23	天野	1,427	231	57	窪田	834	381	91
24	坂本	1,340	106	58	樋口	786	154	92
25	遠藤	1,336	39	59	藤原	772	99	93
26	中込	1,336	1,352	60	梶原	765	535	94
27	宮下	1,232	1,921	61	三浦	759	54	95
28	井上	1,225	15	62	高野	713	109	96
29	山田	1,212	12	63	山下	704	85	97
30	石原	1,186	97	64	青柳	700	453	98
31	小俣	1,182	56	65	米山	700	453	99
32	広瀬	1,162	84	66	小田切	652	991	100
33	市川	1,103	100	67	中山	648	81	
34	小野	1,090	56	68	飯島	625	163	

#### 山梨少数派の一部

峡北	大輪、跡部、入戸野、日向、津金、比志、小尾、八巻、曾雌、加賀爪、壺屋、蔦木
峡中	名執、乙黒、折居、功刀、河西、米長、葉袋、有野、仙頭田、羽中田
峡南	波木井、水池、遅沢
峡東	古明地、標、田草川、弦間、茂手木、代永、松土、生原
甲府市	数野、久保島、牛輿、布能、桜林
郡内南	権正、羽田、小山田、槌屋、外川、流石、貴家、船久保、小佐野
郡内北	小俣、卯月、本山、白輪地、矢頭、柁原

出来合認印セットは実用品であるが、印章専門の看板みたいなもので、これがたくさんある所が専門店としての強みであることには間違いないようである。

## 記念品・贈答品への進出

昭和二十三年になると卒業記念印として印鑑の販売が盛んになり、次々と成人記念用・結婚記念・誕生記念・創立記念・就職記念用品などとして、種々のお祝い事として、販路を拡大することにより益々印章業界は活発となり発展していった。戦前の記録は残っていないので明らかでないが、卒業記念印は一悲憫の中より山梨県で販売されていたことが実証されたのである。平成四年一月沖縄県の西原町の道路改修工事の現場で旧軍人と見られる遺骨四体が発見され、その中の一人の遺品の中に旧韮崎中学校で昭和十六年の卒業生に送られた水晶印があった。それは三・二センチ丈太さ一・一センチで田中の姓が刻され、側面に韮崎中学校第十四回卒業生と刻字され、印鑑がサメ皮のケースに入っていたのが発見された。早くも戦前には卒業記念として水晶の印鑑が発売されていたことが実証される。(平成五年三月一日山梨日日新聞より)

戦後派前述の通りの販売方法の開拓により、なお外装用品の別珍張り桐箱・高級ベーク材など、外箱も豪華になり、印章ケース類も美麗化され、色彩も豊かになった。また牛皮製印袋、牛皮・蛇皮鶏足皮・トカゲ皮等のケースも県内で製造されるようになり、装飾もカラフルに顧客の需要を満たしている。

昨今は卒業記念印が主体となり、若干の成人記念因果発売されるのみであり、この部門を専門に販売する業者は三十社ほどであると考えられるが、盛んなじ



だいは戦後四十有余年で印章業界の最も大きな販売商品であったことと、全国へ「山梨の印章」を位置づける目玉商品であった。

これらの記念用・贈答用の印材は出来合認印の生産向上に大いに貢献し、その生産力とあいまって昭和二十五年頃からはセル材の印材から、ラクト材の印材に変わり、それが主力となった。黒水牛材の輸入量も増大し、この部門に高級材として取り扱うようになった。

一方山梨県特産の水晶材も研磨業者の復活に併せて最高級の卒業印として多量に販売され、いよいよ山梨の水晶材も需要の拡大が見込まれたと思われる頃、装身用具に生産された硝子材を印材に加工して新水晶の名称で小判型と切子形（側面多カット、首の部分に穴をあけてリボンを付けた）印材が登場し全国に記念印として販売されるようになった。

ラクト材には側面に卒業記念・成人記念・校章などを打刻式に金文字を押したものの、螢の模様、梅の模様を象徴したものが販売された。また、水晶印材には、松上のつるなどを彫刻し付加価値をよりつけて販売され、爆発的に大学から小学校にいたるまで販路を拡大していった。これらの中で特筆すべきは、硝子印材の販売問題であった。一部の取扱に業者が硝子を山梨特産の新水晶として販売したことである。新推奨という名称も不可解であるが、地方の業者からこれに対する問い合わせが多くなり、行政の問題として、別述する「印章法案」の項の通り、「山梨県印章業保護奨励に関する条例案」が山梨県議会への提出となったのである。

昭和二十五年、これら一連の問題は、のちに全国印章業組合連合会の「印章法案制定」運動の起爆剤ともなった。

昭和三十年前記に雅この硝子印材問題は業界から消えていったのであるが、山梨の特産である水晶印章業界としては、このような問題があったことを忘却してはならないのである。

その後はこれらの部門にも、オランダ水牛や象牙印材と高級な印材が取り入れられ日本経済の発展とともに利用され、売上高は増大していった。この拡大により印章王国山梨の名声をより以上に知らしめることとなり、通信販売業者の増加と、訪問販売システムの二面方式は全国に浸透し、生成期には年間三百万本を消化し、過去の篆刻の山梨から、生産販売の山梨へと変革し、さいど印章王国山梨を全国へ知らしめたのである。

昨今の学校卒業記念印は、出生率の低下・卒業記念印として価値観の重いなどが重なり、休息に延焼しているのである。専門業者も減少の一途にあり、多角経営に移行しているのが現状である。

「補足」

昭和十三年の記録によると、卒業記念印(水晶)は、彫刻付きの小売標準価格の設定をしたという。当時の組合規約の中にこれらのことを定めた項目があったと記されている。

## 象牙保護問題

明治中期より発展してきた山梨の印章は、長い戦争という暗黒の中を抜けて戦後すばらしい再発展を見ることができたのも主力の印材があったからである。象牙の輸入があったためと申しても過言ではない。印章業界は象は神様であったのであるが、昭和五十五年ワシントン条約締結会議に、わが国も加盟したのであるが、平成二年六月より、第七回スイス(ローザンヌ)の国際会議で初めて象固体の保護問題が議題となり、国際取引の第一種(前面取引禁止)に決定したいということになり、第八回日本(京都市)での総会では、一種へ移行が条件付きとして決議されたのである。

この決議により印章業界は大きな打撃を受けることになった。特に山梨県の業界関係者に大きな影響を与えたことは事実である。

平成三年末、日本の業者の象牙材の保有量は約三百～三百五十トンくらいとすいていされ、輸入が今途絶えても二～三年の需要には事欠かないことになると考えていたが、市場は完全にストップの状態であり、業界は暗黒の中に入っていった。その理由を例示すると次のような理由となる。

- (1)動物愛護の文字がそのまま心情的に社会の購買力を低下させた。
- (2)象牙材の便乗値上げとも取れる業界の対応に不信を持った。
- (3)全国の百貨店が、象牙製品を店頭から排除し、不買宣言的な行動に出た。
- (4)一部の悪徳靈感商社による超暴利販売と、商い方法への反発運動が重なった。
- (5)日本再建信用銀行本店や、一部の官庁で、野生動物保護運動におびえて象牙材の普及に踏み切った。

これらの要因があり、県下はもとより全国の印章業者の受注は著しく減少することになった。そのため、印章ケース業者や、関係ある業者はすべて打撃を受け、伝統産業といわれている印章業界は大きく変革を迫られた。将来への再建に思いをはせることが急務である。

## ワシントン条約

今から二十年前、一九七二年(昭和四十七年)六月、スウェーデンのストックホルムで開かれた国連人間環境会議で、「野生動植物の種の国際取引に関する条約」の早期制定の勧告が出され、これを受けてよく一九七三年三月、アメリカ・ワシントンで採択されたのが「ワシントン条約」と呼ばれるゆえんである。正式には絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約といい、日本の加入は一九八〇年(昭和五十五年)八月であり、現在この条約の締結国は百十三カ国である。

いま、地球の環境問題には全世界の関心が高まるばかりであり、人間の生産活動が活発になるにつれて、地球上の生態系の破壊は急速に進んでいる。私たち人間が、毎日の生活の快適さ、便利さを追求し続ける中で、実は多くのものを失って生きつつあるのである。「地球は人類」という一つの種だけのものではないので、地球上に住む野生動植物を絶滅させてはならないことは言うまでもない。私たちは未来永劫にこれを守っていかなければならない。ワシントン条約の精神は、この貴い理念から生まれたものである。この会議は原則として二年に一回開かれ検討されることになっている。

象にはアフリカ象属、アジア象属、マンモス象属、ナウマン象属の四属があり、現在はアフリカ象とアジア象の二種が生存しているのみで、現世界最大の陸上動物である。雌、雄とも八～十二歳で繁殖可能となり、寿命は六十～七十とされ、妊娠期間は約二十二ヵ月で、一産一子で、雌の繁殖サイクルは約四年といわれている。成象は一日焼く三百キロの食物をとるとされており、したがって一頭の像には平均三六〇ヘクタールくらいの広さが必要であるといわれている。

一九八一年(昭和五十六年)(別表参照)に百二十万頭から一九八九年(平成元年)には約半分の六十万頭まで減少したと推定され、生息面積も縮小してきている。このような状態では、近いうちに絶滅しかねないということで、全面禁止が必要となった理由であるが今回の京都国際会議でも、

- (1) 象の個体数は安定しており、絶滅の危機とはいえない。
- (2) 象牙の収益は生息地域や村の保護区へ還元したい。

以上二項の条件付でⅠからⅡへの移行を要求されたが、結局前回締結した事項をすぐに変更するということが問題があると現状維持とすえおかれることとなったのである。

例えばアフリカ象は、象が減った東部アフリカ、ケニアでは一九八九(昭和六十年)に象牙製品のすべての取引が禁止されたことによって、象牙のヤミ取引価格がキロ当たり三ドル程度となり、以前に比べておよそ十分の一に下落したため、



危険を冒して密猟することがなくなり、結果は象の保護につながって、有益な観光資源になっているのが現状である。

一方、南部アフリカ、ジンバブエではどうか、彼らの食料元であるトウモロコシや雑穀は、象の集団に食い荒らされて、象の自然増と共に、一日三百キロも食べるため農作物への被害はますます増加をたどり（「象は害獣だ」と彼らがいつているのが現実である。

この二例で顕著なように、問題はその保護のあり方に議論されなければならないと思う。これが今後のワシントン条約の構成に深く関係してきていると思われる。象牙の取引はⅠ類で現状維持になったが、野生生物の商取引が柱と生態系の保持に有益でありえるかが、難しい問題であると思われる。

「附則」

◎一九八九年ローザンヌでの象の攻防（平成元年）

スイス、レマン湖のほとりにあるローザンヌで、十月第七回ワシントン条約締結国会議が開かれた。主にアフリカ象を、条約の付属書Ⅰにランクを上げるかどうかということの会議である。

▲付属書Ⅰへの賛成国

ケニア、タンザニア、ソマリア、オーストリア、ハンガリー、アメリカ

▲ 付属書Ⅱへの賛成国

ジンバブエ、南アフリカ共和国、ボツワナ、モザンビーク、マラウイ（しかし許可制で、管理下での取引可能案）

ジンバブエの案は、反対七十票、賛成二十表、棄権二票で採択に必要な三分の二にみたらず否決される。

1981年と1989年の地域別アフリカ象の推定個体数の比較

(1990、H 2)

地 域 ・ 国					(1981)	(1989)	
東 部	ア	フ	リ	カ			
	チ	オ	ビ	ア	?	8,000	
	ケ	ニ		ア	65,000	16,000	
	ル	ワ	ン	ダ	150	50	
	ソ	マ	リ	ア	24,323	2,000	
	ス	ー	ダ	ン	133,727	22,000	
	タ	ン	ザ	ニ	203,900	61,000	
ウ	ガ	ン	ダ	2,320	1,600		
小 計					429,526	110,000	
南 部	ア	フ	リ	カ			
	ナ	ミ	ビ	ア	2,300	5,700	
	ア	ン	ゴ	ラ	12,400	18,000	
	ボ	ツ	ウ	ナ	20,000	68,000	
	マ	ラ	ウ	イ	4,500	2,800	
	モ	ザ	ン	ク	54,800	17,000	
	南	ア	フ	リ	カ	8,000	7,800
ザ	ン	カ	共	和	160,000	32,000	
ジ	ン	バ	ビ	ブ	49,000	52,000	
小 計					311,000	204,000	
西 部	ア	フ	リ	カ			
	ベ	ナ	ン	ン	1,250	2,100	
	ル	キ	ナ	ソ	3,500	4,500	
	ガ	ー	フ	ナ	970	2,800	
	ギ	ニ		ア	800	560	
	ギ	ア	ビ	サ	0	40	
	ー	ト	ジ	ア	4,800	3,600	
	コ	リ	ボ	ー	2,000	1,300	
	リ	ベ	リ	ア	780	840	
	マ	リ	タ	ニ	40	100	
	モ	ー	リ	ア	800	440	
	ニ	ジ	エ	リ	1,820	1,300	
	ナ	イ	ジ	ガ	200	140	
	セ	エ	ネ	レ	500	380	
シ	エ	ラ	オ	150	380		
ト	ー		ゴ				
小 計					17,610	19,000	
中 央	ア	フ	リ	カ			
	メ	ル	ー	ン	5,000	22,000	
	中	ア	フ	リ	カ	31,000	23,000
	央	ア	フ	リ	カ	?	2,100
	チ	コ	ン	ド	10,800	43,000	
	コ	道	ン	ゴ	?	500	
	赤	道	キ	ヤ	13,400	74,000	
カ	イ	ボ	ン	376,000	123,000		
ザ	イ	ー	ル				
小 計					436,200	277,000	
合 計					1,194,331	610,000	

◎紛糾する中、ソマリアから修正案が出された。

アフリカ象は付属書 I にするが二年の語の日本の京都会議で絶滅の恐れのない地域個体群については、付属書 II への格下げを再検討するという提案があり、これを採決する。賛成七十票、反対十一票、棄権四票で採決された。これにより象に関するすべての商取引は一時全面禁止と決まったのである。

◎第八回一九九二年(平成四年)、ワシントン条約締結国会議は第七回(スイス)で、第八回は日本(京都)で開催されることが決議されている。われわれ業界も日本の象牙取扱いの業者全般の問題と関心のある会議である。

スイスの会議では前述の通り、アフリカ象が付属書 I となり、あいかし像の絶



中尾通産大臣に象牙取り引きに関する要望書を提出（平成3年9月）

滅の恐れのない地域  
個体群が付属書Ⅱへの格下げ  
がなるか否か、業界にとっての大きな  
問題である。この国際会議の開催を  
前にして筆者は一九九一年（平成三年）  
九月四日に、全国印判用品卸商工業組  
合連合会の会長として

の立場もあり、山梨県下の同業者の浮沈問題であるので、山梨県印判用品卸商工業協同組合理事長一瀬新蔵と、山梨県印章業組合連合会会長小宮山彰を伴い通商産業省へ出向し、当時の通商産業大臣中尾栄一先生にご多忙の中を時間をさいて頂き、常識では考えられないという、約三十五分くらいの時間を頂き、かつ湯茶の接待もあり、親しく懇談を頂き、象牙の国際取引等に関する要望書を提出し、ご検討と要望へのご努力をお願いすることが出来た。

#### 要望書

通商産業大臣 中尾栄一殿

- (一) わが国象牙業界が、違法象牙の取締りを完全に排除し、さらに象の保護のために努力していることを、各国政府に知らしめ、併せてⅠ類移行を阻止するための外交的御努力を御願い致します。
- (二) 私共山梨県の地場産業としての印章業界の内、象牙の輸入が出来なくなることは、全県か約三千人の生計を立てている者にとって死活問題であります。仮にⅠ類に移行した場合は留保していただきたく印章業界の象牙の存続のためにご協力御願い致します。

平成三年九月四日

全国印判用品商工業組合連合会会長 茂手木勇 印

山梨県印判用品卸商工業共同組合理事長 一瀬新蔵 印

山梨県印章業組合連合会会長 小宮山彰 印

#### 六月十五日、象牙業界が発表した要望書

日本軽工業品輸入組合

日本象牙美術工芸共同組合連合会

東京象牙美術工芸協同組合

大阪象牙美術工芸協同組合

我々は数百年にわたり象牙を原材料として、美術工芸品、伝統和楽器及びピアノ製品、印章、装身具等の製品を製造することを盛業としてきた者の集まりです。東京・大阪を中心に全国の象牙加工業者約八十社、専従者役六百人、その他に輸入業者、小売業者等関連産業従事者約三万人（年間生産額は約二百億円）が、象牙によって生計をたてています。

従って我々は、現在アフリカ象の個体数が急激に減少していることを強く憂慮するとともに、密猟、密輸入が撲滅され、アフリカ象の保護管理が十分になされることを強く希望しています。

現在でも我々は、ワシントン条約及び他国より厳しい政府の規制を遵守し、一切の違法な取引を行っていないばかりか、輸入量を最大事の四分の一以下に減らし、更に象牙の売り上げの一部をアフリカ象の保護のために、ワシントン条約事務局に拠出する等世界的にも高い評価を受けています。

我々の願いは、アフリカ象が再生産可能な範囲で取引され、伝統的な産業が途絶えないよう細かくとも長く家業を続けていきたいということであります。

従って生態学的にみて絶滅の危機に瀕している原産国のアフリカ象の取引が禁止されることに反対するものではありませんが、原産国の意向を無視して十分に保護管理がなされている原産国まで含めて全面的に取引が禁止されることには反対です。

しかしながら我々は、今後とも伝統的な産業を守り、細かくとも長く家業を続けていくために現状を放置するわけではなく、業界として以下の提言を行い、我々が行うべきことは速やかに実施する旨決議を行いました。

どうか我々の意見をご理解され、ご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

また、日本政府におかれましては、以上のような我々の努力をご高察の上、アフリカの自然を守り、アフリカ象保護のための基金を設置する等関係国国際機関やアフリカ原産国への資金協力を行っていただきますようお願いいたします。

#### 決議

- 一 我々は、印章等に象牙の代替品を取り入れることを進め、より合理的な材料の利用を図り、輸入する象牙の量を大幅に削減することを決議した。
- 二 我々は、象牙の加工品（くずを含む）の輸出入取引を一切行わないことを決議した。
- 三 我々は象牙資源の持続的な利用を図るために、いわゆる駆け込み輸入は自粛する。

四 我々は、現在までワシントン条約を遵守して違法な取引を一切行っていないが、さらに今度は密猟や密輸入に関係が深いと思われる疑惑のある仲介業者との取引は一切行わないことを決議するとともに、必要あるときは、証拠を揃え、違法な仲介業者名を当局へ通報することも考えている。また、違法な仲介業者を排除するために、原産国との直接取引を進め、原産国が直接経済的利益を得るようにする。

五 我々は、今後アフリカ象保護のために原産国への直接的援助も考えていきたい。

六 アフリカ原産国の同意を得てCITES事務局の管理のもとスイスに象牙の中央入札所 (Ivory Central Auction) を設置し、取引高の一〇%を賦課金 (Tax) とし徴収することを提言したい。

また、この賦課金のうち一〇%をCITES事務局象牙部門 (Ivory Unit) の経費に充当し、残り九〇%については、アフリカ原産国に提供し、アフリカ象保護のために役立ててもらおう。これに伴い悪徳業者の入り込む余地はなくなるものと思われる。

## 第八回ワシントン条約締結国会議開催

一九九二年 (平成四年) 三月二日～十三日まで、国立京都国際会議場に一〇八カ国の政府と、一五〇の民間団体が参加出席して第八回ワシントン条約締結国会議が開催された。

前回の第七回スイス (ローザンヌ) 会議では、象牙の国際取引が一時禁止となり、業界の象牙の買いあさりに、やっきとなっていたのであるが、京都大会でも象牙問題は一時取引禁止の継続という結果になったのである。

象牙は今まで一キロ当たり三万円から七万円のものが最高十七、八万円の高値で取引されたのである。象牙の十五ミリ丸、六十ミリ丈が、最高級品で一本がメーカー出荷価格一万円という声を聞いたのが平成二年の十月頃であったと思われる。

自然保護団体の、動植物愛護の声が強まり、世界的運動へと発展していった。象牙密猟等の画像が毎日のようにテレビの画面に流れ、新聞・雑誌等にも大きく報道されるようになると、消費者のなかに象牙印材使用への罪悪感情が心情的に高まり、象牙印材の購買力は急速に低下した。一本一万円した印材が現在四千元と三分の一以下の取引となった。それでもまだ需要と供給差はアンバランスである。

### 第八回ワシントン条約締結国会議の採決事項

(1) 新規の規制提案をする場合には、原産国との事前協議が必要である。

(2) 締結国会議は、生物種の生存を脅かさない範囲で行われる取引は、生物保護や地域の人々の発展にとって利益となりえることを認識する。

(3) 野生生物の商業取引がその種の保護に使われ、絶滅の危険を招かないなら商取引は有益である。

以上の通り決議が採決されたのである。二年後の会議ではたいへん明るい見通しが立ったと、会議に出席した日本の代表が談話を発表しているらしい。そこで通産省で考えられたのが、象牙取扱業者の登録制度である。

### 象牙取扱業者の登録制度化（通商産業省）

通商産業省は、平成五年三月に象牙を扱う業者を前面登録させることを打ち出したのである。

一九九四年（平成六年）九月に開催予定のワシントン条約締結国会議（ワシントン）に先立ち、象牙貿易の再開を求めるために、密輸入防止対策として象牙の加工、販売業者の登録制導入をわが国の報告書の骨子としてまとめたようである。

象牙の国内在庫も減り、加工業者が事業を継続することが不可能のため、国際取引を再開しようとするもので、業者取引先や、加工・販売の量の届出を義務付けるなど、国内流通を把握し、密猟・密輸入が日本に出回らない管理体制をつくり貿易再開に反対する欧米諸国や、自然保護団体の理解を求める考えである。

国は、締結国会議において再開が認められれば、必要な法案を次期国会に提出する方針であった。その報告書は、通産省の認可団体の日本象牙美術工芸組合連合会に設けられている委員会で検討され、通産、外務の両省と環境庁が参画してこれらを調製した。

登録制度は現在把握できていないが、これは国内の流通を管理するのが目的であり、具体的には象牙の加工・販売する国内業者のすべてが登録することを義務付けられ、印章関係全体、個人の取扱業者が対象になった。また、材料・製品の入手先と販売先へのルートの記録も義務付けられることになるという。

象牙の国際取引が再開されると、アフリカ象の乱獲や密猟につながる懸念が欧米諸国や自然保護団体の間には根強く、印鑑の原材料などで市場規模の大きい日本への批判がさいど高まる可能性もでてくる。

通産省では輸入管理はもとより、国内市場の監視を重要視する法制化に踏み切ることであろう。



## 象牙に関する法律とは(通産省案)

- 一 現在わが国には象牙に関する法律に基づく管理体制がない。
- 一 輸出入国に、法律に基づく流通管理体制がない国には国際的に輸出入が認可されない。従って今日本政府が法律を作り輸出入の再開が出来るよう、また国際的に認められるよう、法律立案の整備中である。

### 法律の骨子「案」

- 一 政府公認のシールの添付。
- 一 輸入業者、加工業者、卸売業者はいずれも登録義務を必要とする。
- 一 小売業者は取扱の届出を提出する。

通産省は象牙の貿易の再開を認めるよう各国に働きかける。象牙の国内在庫が年々減少し、象牙取り扱い業者の事業の継続が困難になってきたためである。わが国内の法制化により各国の理解を得たいがためである。

1882年から1979年までの日本の象牙輸入

(単位：kg)

年	輸入量	年	輸入量	年	輸入量
明15 1882 110年前	10,177	1922	78,960	昭5 1962	79,378
1883	2,594	1923	65,520	1963	86,086
1884	6,937	1924	72,000	1964	120,319
1885	6,710	1925	73,020	40 1965	52,497
1886	9,004	昭元 1926 66年前	92,340	1966	83,259
20 1887	11,582	1927	61,380	1967	120,143
1888	8,453	1928	77,760	1968	115,341
1889	10,380	昭4 1929	87,420	1969	155,520
1890	不明	昭5 1930	72,780	1970	149,415
1891	"	1931	65,880	1971	110,241
1892	"	1932	42,780	47 1972 20年前	275,497
1893	9,557	1933	60,089	1973	315,640
1894	17,134	1934	76,901	1974	233,716
1895	19,453	10 1935	72,017	50 1975	223,793
1896	20,362	1936	77,496	1976	306,786
30 1897	14,477	12 1937	72,137	1977	266,888
1898	22,323	1938	16,043	1978	368,376
1899	29,732	1939	16,918	1979	296,864
1900	24,813	1940	16,253		
1901	不明	1941	2,858		
1902	22,151	1942	0		
1903	19,741	1943	0		
1904	7,952	1944	0		
1905	19,015	20 1945	0		
1906	不明	1946	0		
40 1907	"	1947	0		
1908	13,264	23 1948	14,075		
1909	15,074	1949	4,750		
1910	18,983	1950	28,725		
1911	27,969	1951	86,573		
大元 1912 80年前	46,326	1952	72,425		
1913	51,593	1953	118,492		
1914	33,615	1954	69,280		
1915	27,774	30 1955	55,788		
1916	47,313	1956	66,618		
1917	48,967	1957	67,343		
1918	73,520	1958	67,329		
大8 1919	132,240	1959	71,171		
1920	93,240	1960	70,986		
10 1921	不明	1961	64,511		

出典：文献リスト参照

## 新素材の印材出現

平成元年ワシントン条約締結国(一三二カ国)会議で動植物保護条例の決議があり、象牙材の取引が国際的に全面禁止となり、印章業界の主力商品であった象牙印材の前途は暗雲をもたらすのである。それを見越し、象牙に代わるべき素材への模索がいつせいに起こり、外観が象牙らしい科学印材の研究が盛んになった。

平成元年九月には、日本触媒化学工業(株)が数年前より研究を重ね、エブリナという新素材を発表、発売を開始したのである。その後次から次へと市場へ参入し、プロイン・アグニー・トランスラム・優雅・ビボティ・セラミックなどなど白色で象牙に見合うかが苦心素材の印材が生産発売された。その他、マンモス・シープホン・彩樺・積墨・プライヤー・ユニューン・エクシール・セラミックアイボリー・チタンまで新素材として登場した。

これらの素材は印章業界としては初めてのことであり、品質の分析や物理的な可否などの研究を重ね、新生素材印の販売へと努力しているのが現状である。

大手印鑑メーカーや全国の各組合などによると、企業が正式文書に使う印鑑は、耐久性などから象牙が主流であったが、野生動物保護の流れに加え印材に適した印素材の開発が盛んになってきたので、今後は新しい新素材の印鑑を採用する企業が増えるのではないかと見通していたのである。国内の象牙材の保有量の関係もあり、水牛材、柘植材など、天然素材が十分市場に保有されており、日本人の天然物への憧憬感が強い国民性もあり、新素材への市場への進出はなかなか顕著ではないのが現状である。

二年後か四年後のある程度の象牙材の自由化に期待する心情も業界間にはあり、それらも大きな要因となつての減少と思われる。

新素材のなかでもユニークな発表を紹介すると、「卵の殻+牛乳による人口象牙」であろう。酒井理化学研究所(福井県今立町)は、卵の殻を主原料とした人口象牙の開発に成功した。

成分が天然のものと変わらないほか、合成樹脂性に比べ吸湿性が高いのが特徴であり、印鑑やピアノの鍵盤など幅広い分野への応用が期待され、象牙は全面禁止のために、印章業界や楽器業界など実用化への期待が高まると発表されている。

これは殻後と砕いた卵に粘着材として牛乳を入れ、これに油脂分解酵素のリパーゼと重量調製のため酸化チタンなどを混ぜ合わせて作る製品で、原料が天然素材なので成分が天然の象牙とほとんど同じだという。毛細管があるため吸湿性に優れ、印鑑その他の商品として利用範囲は広いと発表され、実用化に向

けて今後が注目されると強気ではあるが、印章業界にはその後出現したことはない。

## 印章法案

### 業界大さわぎ

昭和二十五年から二十六年にかけて、全日印章連の印章法案の国会への提出運動が全国業者の声により拡大していった。その最中に出商販売業者の中に偽水晶印や粗悪品を売るものが現れ、印章業界の信用を大きく失墜させた。これ等を要因として本県印章業者の県外進出を抑圧しようとする目的で印章法案を国会に提出し、その経過を図ろうと猛運動を展開した。

万一同法案が国会で成立すると、本県の印章は全国的に閉め出されることになる。山梨県印章業組合連合会は大いに自粛自戒して不正販売を防止することにより印章法案の立法を阻止すべく県と県議会へ業者登録制の実施を請願したのである。

山梨県議会では、昭和二十六年十月の定例議会へ議員提案により「山梨県印章業保護奨励にかんする条例案」を提出した。

この条例は表面では県内の印章業者の技術及び印章品質の向上と信用の保全をはかり不正販売を防止しようというものであるが、この条例で定めようとする、違反者に対する罰金科料など罰則が、憲法違反の疑いがあると問題になり、結局は継続審議となり日の目を見ることなく終わったのであるが、全日印連の動きはますます盛んなため、県連としては山梨県への働きかけはもとより、本県選出の各代議士などの協力を得て、強硬な反対運動を展開し、後記のように全日印連の事情もあり、印法は実現せずに終わり山梨県の印章業界は助かったのである。

山梨県印章業保護奨励に関する条例案(昭二六・一〇)

(印章法案制定をかわそうとする意図である)

第一条 山梨県下印章業の技術及び印章品質の向上と信用の保持増進とをはかり不正販売を防止するを目的とする。

第二条 印章業を営もうとするものは登録を受け登録証の交付を受けなければならない。

第三条 印章業とは次のものをいう。

(1)印章彫刻業者

(1)ゴム印彫刻並びに鑄造業

- (1) 印材製造業
- (1) 印材その他印判用品卸売業
- (1) 印材その他印判用品小売業
- (1) 印材その他印判用品通信販売業
- (1) 印章の外交販売業
- (2) 印盒製造業

第四条 略

第五条 略

第六条 知事は登録を受けたものが次に該当する時は登録を取り消すことができる。

- (1) 不正のこういがあり罰金その他のほかの刑に処せられたとき
- (2) 理由なく登録証の呈示を拒みまたは不正の方法で販売をなした時

第七条 登録証を失い、またはき損した時は十日以内に理由書を添えて知事へ届出し再交付を受けなければならない。これに違反したものは二千元の料に処する。

第八条 略

第九条 登録を受けないもの、登録を取り消されたものが印章業を営んだ場合は五千元以下の罰金または料に処する。

天野久知知事談

他府県から国会へ印章法案が提出されたが、これが通過すれば山梨県の印章の外交・通信販売が出来なくなり、本県印章業者へも重大な影響を及ぼすので、県選出の代議士をあげてこの法案の通過を阻止したいと語った。

## 印章法案のあゆみ(全印連)

昭和二十五年 全国印章業組合連合会は、京都の全国大会で印章法案の請願を決議し、当局に「印章法の」制定施行の陳情をする。

昭和二十六年 全連続制組合長であった高久保要三氏も独自に印法制定の請願を開始するなど全国的にそのムードは高まっていった。

昭和二十七年 全国印章業連合会総会(名古屋)で、印法を一年各県の組合で研究検討することに決定する。

昭和二十八年 関東印章業組合連盟代表者会議(三田関連会長)で、印法の取締に関する義務に対して権利が不十分であるとの発言が多く、請願は時期尚早と決定する。

同じ頃大阪印連では「印章法」の立法化運動が高まり、立法化の草案を起草し(大阪案)全国の各組合に送り検討を要請する。

その後東西の組合が本年数次の会議を重ね調製作業に入る。同年師走の十二月六日、全国印章方実行委員会（東京）が開かれ、大阪側から「印章業法案」は取り締まり規制が強いため、この点で規制の少ない「印章氏法案」に重点を置いた旨を説明。東京川からの印法案研究会による記草案との調整の上、一本化して印章師法案を全連案としてまとめ決定した。

## 印章師法案（全連案）

### 第一条 法律の目的

この法案は印章を規制し、これが適正を図り印章による犯罪を防止することを目的とする。

### 第二条 定義

- (1)この法律で印章とは官公印及びこれに準ずる公印、人にあつては事故を証明するに要する印、法人若しくは団体にありてはその法人または団体たるを証する印、及男sの役職員が自分を証するに用する印をいう。
- (2)この法律で「印章師」とは印章の彫刻をなす者をいう。
- (3)この法律で「印章店」とは印章師が印の彫刻販売を行う場所をいう。

### 第三条 「免許」

印章師になろうとする者は命令の定めるところにより手数料を納めて都道府県知事の免許を受けなければならない。

- (1)印章師の免許は都道府県知事の指定したる技術講習会において印章師に必要な知識技能を修得し且つ三年以上実施修練を経たる後、技術検定に合格したものに下付される。
- (2)印章師の免許を受けないものは印章師の名称を用いてはならない。

### 第四条 印章師の免許は左の各号の一に該当する者にはこれを与えない。

- (イ)年齢満二十才未満の者
- (ロ)禁治産者準禁治産者
- (ハ)精神病患者

### 第五条 都道府県知事は印章師免許を与えるときは印章師名簿に登録し印章師免許証を交付しなければならない。

### 第六条 印章師の免許を受けたものでなければ印章の彫刻販売をしてはならない。

### 第七条 「届出」

印章店を開設しようとするものは別に定める様式により店舗の位置、設備を知事に届けねばならない「以下略」

### 第八条 「義務」

- (1) 印鑑簿を備え印章注文者の氏名、印章の引渡したる年月日を記入し、ヶ月間保存しなければならない。
- (2) 犯罪を構成する恐れのある印章を彫刻してはならない。
- (3) 母型による規制印を製造販売してはならない。

#### 第九条 「外交販売」

印章若しくは印章店の従業員が店外においては印章師免許証またはその写しを携行しなければならない。

#### 第十条 「検閲」

知事が必要ありと認めるときは当該係員をして印鑑簿の検閲をすることが出来る。「以下略」

昭和二十九年七月六日 全国印連總會(箱根三味荘)

印章師法案問題が討議され、業者としての資格が得られることには異論がなかったが、記帳の義務及び当局の検閲権でもめ、採決の結果反対多数で否決され、この決定に対し大阪印連は全国印連を脱退し非常事態に至った。

同年十月大阪の吉崎之雄、茨城の小倉答甫、静岡の吉田四郎等は全国印章師総連合会を発足させる。

昭和三十年十一月十日

全国の業者の要求を受け、東西の和解が成立し、新しい全国組織の委員会が設置される。

昭和三十一年五月 「全日本印章業組合連合会生まれる」

名古屋大会で全国各県より一四八名が出席し、全国印連と全師印連が解散し、改めて全日本印章業組合連合会が発足する。

会 長 宮田憲一

副会長 三田秀三郎 吉崎之雄

印章業法案とは、昭和三十一年十一月十九日某代議士の要請により、衆院法制局で立案中の印章法案であった。

第一条 この法律において「印章」とは、公務所若しくは公務員または人、若しくは法人が自己を標識する文字または符号をある物体の上に顕出するために使用する当該文字、または符号を刻した物体をいう。

この法律において「印章業」とは印章の製造販売をする営業をいう。

第二条 第三条 省略

第四条 印章業者は総理府令の定めるところにより帳簿を備え、その帳簿に次の事項を記載しなければならない。

「項目省略」



第五条 各知事は印章業の実態調査のため必要があるときは「中略」帳簿その他業務に係る物体を検査することができる。

「以下略」

昭和三十二年 全日本印章組合連合会総会(熱海市)で、再び印章法案請願の機運が高まり、総会で推進の決議が行われる。

昭和三十四年 各県の組合の請願書を一括して押答代議士を尋ね提出を依頼する。

法案は二十五名以上の商会議員の協力を得られれば議員立法として叶である。山梨県は反対する。同年五月東京の組合で総会が開かれ、再度印章法案を請願することの説明が行われたのち賛否の採択が行われた。その結果反対八十九票、賛成二十四票、白票五票で、東京の反対により否決される。

法制定は国民の利益と意志が優先されるからであり、個人の見識や一組合の見解等の狭義では成立しないものである。

山梨の業界も十年間にわたり一本となって反対運動を続け、ここに印法議論は終焉を見たのである。

しかし今なお平成四年になっても煙をたてている個人もいることを忘れてはならない。

## 印相印

### 印相印の起源

書き判(花押)は、星の数の理論により考案されたといい、各大名や国主らが星からの運勢を信じていたことがよくわかる。

一白水星・二黒土星・三碧木製・五黄土星・六白金星・七赤金星・八白土星・九紫火星の九星で天体を構成すると見直しているが、実際は天体上の星とは関係がないという。

五行説の木・火・土・金・水と、白・碧・緑・黄・赤・黒・紫の七色を組み合わせたものが印相で、九年目に一巡するように決められているのであると占いの書物に記述がある。この理論によって花押の文字の作りが構成されているということである。この花押の接点を名古屋の某氏が研究して対象の初期に、印相印の原理として『趣味の印』として販路にのせたのが印相印のはじまりという説がある。

## 印相印鑑の発売

印相印鑑の発売は、前記の趣味のハンコが(名古屋地方発祥という)、昭和三十七年に運をよぶハンコ、幸福をもたらすハンコ、開運、吉相の印章として出現し、全国に販売業者が湧出した。一年たらずして、大々的な規模と化し、一つの信仰的に販路は拡大していった。趣味の印が、生年月日、と姓名の画数と、九星鑑定を中心として、特に姓名判断による画数運の吉凶、配列による鑑定が主体となっているのが態勢を占めていた。

印材の印面についても円形が最良とされ、円満で順風満帆を意味し吉運とされ、ゆえに一部でもかけの生じた印鑑は凶相に変わるといふ。角面の印章は几帳面な性格であるが角(カド)が立ち、万時円満を欠き、争い易く印を破る凶印といふ。楕円形(小判型)は遊惰に流れるので凶とされ、印字への模様入りは虚飾になり身体を損なうなどといひ、印字が輪郭を離れるのは人の妨害が多く、万時引き込み思案となり、交際を嫌い運勢は衰微するといわれている。

総じて印面は余白部分と印字部分との陰陽の調和を図り、内に活力を満たし、外部への発展性を強める意味で印の文字は輪郭に接し意味は不明であるが、ケン乾・ダ兌・ゴン艮・リ離・カン坎・コンシン坤震・ソン巽の八方の外郭に接することを最高の吉相印と規定して販売などの宣伝用とも説明する商法もある。

印材の寸法についても主に、長さ六センチ丈が吉であり、四・五センチ丈もこれに順ずるといふ。印面は実印は十五ミリ丸 銀行員は一三・五ミリ丸 認印は一〇・五ミリの円形が吉相であるとし、夫婦印やセット印の販売が盛んになり、二本セットから四本・五本セットと量販態勢が取扱われるに従い、印面は一八ミリ(六分丸)から九ミリまで適用されていった。生まれた年「干支」による印材の運勢まで規定する業者も出現し、販売促進には新聞紙上一面の大金を掛けるもの、週間雑誌、テレビ放映、有名百貨店へのチラシ、通信販売と外販方式とあらゆる方法で販売は拡大していった。

これらの業者は山梨県かはもとより、全国に出現している。地方の印章専門店といわれる店舗でもほとんど印相印の販売をとり入れたのである。

約二十年間の昭和五十七年頃までは、印章業界は空前の好景気の時代であった。

しかし悪徳業者の暴利や心理的屈辱販売をする業者が現れ社会問題となり、全国的に消費者より非難の声とマスコミからの反論が日々に多くなり、ついには社会的鉄槌を受けるのである。これに加えてワシントン条約の締結により平成二年より象牙印材の取扱が問題となり、印相印販売は極端に低下しているのである。

昭和五十六年一月二十五日に開催された関東印章業組合連合会の理事会（横浜市）で、関連会長の田中会長よりの報告を見ると、高島易断の印相印代理店募集について報告がされているが、専門の印章店派手加入させんとする意欲があったのに驚いたのである。

◎貴社は優秀につき当易断の印相印の代理店になってほしいと勧誘とその揭示条件は、(1)印章店は代理店となり、客より受注した氏名を高島易断に郵送する。(2)高島易断ではこれを印相印の印影にして速達で印章店へ送り、印章店で彫刻をする。

(3)この印相印の責任は高島易断がもつ。

(4)高島易断では運勢がよくなるよう、毎月一日・十五日に護摩をたく。

(5)印送印をハ注した客の運勢が良くなならない時は、一カ年間の無料診断券を出す。

(6)印相印と関連して外の件を易断したい場合は、五千円から一万円の見料を頂くが、代理店の印章店に三十パーセントの割戻しをする。

(7)代理店希望者には高島易断にて店舗を調査の上一地区一軒を選定する。

(8)現在の状況としては東京地区で三十五店舗が決定し、神奈川、埼玉、千葉、茨城は募集中である。

理事会は関連・全連共に印相印は信じていないので断ることに決し、高島易断に振り回されないよう注意することでこの件は終わった。

印相印とはの一、二例を掲載して見たのであるがそれぞれの印相印鑑販売業者の自説により移って多様にわたる説を設けているのが見られる。

本県で印相鑑定印で問題になったことは、「石材・貴金属製の印鑑はすべて凶材である。」とPRされたことである。本来、石材・金材には生命力はなく、また発展のための人生に最も悪く、病難、失敗を招くと宣伝されたのである。ついで象牙を最高に水牛・つげ柘植材が順を追って吉とし、印相印鑑定で販売された象牙印材は年間百トンを超えたという。

このような宣伝のため、昭和三十七年前までは、水晶をはじめ、メノウ、虎目・石材・その他宝石印材が盛んに販売され、印材研磨・石材篆刻技術業界も発展したが、前述のようなP・Rで、これらの業者は大打撃をうけ、現在では石物篆刻技術者は十名たらずという沈滞ぶりである。

このような、象牙需要拡大は、一九八九年のワシントン条約締結の最大の引き金となったと見るべきである。

かつて印章王国山梨を作った水晶（石材一般）印材の販売の復活の道を切り開くのが現在の業界の急務であり、印章王国を救うことであろう。

## 役所窓口の手続き簡素化の波

住民サービスでハンコ行政の脱皮が進んでいる。全国の自治体で住民が提出する各種申請書への押捺の廃止に取り組んでいる行政が増しており、市民には各地共に歓迎されてはいるが、自治省振興課では、プライバシーの面からおいそれと廃止オーケーとはいかないとし法務省民事課も、戸籍関係は法律上と国問題はないが、本人確認の点から基本的には押捺した方がよいとの姿勢である。

自治省では行政サービスを検討する研究会を設置する方針であるというが、いずれにしても印章業者の問題として、今後全国的に拡大していく行政の方針に大きな試練となることは火を見るより明らかである。行政と商慣行のなかで独自の地位を築いてきたハンコも、OA機器の導入、ペーパーレス化の進歩による脱ハンコの動きは早いし、企業社会にもジワジワと浸透しているのである。

## お役所のハンコ革命

自治体では週休二日制に伴う事務の効率化をねらってハンコの捺印(一部)廃止へ取り組む

一九九一 水戸市

平成三年 施設使用、土地の現況確認申請などで廃止し、サインで許可になる。

一九九一 東京都

平成三年 公文書閲覧関係一四〇で廃止。

一九九二 狛江市

平成四年 公文書申請書類二十パーセント・受理書類の四十パーセント廃止。

一九九二 長崎市

平成四年 公共施設七九カ所使用申請書類廃止。

一九九二 宝塚市

平成四年 市民向け申請書類中九十三種類で廃止。

一九九二 姫路市

平成四年 四十二施設の使用申請書廃止

一九九二 下松市(山口県)

平成四年 申請書四十一種類廃止。戸籍謄抄は以前から廃止。

一九九二 北九州市

平成四年 公共施設と、幼稚園入園願書で計三八〇種類の約十九パーセント廃止。

一九九二 甲府市

平成四年 公共施設使用申請書など二十パーセント以上廃止。  
一九九二 東京都中央区  
平成四年 申請書ほか五〇〇種類廃止。  
一九九二 佐伯市  
平成四年 住民票・戸籍謄抄など六十五歳以上の申請書廃止。  
一九九二 静岡市  
平成四年 公共施設利用申請書全面廃止。  
一九九二 京都市  
平成四年 戸籍謄抄・住民票をはじめ市民課で受け付ける大半の申告書廃止。  
一九九二 富士吉田市  
平成四年 公共施設利用申請書など三十種類廃止。この三十種類で年間二万二百十件になる。

## ハンコの町六郷町（河内地方）

筆者は六郷町出身であるので六郷のハンコについて重複する面もあるが記述することとした。

ハンコの故郷六郷町は、全国に誇れる町であり、印章の生産量は全国の五十パーセント。県内の八十%を占めるといっても過言ではない。日本一のハンコの町として知れわたり、また理解される街の基盤産業である。

六郷町は、農業と養蚕業の町であったが、足袋製造は寛政元年（一七八九）に望月七三郎（岩間村）によって足袋製造は始められたということである（六郷町誌）。これは岩間足袋と通称されているが、岩間村、？籠沢・宮原・落居・楠甫・鴨狩津向村（現六郷町）と久那土村（現下部町）において生産された足袋の総称であるその後六カ村では足袋製産に八割方が専従していたという。

明治二十七年八月、わが国は当時強大な清国に宣戦布告した。この戦いに岩間足袋は陸軍御用を承り、兵隊はすべてわらじ草鞋であったため、それゆえに足袋が必要であり、軍に供出を命じられこれによって全国に知れわたり各地より注文が多くなり、それ以上に足袋を製造する家が多くなったという。民謡にも歌われ…「岩間の宿を見てくりれ、白足袋、紺足袋軒を並べ」といいその盛況さをうかがうことができるのである。

この足袋は、明治末期まで製造は続いていたが、明治三十五年ごろに靴下の普及や県外の大資本によるたびの製造の機械化によるコストダウンの大量生産品の影響を受け下向の一途をたどり、大正八・九年にはほとんど廃業となった。

明治中期、二十五年前後に足袋産業の衰退に併い、当時甲府で盛んになろうとする水晶印の販売に目を向け、印章を販売するものが六郷町を中心として河内地方に増えていった。印章の販売が出現すると篆刻業も盛んとなり、大正七・八年には一大隆盛期を迎えることになった。

六郷町の印章取引に関する記録で最も古いとされている明治二十年、鴨狩津向村(六郷町)の河西万次郎が、京都市香玉堂(吹田八郎商店・玉屋)と水晶印などの取引をした資料が『水晶宝飾史』に掲載されている。それは次の通りである。

三月十九日 一、壹円廿銭 水晶印都合八本、万次郎は京都の香玉堂ほか、京都地方はもとより、小田原・静岡・浜松・名古屋・四日市・亀山津・宇治山田・伊賀上野・彦根・大津・大阪・神戸・善通寺・丸亀などに出張して水晶印材などの取引をしている。篆刻の大家安達晴邨とも親交があり、篆刻を依頼していた。

明治中期以降・岩間足袋の衰退に逆行し新しい時代の目玉商品として印章販売の行商人へと急テンポに移行していった。

岩間村(六郷町)の遠藤常太郎も水晶印販売の先駆者であり、東北、北海道まで水晶印の販売の旅を続けた。楠甫村(六郷町)の望月政五郎も先駆者の一人として有名であり、各種の記録を残している(『六郷町誌』)。

明治の末期より大正の初期にかけて、河内地方(西八代部、南巨摩郡)に印章販売業者(行商)が全国を舞台に拡大し、印章を売りさばいていった。この時代の衣類は着物であり、草鞋ばき、時には下駄ばきで行商に出たという。印章のほか数珠、指輪、甲州印伝袋物など高価で手軽な商品を地元や甲府の間屋、工場などから仕入れ、補充もすべて旅先から郵便で取引先に注文して取り寄せる方法をとった。

販売の方法も一部をのぞいて農閑期の現金収入の副業的な注文取りが手であったが、やがて専業による外交販売にかかわって事業化してゆくのである。盆と暮れの二度の帰郷で一年中全国を巡っている者や、一ヶ月くらいを当然として出張販売するものが多かったのである。売子(社員)の十数名を連れて貸店舗を求め、村々で幟などを建て一週間くらい開業し、またその町の近村などに新聞折込などして、甲州名産普及品販売の広告をし、町から町へと一年中の販売をして歩いた者もいたそうである。商品の補充・発注も前述したように間屋、工場とは密なる連繋がとられていたようであり、六郷町地場産業会館の展示室にはこれらの資料が見られ、諸官庁・学校・会社・個人をとわずに取引された諸文書が多く展示されている。これらは「印章を作るより、まず販売する」から始まった六郷町の印章生産の特徴である。

水晶加工業者は、詳しい記録は不明であるが明治末期になり六郷町の印章



販売が盛んになるに従って、甲府方面より水晶加工業者や、篆刻技術者が河内方面へ移動したと思われる。篆刻家も六郷から数多く輩出している。別述のように確認することができる。印材工場も大正十二年の記録によると、ほとんどが甲府中心の産業であったが、印章販売の増大にあわせて河内地方へ進出したようである。宝玉堂 篠原正広・芙蓉堂 渡辺 武・勝手堂 鮎川勝市・甲富堂 笠井金作・南陽堂・土橋水晶店などがある。

印章関連の業者が増加した理由の一つとして、印章の篆刻業よりもまず販売から発展したのが峡南地方(六郷町中心)の印章業の経緯であると見るのが妥当であり、特徴ともいえるが、明治政権の官僚機構制度が印章ブームを引き起こし、六郷町はこの波に乗ったことが要因で日本の印章王国となった因ともいえるのである。

しかし平成二年の象牙輸入禁止(国際取引条約)や不景気・機械化等の影響により六号も需要減のため不況脱出のアイデアを町と業者が一体となって考案中であるという。その第一号がアイディアとして新しい印材造り、オノオレカンバ(斧折れ樺)材の使用が発案された。

平成二年よりの印材とその適合性を研究史六郷町よりの補助金の下付もあり「六郷町印章業振興協議会」が主体となった現在印材の製造に手がけ六郷町の印章のと浮く散在として全国へ販売するべく準備中であるようである。

次の記事は、オノオレカンバ材についての山梨日日新聞の記録である。

#### ハンコの町新印材で再建(六郷)

堅くて光沢 オノオレカンバ

「象牙規制も大丈夫」

西八代郡六郷町の印章業振興協議会(笠井尚会長)が、身延町ふるさと工芸品などの協力で開発していた新素材の印鑑の試作品ができ上がった。南アルプスに自生するオノオレカンバ(斧折れ樺)を使ったもので堅くて弾力性に優れ、関係者から「印材に適切」と折り紙が付いた。同町は商業者の八割が印章業を営む全国有数のハンコの町。ワシントン条約で象牙(ぞうげ)の輸出入が禁止されてから千三打かが大幅に落ち込んでいたが、復興の主力製品にしていく。協議会は「輸入に頼らず、県内から安定した価格で仕入れることができるメリットも大きい。積極的にPRしていく」と意気込んでいる。

南アルプス一帯に自生

試作品に太鼓判

オノオレカンバは、本州中部以北に分布するカバノキ科の落葉樹。県内では南巨摩郡早川町内の県有林に多く自生している。材質は水に入れて沈むほどの高い比重と名前にふさわしい高度が特徴。「象牙とともに主力印材だった柘植よ

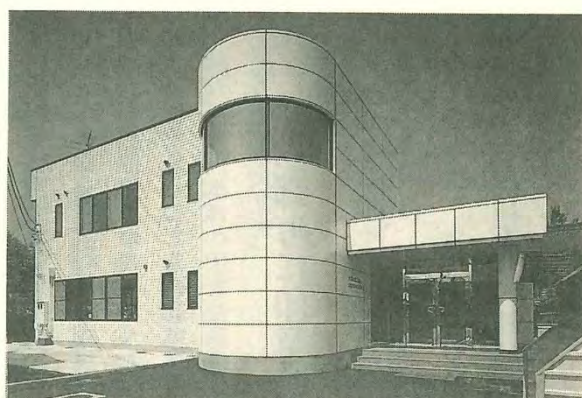
りも硬度、耐久性、つやがある外観の美しさの点で勝る」(笠井会長)と太鼓判を押ししている。

新素材のハンコは、象牙と同様に実印や銀行員として製作。平成五年の販売を予定している。「高品質の割には安く仕上がる。全生産量の半分程度を占めるよう努力していく」(協議会)という。販売価格は象牙の三分の一程度の五、六千円を主流にしていきたい意向だ。六郷町内には、百三十軒、約三百人の印章業者がいる。象牙は町内の生産高の約50%を占めていたが、一九八九年十月のワシントン条約締結、いつかのワシントン条約京都会議では禁止の継続が決まった。条約の影響で品不足となり、生産高が激減。「売り上げが五―六割程度に落ち込んでしまった」という業者が多い。また、ツゲも数年前から枯渇寸前で、国内産の本ツゲ、タイ産のシャムツゲともに手に入らない状態となっている。協議会は「新素材製品の開発が業績向上の最大課題」として、三年前から研究を始めた。消費者の本物志向にこたえていくため、天然素材であることを前提に取り組んだ。羊の角、サルスベリ、桜などを試したが、品質に何があった。試行錯誤の末、前会長の小林成利さん(七一)が、すずりのふたに使われていたオノオレカンバに着目。平成二年十二月、実際にハンコを作り、素材として適していることを確認した。

木であるため乾燥させてから加工する必要がある。協議会は身延町ふるさと工芸館や県林業技術センターの協力を得て実験を繰り返し、二月二十五日に試作品が加工業者から協会に届いた。さらに県工業技術センターで最適な乾燥度などを調べそれを基に製品化する。

笠井会長は「いずれは町内に印材工場を建設し、六郷のハンコは材料加工から彫刻まで一貫して町内で出来るような体制を整えたい」と話している。

## 六郷町に印章会館オープン



六郷町印章会館

平成二年五月、六郷町地場産業会館内に、六郷町の文化と伝統を紹介する印章展示室がオープンした。

象牙・水牛印や古い時代から現代の新素材に至るまで、また山梨県特産のメノ―その他多くの石材金印などが篆刻の作品とともに所狭ましと展示されている。

特に明治時代中期からの行商

販売や、甲斐の山岳より産出した水晶原石を加工した水晶材や多くの篆刻・彫刻の達人を生み出したその道具類や印譜などが陳列されており、ハンコのすべてが一目でわかる。なかでも明治中期から大正末期へかけた行商販売業者の名簿や、販売方式の各資料と、それらに関することをこまめに記した日記帳など年月を感じさせる色あせた資料は全国を渡り歩いた先人たちの苦労が伝わってくるとともに印章王国といわれる山梨のハンコのルーツをさぐる貴重な資料として一見に値する。

同館は午前八時三十分開き、午後五時三十分閉館される。入場料は無料であり日曜日、第二第四土曜日は休館である(電話〇五五六(三二)二一五九)。

## 印章史略年表

- 紀元前 (七〇〇〇) 中近東(東アジア)地方で、封印(所有証明)として捺印の週間が行われていたと見られる。
- 紀元前 (五〇〇〇-三〇〇〇) 縄文石器時代中期、塩山市萩原地区・牧丘町西保より水晶鏝が同時代の遺跡より出土する。それ以来県内各地より出土する。
- 紀元前 (二〇〇〇) 中国「後漢時代」に紙が発明される。ハンコの捺印の習慣が生まれる。
- 延喜 五(九〇五) 延喜五年に完成した延喜式神明帳に記されている塩山市竹森の玉諸神社の御神体は巨大な水晶結晶とある。
- 建治元年(一二七五) 夢窓国師伊勢に生まれ、一族と甲斐へ移る。
- 応長元年(一三一一) 普明国師甲州の水晶を取り寄せ京都の玉屋で数珠を作らせる。
- 天授五年(一三七九) 足利義満は、倭寇埒圧の要請に来日した明国・朝鮮の使者に土産として甲州水晶を送る。
- 大永元年(一五二一) 武田信玄誕生。交付し古府中町に武田信虎菩提寺大泉寺を創建。寺宝に信玄愛用の水晶大念珠を秘蔵。
- 天正三年(一五七五) 金峰山へ登山した行者が、水精(水晶の原石)を発見する。
- 天正八年(一五八〇) ポルトガル、スペインとの通称が始まる。西洋彫刻技術が渡来し、信長の命によりハンコの篆刻者が選ばれる。細字の姓と帯刀を許される。

- 天明四年(一七八四) 「漢委奴国王」の金印が発見される。
- 文化十一年(一八一四) 甲斐の地誌『甲斐国志』には、水晶産地として・金峰山・水晶嶺・石水寺山・金子峠・竹森玉宮社中・牛奥通明神・天目山・石森丘・水晶溪・河浦村雷平・苗敷山・浅川村水晶山・黒平坑山などが記されている。
- 天保五年(一八三四) 京都より玉屋矢助が水晶の原石の買付けのため、甲州～京都間を往来する。この間に御岳の神宮に玉造の技法を伝授する。
- 嘉永七年(一八五四) 三月発行の「甲富買物独案内」に水晶細工所として、柳町三丁目深屋甚兵衛・柳町三丁目土屋宗助・金手町亀や彦飢右衛門の産業者の名が記録されている。
- 文久元年(一八六一) 水晶印の篆刻がはじまる。『水晶宝飾史』。
- 明治二年(一八六九) 民間の鉱山開発の許可がなる。黒平外三カ村の水晶採掘が始まる。甲斐府を改め、甲府県とする。
- 明治四年(一八七一) 十一月、甲府県を改め、山梨県とする。
- 明治六年(一八七三) オーストリアのウインで開かれた万国博覧会へ御岳の塩入寿三らが作った金桜神社社宝の経五寸三分(約一六センチ)の水晶玉が出品される。帰国の際、遠州灘で汽船が沈没して共に海に沈む。同万博へ、甲府の土屋源助、水晶印材などを出品。十月一日、大政官令により国民等しく印章の使用制度が下付される。六月、藤村県令が甲府城跡へ勸業試験場を設置。二年後に、勸業試験場へ水晶加工部を設置し、多数の優秀な技術者を養成する。受講生の一人、長田市太郎(市川大門町)は選抜されて清国へ派遣され研磨技術の研修を受ける。
- 明治九年(一八七六) 南陽堂、田草川印房(田草川徳次郎)甲府市柳町で印章店を開業する。県下では最も老店で原点手の三代目が営業を継続している。
- 明治十年(一八七七) 御岳の水晶加工業者は次々と甲府へ移り、この年の三月、六郷町の業者との水晶印の取引を始める。
- 明治十一年(一八八七)
- 明治二十三年(一八九〇) 七月、水晶郵送が許可され、通信販売の道が開ける。

十一月『山梨艦』の「山梨繁盛明細期」に水晶関連の主要業者名が載る。

明治  
二十七年(一  
八九四)

八日町玉潤堂・柳町清玉堂・三日町深輪屋・桜町土屋宗幸・柳町含幸堂・柳町玉曜堂・柳町土屋友次郎・桜町丹沢駒二郎・柳町南洋堂・飯沼村精美堂・田草川印房(以下甲府)・富里村佐野加久太郎・西島村笠井幸作・身延村深沢守作・五開村望月儀助(以下郡部)

明治  
三十年  
(一八九七)

土屋宗助により業界の最初の団体「甲府水晶組合」が結成される。同年鴨狩津向村(六郷町)の笠井万治郎が京都の玉屋と水晶心材の取引を行う記録が日記にのこる。この頃より河内地方(岩間・楠甫)を中心として印章販売の行商が盛んになる。

明治  
三十四年(一  
九〇一)

甲府市柳町三丁目山田白峰が峡中文学七号の誌上に水晶印の通信販売の広告を出す。

明治  
三十六年(一  
九〇三)

甲府市の甲斐物産商会在全国への通信販売を開始する。初めてカタログに第三種郵便物の認認可がおりる。そのカタログに当時の字体は楷書、行書、古天とあり、刻料一文字金三十銭以上壹円以下、印材一本認印三十銭から壹円、実印一本五十銭から貳円とある。

明治四十年  
(一九〇七)

六月、中央線八王子―甲府間が開通する。  
八月、大水害があり県下各河川沿いの伐採開墾が禁止となり、また水晶採掘も不可能となる。そのため原石は全く底をつき、国内各地の移入で水晶業界は命脈を保つこととなった。しかし西八代郡下(河内地方)では現金収入のためか、一層の行商最盛期に入っていく。

明治  
四十一年(一  
九〇八)

峡南地方、第一回の水晶の隆盛期に入る。

明治  
四十二年(一  
九〇九)

石原宗平が『篆刻宝典』を刊行する(甲府空襲で焼失)。篆刻師土屋宗幸が東京へ移る。

大正六年(一  
九一七)

十一月、甲府水晶篆刻同業組合が結成される。

大正七年(一  
九一八)

甲府市の業者がブラジルより大量の水晶原石を輸入し、山梨水晶のこん枯渴を補う。

- 大正十年(一九二一) 甲斐水晶販売同業組合が結成される。事務所は岩間村(六郷町)組合長長田政五郎。
- 大正十二年(一九二三) 土屋華章、めのう研究のため北海道へ渡る。
- 昭和三年(一九二八) 土屋華章めのう火入染色法を完成する。三月、富士身延線全線開通。
- 昭和六年(一九三一) 米沢良知、水晶印彫刻の噴射篆刻法を完成する。
- 昭和七年(一九三二) 角田武雄がクリソをしのぐ染色めのうを作る。北海道にメノー原石が産出されたので北海道庁へ採掘の許可を申請する。それまでは若狭地方(福井県)から購入し、その価格は北海道産の三分の一ぐらいで入手できたが量的に少ないので、藤原正広は、品質は劣るが価格の安いブラジル三のメノー原石を仕入れ、業界に歓迎された。昭和十年にはメノー製品も若狭を上回り、水晶と共に山梨は日本一の生産地となった。
- クリソ(グリーン色に着色した)はドイツで研究生産輸入していたが、山梨高等工業学校(現・梨大)の加納直綱教授の研究の結果と、民間業者の研究とにより、ドイツ製品をしのぐ着色メノーの技術が完成した。また焼き入れ法を完成させたのは土屋華章であるといわれている。その後、山梨県高騰工業学校教授、石田与之助・石田道夫らの指導のもとに赤、青、黄色と各色の着色に成功した。
- 昭和十五年(一九四〇) 奢侈品等製造販売制限規則が実施され象牙・虎目石等の製造禁止となり、十月七日以後は販売禁止となる。国家総動員令下る「七、七禁止令」。
- 昭和十六年(一九四一) 十二月八日、太平洋戦争勃発。すべての印材輸入が途絶する(大正七年から二十四年間輸入していた)。代金引換郵便が廃止となり通信販売が困難となる。
- 昭和十七年(一九四二) 元県連会長七沢公教は台湾産の水晶原石採掘に着手する。親交の厚かった甲府市出身で台湾に在住の弁護士名古屋貞夫を通し、四月キールンに有限会社台湾水晶工業所を設立。引割機二台・研磨機四台を求め技術職人三名と共に渡台。
- 昭和十八年(一九四三) タツキリ溪にシランカ蕃舎を建設し、工場化を成功し終戦まで水晶原石と製品を内地に輸送したが心なかばにして、昭和二十一



- 年三月帰国。商工組合法の公布印章に対し三〇%の物品税が課税される。
- 昭和二十年(一九四五) 十一月、印材問屋早くも開店。甲府市常磐町(中央二丁目)、山梨国産商会(七沢齊宮)は、戦後開業の第一号となる。
- 昭和二十二年(一九四七) 山梨県印章業組合は甲府市湯村塩沢寺で、仏故者慰霊祭と同温泉で印章技術講習会を開催する。これを記念した大橋素十、内藤香石その他五十名ほどの記念写真が現存する(堀内印房所有)
- 昭和二十五年(一九五〇) 山梨県印判用品卸商工組合を結成。初代会長に七沢齊宮が就任。加盟業者十三社。全日本印章業組合連合会で印章法案請願運動がおこる。
- 山梨県印章業組合連合会結成。県下十六支部制を設けて発足したが、よく二十七年度の機構改革で現在の単位組合制度となり、今日に及ぶ。当時の単位組合は左の通りである。
- (1) 山梨県印判用品卸商業組合—全県  
 (2) 山梨県印章業組合—甲府  
 (3) 六郷印章業組合—六郷  
 (4) 中央印章業組合—市川  
 (5) 山梨県卒業記念印章業組合—全県  
 (6) 甲府印章商業組合—甲府  
 (7) 山梨県印章彫刻業組合—峡南
- 昭和二十六年(一九五一) 物品税法改正により印判用品水晶印等は物品税免除となる。全日本印章業組合連合会京都大会で、印章法案の国会提出請願が決議される。
- 昭和二十八年(一九五三) 関東印章業組合連盟で、印章法案の請願は時期尚早と決定する。
- 印章類は全名課税対象より除外となる。
- 山梨県印章業組合連合会は関連組合にあって法制には絶対反対と最後まで主張する。
- 四月十八日、山梨県連総会を開催し印章法案請願に対し最後まで反対決議する(参加者二百五十名)。
- 昭和二十九年(一九五四) 七月全県印章業組合連合総会(箱根三昧荘)で県印連は印法に反対し、東、西は賛否両論件、印法問題がこじれ、全日印連は東、西に分裂する。東は全国印章業組合連合会、西は全国印章師総連合会となる。

- 昭和三十年（一九五五） 五月十四日、関東印章業組合連合会山梨大会（湯村昇仙閣）が、山梨県で初めて開催される。  
分裂していた東西が和解し、全日本印章業組合連合会と名称を改め再出発する。
- 昭和三十一年（一九五六） 五月、全国印判用品商工業組合連合会山梨大会開催。  
県印連と在京印章県人会と合同会を開き先駆者の慰霊祭が行われる。（湯村塩沢寺）  
山梨県印判用品卸商工業協同組合が認可される。（県知事天野久）初代理事長鈴木泰。加盟十三社。
- 昭和三十三年（一九五八） 東京印章業組合は総会で印章法案を採決し、反対多数で否決する。この時点で全日印連の請願は廃棄となる。  
五月、全国印判用品商工業組合連合会山梨大会開催（箱根・竜宮殿）
- 昭和三十四年（一九五九） 印章彫刻技能検定制度が実施される。
- 昭和三十五年（一九六〇） 五月、全日本印章業組合連合会熱海大会が開催され、印章法案は廃止と決議される。
- 昭和三十七年（一九六二） 八月、山梨県卒業記念印章業組合が結成される。  
十月、山梨県既刻印章組合が結成する。  
印相印の販売が始まる。  
山梨県印章業組合連合会の総会が開かれ、組織の変更を決議する。理事を各単位組合長としてその中より会長副会長を選任する。理事会の推薦を請けて推薦理事制度を定める。
- 昭和三十九年（一九六四） 第一回推薦理事者渡辺撰治朗・茂手木勇・鈴木二郎・七沢公教・深沢鰍石・波木井高德。十二単組と計十八名で県連の運営に当たることに決まる。  
五月十一日全国印旛用品商工業組合連合会山梨大会開催（湯村・常盤ホテル）。
- 昭和四十年（一九六五） 五月二十四日、関東印章業組合連合会総会、第二回山梨大会開催。
- 昭和四十三年（一九六八） 内藤香石山梨県文化功労賞を受賞。光電式彫刻機が山梨県に導入される。

五月、全国印判用品商工業組合連合会山梨大会開催(諏訪市・ホテル浜の湯)。

昭和  
四十七年(一  
九七二) 五月、全国印判用品商工業組合連合会山梨大会開催(石和ホテルふじ)。

昭和  
四十八年(一  
九七三) オイルショックが起こり経済が混乱する。

昭和  
四十九年(一  
九七四) 業界も不況の様相を呈す。  
九月二十三日、モテギ(株)業界で初めてのスタンプフェアを開催する。

昭和五十年  
(一九七五) 関東印章業組合連合会総会山梨大会開催(石和グランドホテル)。

昭和  
五十二年(一  
九七七) 一月、山梨県印章業組合連合会総会で第三代会長に七沢公教が選出される。

昭和  
五十一年(一  
九七六) 五月、全国印判用品商工業組合連合会山梨大会開催(修禅寺ホテルみゆき)。

県下の出来合認印の生産本数約二百万本と推定される。

七月七日、全日本印章業組合連合会、全国印章業卸商工組合連合会、全国鑄造ゴム印製造総合連合会の三者代表者会議が上の精養軒で開催される。出席者四十二名。茂手木勇、谷川正夫、正副会長出席。

(1)印相印販売に対する話題が中心となったが、関西印材製造関係業者より、象牙、水牛材共に山梨で七十%以上は消化していると発言があるも、出席者にはなんの発言も与えず空回りの会議で終わった。

昭和  
五十二年(一  
九七七) (2)彫刻技術から、鑄造ゴム印の製造にいたるまで山梨は最優秀である今後山梨を全国業者の下請け県として、発注を積極的にすべきである。山梨の技術集団に対して全日印連として、発注を積極的にすべきである。山梨の技術集団に対して全日印連として調査をしていなかったことは反省すべきである。今後は山梨県そのものを前向きに考慮するべきであるという提案もあった。

(3)印相印販売の全日印連の決議は撤回すべきであるか否か、挙手を要望するとほとんど全員が撤回すべきであると賛成であった。この会議は山梨県に有利に進行された会議であった。

二月、鈴木昭二郎(商工連副理事長)六郷町町長に当選する。望月貢・渡辺撰治朗と三代にわたり印材卸業者が同町長に就任する。

山梨県印章業組合連合会の会員増強により、組合員は四〇三名となり、会員数は全国で第四位となる。七沢会長の全方位計画一年目でこれが実現する。

ケース類三十%値上げ。通販・訪販の販売頭打ちとなり需要が減少。

四月、ワシントン条約が業界を大動する。自然環境保全。動植物愛護の問題が世界的な運動に入り、初めて象の生態調査から輸出入禁止の案件がワシントン会議で議論される。

六月、香港総督とアメリカは象保護のため国際条約で第一類に調印する。

香港市場象牙暴騰する。併せて業界各メーカーは、約十六%の値上げを通告する。

七月、ヨーロッパ各国も象牙の輸出入禁止が決定する。アメリカは次のワシントン条約会議決議の間は原産地証明書の義務付けを提案し、象牙の密猟防止策を打ち出す。

昭和

五十三年(一九七八)

九月、政府税制調査会が発足する。一般消費税の導入について設置される。これまでの物品税はなくなり、山梨県内の貴金属・装身具業界はこれに賛同し、政治的にも新税の導入を協力に推進する。

十月二十四日、山梨県印章業組合連合会は、十二組合総組合員数四〇三名の増強に伴い、組織変更を実施。下部ホテルで臨時総会を開催。

加盟組合 六郷町印章業組合 土屋武雄・山梨印章彫刻組合 渡辺寛・下部町印章業組合 遠藤義良・甲府印章商業組合 松田武・山梨県印章業組合 和田一正・山梨中央印章業組合 小林富雄・山梨県卒業印組合 遠藤豊・山梨県印商店組合 上野芳清・山梨県鑄造ゴム印組合 望月忠桜・山梨県出来合印組合 樋口泰男・山梨県印判用品卸商工業協同組合 茂手木勇・山梨県印章ケース組合・天野一政の計十二組合。組合員数四〇三名と発表される。

十一月、全国印判用品商工業組合臨時役員会開催(名古屋市)。

昭和  
五十四年(一  
九七九)

単独フェアと招待販売に関する討議が行われ、採決の結果、東部組合は自粛。西日本組合は条件付解除。山梨と中部組合は白紙で結論持ち越される。

個展を廃止、組合展に統一すべきであると意見が出るが結審にならず。

二月、全国印章漁組合連合大会(名古屋)は、事実上印相印の反対の解除を打ち出す。併せて一般消費税の施行の反対を決議する。

内外精器、光電式直国機三千台(発売台数)を越すと発表。

六月、黒丹材の出来合認印が市場に登場する。出来合認め陰陽ケースも五十本から一万本に移行しエスカレートが始まる。

七月、原油の値上がりに伴い、西日本印材製造連盟は、九月より各種印材の一斉値上げを通告。

一月二十四日、甲府市印章業振興事業推進協議会が発足する。初代会長七沢公教就任。会議では甲府市印章産業の産地形成の強化を促進し、産地の基盤づくりを行い、印章産業の振興を図ることを決定した。

二月、日本聖印(名古屋)が県下に三カ所の営業所を開設する。

甲府市伊勢町二ノ三ノ二、同青沼三ノ十二ノ三、山梨市小原西九五ノ三とあり年商七億円と発表チラシを県内に折り込む。

五月、全国印判用品商工業組合連合会山梨大会(石和・ホテル八田)

六月七日、関東印章業組合連合会(神山田温泉)総会を開催。協力の要請により山梨県印判用品卸商工業協同組合として展示協力する。

八月に入り、像の保護の問題にからみ象牙駆け込み輸入が増大する。

九月、西日本印判用品商工組合は、不況対策として「印鑑保証制度」のせく制定案が討議される。小売店で販売された実印に限り商工組合が盗難、破損等について一年間の期限付きで保証するとする。

鑄造ゴム印業者も不況のため全鑄連が下請け価格の値上げを決定する。

黒水牛材の四分丸⑫五分丸⑮の出来合印が出現する。

一月、流通機構が乱れる。山梨県印判用品卸商工業協同組合は、全国の各メーカーに流通機構の確立のための要請状を発送する。

四月、全国の印章各組合より山梨の通信販売、出商販売の業者に対する印相印販売の反対運動が起きる。不況のためもあり再び山梨業界のしめだしが怒濤の様に論議される。

四月、東日本印判用品組合が関東印章業組合連合会総会での展示会の協力を廃止と決定する。

六月三日より二十三日まで山梨県印判用品卸商工業協同組合は、中国へ研修旅行を実施。団長茂手木勇

工芸美目師

中国芸美目学会会場分会会員

中国上海市法篆刻研究会会員

沈 受覚先生 五十八才

? 友石先生 五十三才

袁 慧敏先生 四十二才

昭和

五十六年(一九八一)

中国の上海市工芸館、印章篆刻執木室で、右の三先生と実技と懇談会を開き三時間半余にわたり、親しく組合員と懇談する。

七月、関東印章業組合連合会総会を熱海ニューふじやホテルで開催。山梨組合のモテギ(株)・(有)一源印材店二社が要請により卸業者として展示会に出展する。

九月、印相鑑定システムのコンピューターが出現する。

全日本印章組合連合会は、全国の組合を通して消費者の印章に対するアンケート調査を実施(九月・十月の二ヵ月間)。調査項目は四項目。

十月二十六日、七沢公教(第三代山梨県印連会長)山梨県政功績者として受賞する。

十月、山梨県印判用品卸商工業協同組合へ次の四社が加入する。谷川商事(株) 谷川正夫・一瀬義印西店 一瀬茂夫・増山印材店 増山貞義・丸山製作所 勝原毅。

十月二十八日、山梨県印章業活路開拓推進協議会準備委員会を開催する。

山梨県印判用品卸商工業協同組合、山梨県印章ケース製造協同組合の二協組を窓口として結成に進み、山梨県より助成金が



下付されることになる。

各組合の理事長、組合長が準備会議を開き結成される。(労農会館)

十二月五日、活路開拓協議会全体総会を開催。組合組織強化には銃に組合を統計的に集約統一することが絶対の条件と議する。初代会長 七沢公教

一月二十四日、山梨県印章業組合連合会総会開催。第四代会長に樋口泰男が選任される。

象牙製品約十五パーセント値上げ実施する。印章ケース類約三十パーセント値上げを打診。

二月、山梨県印章業活路開拓推進委員会を労農会館で開催。

三月、活路開拓推進委員会を活路開拓調査指導事業推進委員会と改称し、活動方針を決定する。七沢会長ビジョンを発表する。

全国に向けて抽出アンケートを実施する。

四月、内藤香石先生、勲四等瑞宝賞を受賞する。

日展参与

日展無鑑査 日展参与毎日書道展審書会員

日本刻字協会々長 山梨書道協会々長

昭和 山梨県印章業組合連合会顧問

五十七年(一 山梨、東京地区印章技能検定委員

九八二) 山梨市文化協会々長 芙蓉印会主宰

六月、峡南地区地場産業振興推進協議会を結成する。印章業界織小林富男(県連副会長)が理事に就任する。

七月、県連だより編集委員会を開催。小林富雄副会長委員長に決まる。

九月、活路開拓調査指導事業推進委員会の第一回事業の消費者アンケートを発表。公表される。

項目

(1)実印、銀行員、認印の使い分け、八十九パーセント

(2)印相印の信頼度について 信ずる 十四パーセント

(3)山梨の業者から購入したことがある 八十三パーセント

(4)山梨の印章に関するイメージは全国一である 五五、七パーセント

(5)印章の所有数は三本以上 七十二パーセント

(6)購入した方法は 専門店 五十一パーセント・通販 十九パーセント

文具店十六パーセント・その他十四パーセント

十月、スタンペン発売(谷川商事(株))

全国印章価格調査表刊行 井上桂舟(山形)

十二月、印章ケース類がファッション化に入る。皮革に色彩豊かなカラー模様入り製品が各メーカーより市場に登場する。

一月、全自動ロボット彫刻機「DIRB二〇〇一号」大栄商店より発売される。人手不足の昨今、ロボットの活用は有効と認めていても、社会の態勢、消費者からみた印章への理念、アウトサイダーへの関係等と、書体のオリジナルなど多くの業界への関連を含めて議論が全国に沸騰する。

タイ国よりシャム柘植材が大量に入荷する。小判材に換算して五十万本分という。

二月、山梨県印章業活路調査指導推進委員会によるシンポジウムを開催。講師中小企業診断士守屋嘉輝・ゲンダイ出版社長真子鎮。

山梨県より助成金が下付される。

わが国の経済が不況の年であり、印章業界も山梨県印章業組合連合会結成以来初めてのことである。

二月、第一回印判用品仕入れ市が開催される。主催、東日本印判用品組合製造事業部。場所、甲府駅舎にP・Rのため「印章の本場、山梨」の大看板が掲示される。(印章活路調査指導委員会)

七月、統一教会の訪問販売の問題が新聞紙上に初めて取り上げられる。多宝塔・ツボ・念珠・朝鮮人参などの暴利販売法と、信憑問題がシユア快適問題として報道されるが、その中に印相印鑑も含まれ、三本セット三十万から百万円とある。

八月、業界の流通機構乱脈を極める。業界は不況の波をかぶり、メーカー問屋・小売業者への流通は完全に崩れようとした様相になり、山梨県印判用品卸商工業協同組合は、全国の印材、付属品事務用品の各メーカーへ要請書を発送し善処を促す。

要請書

自由経済下において自由競争は決して不思議ではありませんが、組合員以外へのメーカーよりの商品が出回ることは当然顧客

昭和  
五十八年(一  
九八三)

獲得と企業防衛から過当競争という問題が起きてまいります。メーカー様にもご迷惑となり、市場の混乱が起きないとも限りません。引いては業界自ら首を絞める結果と相成りますので、各メーカー様には、この事態を十分ご理解していただきたく存じます。全国はもとより、山梨県印判用品卸商工業組合員以外への直売は自粛していただきたく御要請申し上げる次第でございます。

昭和五十八年八月一日

殿

二月、全国印判用品商工業組合連合会臨時役員会を大阪市教育会館で開催。議題、業界の深刻な不況対策について。

四月、六郷町印章事業振興推進協議会設立。初代会長に土橋武夫就任。

五月、甲府市印章事業振興推進協議会の会長に茂手木勇就任

五月、全国印判用品商工業組合連合会総会山中湖マウント富士で山梨大を開催。

五月、山梨県印判用品卸商工業協同組合の総会を開催。理事長長谷川正夫就任。

九月、光電式彫刻機普及数五千台を超える。

十月、印納社が完成する。京都市下鴨神社内に全国の同業者よりの寄進がみのる。

十一月、象牙製品二十パーセントの値上げをメーカーが実施する。

一月、日本軽工業品輸入協同組合象牙部会を設立、通産省へ届出認可される。東京・大阪・山梨・愛知より業者二十四社加盟と発表される。

一月に本電信電話(株)「NTT」民営化発足。NTT社名変更に伴う印鑑の発注本数四千五百万本という。県下で受注したのは焼く二百本前後であった。

一月、スタンプ台、朱肉類の商品約二十パーセントいっせいに値上げ実施。

四月、自然保護、動物愛護国際会議(ブエノスアイレス)始まる。加盟国八十七カ国、日本も始めて参加する。

五月、日本軽工業品輸入協同組合象牙部門会は、象牙材の輸入証明の発行を通産省へ要請する。同時に象牙印材メーカーより、即日二十パーセントの値上げ実施となり、最高値の並材二寸

昭和  
五十九年(一  
九八四)

昭和六十年  
(一九八五)

丈五分丸一万円と発表される。

六月、インカード第一号印鑑が出現する。変質印象とも言える形やぶりである。

六月、関東印章業組合連合総会山梨大会を石和観光温泉ホテルで開催。参加人員最高の四百五十有余名となる。山梨県印判用品卸商工業協同組合はこれに協賛して初めて大々的に全国のメーカーの協力を得て、協組のフェア第一回とし公表を頂き関連業者の参加増強に協力。

七月、山梨県印章販売促進委員会を設置する。山梨県地場産業センター(甲府市善光寺)の開設に伴い、展示コーナー・販売コーナーの設置が決議され、委員会に県連副会長小林富男を決定する。

九月十三日、山梨県地場産業センターがオープンする。樋口泰男県連会長祝賀式に参列する。内藤香石の作品や県卸商工業協組の協力で、展示、即売両コーナーも立派に準備された。

九月、マンモスの印材が市場に出現する。

十月「印章の日」記念式典が初めて地場産業センターで開催される。

不況の長期化となり印相印の販売の低迷により全国業者より彫刻の以来が減少し彫刻技能関係業者に大きな影響が現れる。なお県内販売業者も受注が下降状態となる。(今日)今後の業界と題し自由討論会が設けられモテギ(株)茂手木勇の講演を実施。

一月、山梨県印章業組合連合総会を湯村グランドホテルで開催。第五代会長に小林富男を選出。

本象牙・本亀甲を利用した最高級の印章ケースが発売される(創明社)。

三月、ロボット自動彫刻機が発売される(株式会社大栄)

昭和 三月二十三日山梨県印判用品卸商工業協同組合主催による第  
六十一年(一 第二回スタンプフェア開催(於平安閣)

九八六) 五月一日山梨県印判用品卸商工業協同組合総会開催。理事長に渡辺高康を選出。

七月二十一日 内藤香石先生ご逝去。七十七歳。

八月、印相印鑑の不振により水牛印暴落する。年頭に初の半額となる。

十月十二日、昭和天皇が地場産業センターにおいでになる。小

林富男県印連会長がお目にかかる。

十月二十六日、皇太子ご夫婦(現天皇皇后両陛下)が地場産業センターにおいでになる。

十一月 樋口泰男(第四代山梨県印連会会長)が山梨県政功績者として受賞する。

一月、山梨県印判用品卸商工業協同組合は、第一号の印判用品販売促進用の総合カタログを作成。発行部数一万五千部、全国へ宣伝発表する。

全日本印章業組合連合会の法人化の推進が始まる。

似顔絵彫刻機出現(マイクロフェア(株))。

二月、貴石入り樹脂印材出現する(スター印・モテギ(株))。

四月五日、山梨県印判用品卸商工業協同組合は、第三回スタンプフェアを平安閣で開催。不況により入場者、売り上げともに不振。

五月、TBS放送で「そこが知りたい」を放映。印相印鑑訪問販売の暴利問題で、六郷町の彫刻状況からして象牙実印製造価格一本五、二〇〇円と放送される。

六月、全日蓮は、印相印鑑訪問販売の放映で、クレームをつけることを決定。山梨県下業者への影響が大きいため県連も対策を練る。

六月、商法改正法決定により業界が活性する。「四年間の猶予期限」

七月、カナダ(オワタ)で動植物の国際取引に関する条約締結国際会議が開かれる。象牙材についてはカット・ピース法が決議される。

(1)長さ二十センチ、または重さ一キロ以内の証明書つきであること。(国内は除外)。

(2)取引業者(輸出入)の登録届出制を決議する。

九月、豊田商事の不祥事件が発生する。併せて統一協会の訪販事件が全国的に表面化するにつれ加速度に印相印はもとより業界の営業が落ち目となる。

九月二十七日、印章の日。地場産業センターで、県連主催の第一回技能競技会開催。山梨県知事賞・山梨県商工労働部長賞等が交付される。

十一月中五日、山梨県印章彫刻業組合は創立四十周年記念誌を発刊。

一月、セラミック印材が市場に初登場する。(黒崎窯業(株)・北九州市)

一月二十四日、第三十七回山梨県印章業組合連合会総会を湯村グランドホテルで開催。

二月、カード式印鑑が多くのメーカーより発売される。電卓に装着したものまで現れる。

四月二十三日、山梨県印判用品卸商工業協同組合の第四回スタンプフェアを平安閣で開催。

五月、山梨県印判用品卸商工業協同組合の総会を開催。新入会員は次の通りであった。

(株)長谷川製作所 長谷川猛・(株)天野製作所 天野一政・(株)赤池次郎・(有)立川ケース製作所 立川茂・山印社・小林一。組合員数は合計十七社となる。

黒水牛三本セット一万円の印相印鑑が出現する。新聞雑誌市場はもとよりTV放映などで全国に宣伝され、象牙三本セット一万八千五百円も一、二の新聞紙上で販売される。

昭和

六十三年(一九八八)

五月十四日、全国印判用品商工業組合連合会総会山梨大会が下部ホテルで開催される。

五月、鑄造ゴム印鑄形作成ロボット機器が登場し、(株)リンクより商号「ほれぼれ」として発売される。

六月、税務署の業界への調査が重点的に始まる。

チタン合金アプロース信印材発売される。

十月、山梨県印判用品卸商工業協同組合と印章ケース組合が、業界の現状について懇親・研修等議会を開催する。ケース組合は約四十社の製造所が(五十九年現在)半数になり、廃業・転業する。生産本数は現在十七万本で再工事は三十五万本位であったと報告される。

十月、相互銀行が(全国六十八行)地銀に転換することが決まり、印章業界へは約十億円の需要ありと見込まれる。(六四年度二月～四月まで)

十二月、財団法人全日本印章業協同組合認可される(自治省)。加盟組合数は四、五六四名と同時に発表される。併せて全日本印章業組合連合会は同時解散となる。

昭和  
六十四年(一  
九八九)

一月七日、天皇陛下(昭和天皇)後死去。昭和六十四年一月七日午前六時三十三分と発表。六十四年間、わが国の最も動乱期に在位され、ご心労をお察し申し上げ、国民等しくご冥福をお祈りした。

同日午後二時、年号は「平成」と発表される。

平成元年は、一月八日よりスタートする。業界もいよいよ代償千二はいることが出来るか、気体は大である。

一月二十日、法務局の東京・大阪の両局で年号改正を加えて、十二日間で会社登記二百社を越すと発表。(平成のつく会社の設立が多い)

一月二十九日、山梨県印章業組合連合会総会を開催。財団法人全印協の発足となるにあたり山梨県印連のあり方勧め方について討議する。十一単組を統合してセクション設置により、山梨県印連合会の機構改正の議論つきる。

二月、一般消費税説明会を山梨県厚生年金会館で開催。主催は山梨県印判用品卸商工業協同組合。講師、顧問税理士小野重博先生。県下一円の印章業にたずさわる商社多数が参加。関心の大きさを知る。

平成元年(一  
九八九)

同日、山梨県印判卸商工協組は概税方式に決定する。

二月二十八日、全国印判用品商工組合連合会臨時役員会を名古屋第一ホテルで開催。一般消費税について討議し、外税方式に統一見解を決定する。

四月、一般消費税法案実施が公布される。

五月、山梨県印章ケース製造組合は、全商品三十パーセント値上げを実施する。

六月、山梨県印判用品卸商工業協同組合主催の第五回スタンプフェアを石和グランドホテルで開催。

六月十九日、通産省は象牙製品輸入の全面禁止通達を発表実施する。

アフリカ「ボツアナ」の象牙製品取引規制会議に先立ち一類への昇格が確実との見通しとなる。日本・香港・ベルギー・シンガポールの四国は反対運動を展開するが、五月より六月にかけて全面的に禁止に踏み切る様子との情報により、国際的外交上、通産省も前面輸入禁止を打ち出すことになる。

日本象牙美術工芸協同組合は、再度通産省へ反対要望書を提



出し撤回するよう求める。

スーパーロボット自動彫刻機発売される。価格も三百万円以下と安値である。(株)アメージングより)

巨泉の「こんな物はいらぬ」が日本テレビで放映。印鑑を取り上げ「印鑑なんかいらぬ」と主張し、サイン制の方が有利と結論づける。

九月、黒水牛材二十パーセント値上をメーカーが実施する。生息地の農耕の近代化に伴う水牛の減少と早魃による入荷の減少が主という。

新素材「エブリナ」発売される(日本触媒科学工業(株)・大阪)。このほかにユニコーン・シープホン、積墨、チタン、プロイン、アグニ、琥珀、セラミックアイボリー等々新しい素材の印材が続々と市場に登場するのもこの頃である。

十月、全国百貨店より象牙製品が消える。百貨店連盟は、国策に添うべく店頭より象牙製品の一斉撤去を決定する。

象牙印材過去最高価格になる。並品五分丸・二寸丈一本一万円(メーカー出し価格)。

十月十六日、第七回ワシントン条約国際会議(スイス・ローザンヌ)開催。象牙材が二類から一類へ移行決定される。賛成七十六カ国。反対十一カ国、棄権四カ国で一類に決定する。日本は棄権する。

ワシントン条約の決定により象牙製品材料が全面取引禁止になり、日本は十月三十日をもって輸出入の禁止を再確認し、九十日以後の条約発行に伴い完全にストップすることとなる。

十一月、関西印材製造家連盟は、象牙の完全ストップにより、水牛、その他の印材の需要を見込んで直ちに各印材の三十パーセント値上を実施と発表する。

十一月、小林成利氏(六郷町)山梨県政功績者として受賞。

一月、柘植材は枯渇するが、需要旺盛期となる。職人の高齢化に伴い、柘天丸材の鞞の生産が落ち込んだが、プラスチック製の鞞の新製品が登場する。

二月、全日本印章業協同組合連合会の復活が話題となる。

二月四日、第三十九回山梨県印章業組合連合会総会を下部ホテルで開催。第六代会長に小宮山彰が選出される。県連の協同組合化については継続審議となり、新執行部に一任と決まる。

平成二年(一九九〇)

四月、象牙の実印、十二万円の小売価格が出現する。業界の最高価格である。西部地方のA県連の標準価格であり問題となる。国際環境保護団体からも日本の象牙製品の高騰は象の密殺への好材料になると警告、報告される。

五月十二日、全国印判用品商工業組合連合会の総会（岐阜グランドホテル）で、山梨県印判用品卸商工業協同組合相談役茂手木勇が、全国連合会長に選任される。

五月六郷長にハンコ博物館が六郷町商工会館内にオープンする。

六月十日、第六回山梨県印判用品卸商工業協同組合のスタンプフェアが平安閣で開催される。

象牙印材の輸入禁止の不安から全国業界の各組合は、新素材に対するトライアルが盛んになり、真剣に印材問題に関与するのは久し振りのことである。

八月、昨年に引き続き、関西印材製造家連盟は、水牛・オランダ・印材の約二十五パーセントの値上を十月一日より実施とする内旨を通告する。これこそ象牙問題にからむ便乗値上げと批判を受ける。

八月十九日、全日本印章業組合連合会再建のため、「日本教育会館」で設立準備委員会が開催される。財団法人では商法に拘束されることが多く不都合の点が生まれ、全日印連復活の声が高くなり二本建てで討議される。同日全印協の会員数は四、二五二名と報告され、発足時より三一七名が退会している。

九月二日、財団法人全国印章協議会第一回全国大会が伊豆山温泉の水葉亭で開催される。全国印章技能協議会が併設され、多くの組合員が入賞するが、特に、木口の部で労働大臣立川智（立川印房）・判下最優秀賞森本徐（森本印房）の入賞は山梨県業界の栄誉である。

十一月、新素材の印材がつぎからつぎと登場する。採樺、トランスラム、聖（ひじり）

一月、印相印鑑の販売は最悪の状態となり、販売、印刻の業態が悪化し、廃業転業が多くなる。

二月、「エクスペクト」セラミック浸透印が登場する。実印・会社員ともに使用可能となり業者の大きな問題となる（シャチハタ商事(株)名古屋）。古河市に篆刻美術館が長谷川敏博氏個人で創立完

平成三年（一九九一）

成する。

全日印連理事会で新素材印材を全面的に、科学的・物理的分析に着手することを決議し二百万円を予算化する。

四月、バブルの崩壊で、日本経済の騒動国内をゆるがす。

四月、小林成利氏(六郷町)、印章彫刻技能功労者として勲六等瑞宝賞を受賞する。

五月十二日、全国印判用品商工組合連合会を熱海シーサイドリゾートで開催茂手木勇が会長に就任して第一回の全国役員会である。

六月十六日、第七回山梨県印判用品卸商工業協同組合スタンプフェアを甲府市市民総合会館で開催。

バブル崩壊に伴い、早くも影響が起こり、象牙印材の安売り五分丸二寸丈四千円と大変な価格が登場し、全般的に値くずれに向かい、購買力は下向きである。

九月四日、平成四年度ワシントン条約京都国際会議を前に茂手木全商工連会長・一瀬山梨商工連理事長・小宮山山梨県連会長ほか八名は通産大臣中尾栄一に象牙印材の輸入緩和の請願書を提出する。

中尾大臣は、平成四年第八回ワシントン条約国際会議京都大会で象牙の問題が主軸であることは熟知しているが、国際的問題であるのでわが国の立場をも考慮して検討したいとの回答にとどまった。

十月、マンモス印材がロシアより輸入販売される。エイワ通商(株)東京都「一本六千円」

十月、全自動無人口ボット彫刻機が発表される。

十月、松原市(大阪府下)は、印材製造業を市の重要産業に指定する。台湾・中国・香港・より格安の印材が輸入され、松原市の業者を圧迫すること著しく業界保護育成に当たる。

十月、黒水牛(芯持)三本セット一万円の安売り。通信販売業者が出現する。毎日新聞紙上の第一号である。象牙三本セット三万円も併販される。(ジャストとある)

一月、通信販売業者の競争激烈となる。象牙三本セット一万円

平成四年(一 (二寸丈)。象牙三本セット一万二千円(二、八センチ丈)・黒水牛九九二) 三本セット九千八百円などである。

県内業者に先立ち他見の業者より廉価販売競争がおきる。

二月、第四十一回山梨県印章業組合連合総会を下部ホテルで開催。第七回会長に望月市朗が選任される。懸案の協同組合は根本的に見直して設立に努力することを役員会に一任する。有田焼ニコーセラミック新印材ゆーいんが発売される(有田市「(株)松録」)。

三月、ワシントン条約締結国際会議京都大会始まる(三月二日より十一日まで十一日間)。参加国八カ国、締結加盟国は百二十カ国である。

ワシントン条約とは、

一九七三年(昭和四十八年)三月、ワシントンで八十一カ国が参加し採決され、二年後の一九七五年(昭和五十年四月)四月より発効になる。正式には絶滅の恐れのある野生動植物国際取引に関する条約「SITES」と略称して呼ばれる。日本も含めて百二十カ国が加盟しており、二年に一度国際会議を催し、取引規制対象の野生動植物を選定するとし国際的な輸出入の禁止を定めたるものである。平成二年のスイス「ロザンヌ」での会議で、象牙は付属書第一類に規制されており、京都会議の成り行きが注目されていたが、一類に決定し象牙材の輸出入は途絶する。二年後(平成六年)のアメリカ会議に夢を託すこととなる。

四月、全日本印章業組合連合会会員四、一八八名と発表。平成二年度よりに〇二名減少する。転廃業が約七十五パーセント、組合不信が二十パーセント(ゲンダイ出版より)。不況のきざしともとれる。

四月八日、宮城県県庁では、公職用の印鑑につき、象牙印材は廃止と決定する。新印材汁コアに切り替えと報道され、業界はまた一つの大きな問題を抱えることになる。

四月十六日、二十一世紀産業開発機構研究開発助成金制度(山梨県)に(株)リンク赤池義則社長のゴム印母形自動彫刻システム機が第一号として認定される。

五月、山梨県印判用品卸商工業協同組合第二回(平成四年度版)印章店販促用オールカラーの総合カタログを発行する。部数一万部。

六月、国民金融公庫調査部(平成三年度分)の印章店(小売業者)の経営指標を発表する。

六月、国民金融公庫調査部(平成三年度分)の印章店(小売業

者)の経営指標を発表する。

六月二十八日、山梨県印判用品卸商工業協同組合第八回山梨スタンプフェアを甲府市総合市民センターで開催。出店社間の価格競争は激化する。

七月、粗悪品の水牛が市場に出回る。中国・台湾より通常価格の四十パーセント安で輸入されたようであり、印材各メーカーは取り扱いに注意するよう要請文を全国の取扱店へ発送する。

十月、全自動「SX-5000」無人連続彫刻ロボットが発表される(日本マイクロウェア)。

十一月、VX-25号遠隔操作による彫刻ロボットが出現する。(日本マイクロウェア(株)名古屋店)MR・QUICK、電話回線によるパソコン通信システム方式で(1)FAXでデータ「彫刻原稿」をセンターに送る。(2)発注者は原稿をFAXののちに印材を彫刻機にセットする。(3)電話回線を利用してセンターより指令すると彫刻機が自動的に動作を開始する。(4)木口からゴム印の彫刻まで可能とある。

十二月、象牙取り扱い業者の登録制度の導入を通産省が提案か。通産省は全国業者の要望に応えるべく象牙の輸入緩和の対策とし法制化を検討中という。

## あとがき

私になぜ『印信』を書く気になったのだろうか、考えてみる。有名になりたいためではない。物を書くことが好きだからということもない。そういうことは、まったく無関係である。

私が『印信』を書いたのは、書かざるをえないような、業界の事情を見出したからである。

別に書かなくても安閑としておられる。ひま余暇だから書いたということは一度もない。それとは逆に、自分で永年にわたり関心をもっていたことではあった。どんなに忙しいときでもかけるものだとも思った。しかし書くことのむずかしさをいやというほど味わった。

山梨県の印章が広く世の中に知れ渡ってからすでに久しい。水晶原石の発掘ということが、印章業発展の起因ではあるが、しかし印章産業が興るに<sup>ふさわ</sup>相応条件が整っていたというわけでもないのである。いながらにして隆盛を見るような、立地条件でもなかったのである。

現在のように「印小王国山梨」といわれるまでに発展してきたのは、永い年月にわたり数多くの先輩たちの、たゆまぬご努力とご苦心、いばらの道を開拓してきた販売関係者(行商)・篆刻技術者・研磨技術者らの先駆者の皆様の努力と見るべきであろう。

平成三年の早春、業界仲間とハンコ談義の中で、山梨の印章の歴史について単独刊行書というものがなさみしさに対して、なんとか将来へ残すものが必要との意見があり、長老といわれ、非才薄学をかえりみず、経験をなによりとして記述することに心に決めたのである。

今はなき内藤香石先生(私の主たる指導者であり、大きな尊敬する友人でもある)にはこの業に籍をおいて以来お教えを頂いた。その他県内はもちろん、全国の諸先輩より受けた教導に思いをいたし、古き記録をあさり求めて筆をとることにした。

平成五年七月二十一日は私の誕生日であり、古希の日でもあった。また、七月二十一日は内藤香石先生の命日である。泉下の先生のご支援とお力添えを頂けることも信じて七十歳の記念日への完成を目指した。

東奔西走、知る人を捜し求め、記録をたどり、伝統産業となった歴史を探索しつつ、印章業界の発展をと念じた次第である。

『印信』は、私の業界人として好きな語句であり、「印の用たるは実に信を取る

にあり」と解釈するが、私の会社の社訓「誠実と感謝」と理念は同一であるとさとり、私の人生訓としている。伝統を尊ぶ心であり、古きを知り新しき創造を加えて業界は継承発展するものであらうと念じている。

境まで先人たちの努力の歴史を解することによる自らの業に誇りをもって、業のあゆみを後世に伝えなければならないと、責任を痛感した。

カルタゴという国はアフリカ北端、今のチュニジアあたりに存在していた国である。紀元前の古代世界で最も繁栄した貿易立国であった。

この国の人々は無理の商人で、働き蜂といわれていた国民性の国家であった。戦後よりバブル崩壊までわが国もそうであったと思う。この国は便利で安価な商品を作るのに誠に巧みであった。政事、軍事、教育など文化面は他国の制度でまにあわせ商売で得たとみ富のみを国是としていたような国であったと伝えられ、一国だけの繁栄、一人だけ儲けるといふ国柄であった。このようなことはいつの時代にも許されるものではない。カルタゴ国家はローマ帝国に三度攻められている。紀元前一四六年、将軍スキピオによって亡ぼされるが、スキピオによって放たれた火は十四日間も燃え続け、火の消えたときは、紀元前最大の経済国家は地上から消滅したといわれている。

山梨の印章業も個人主義的で封建社会的の集団と化していると思われるが、二十一世紀を目前にして第二のカルタゴにならないよう願う次第である。

私もこのみち五十年にならんとしている。愛する印章業界の将来に思いをいたすとき、敬愛する先輩諸兄の足跡をたどることも無駄ではないと思っている。OA機器の進歩にともないロボットによる自動彫刻機や新素材の印材も出現し、行政における各機関の捺印制度の簡略化など、印章業界の未来は決して楽観できないと思う。他業種の参画も見られるが消えることのないハンコ行政のわが国である。今こそ印章業にたずさわる方々よ、意識改革を起こし印章文化の継承と発展に誇りをもち団結すべきであらう。

編集にあたり年代順に従ったつもりであるが、問題別にまとめた部分もあり、前後重複する部分もあり、また収集史料の不足により誤りや脱落があるとおもうが、お許しを根がいたい。人名は史書記述の方法に従って継承を省略している。

なお、参考文献として『水晶宝飾史』、『六郷町誌』、『花押の歴史』(?山巨楠)、を使用させていただいた。また、細字左平(金沢市白鶴堂)、生島足島神社(上田市)、六郷町、田草川印房、藤原育弥氏(甲府市黒平町)小島勇氏(甲府市元紺屋町)などのご協力に預かったことを謹んで御礼申し上げますと共に附記して感謝申し上げます。





## 茂手木 勇 経 歴

甲府市屋形三丁目 2 - 16

大正12年 7月21日	山梨県西八代郡六郷町（旧岩間村2003番地）に生まれる。
昭和15年 3月	山梨県立農林学校卒業
昭和15年 4月	山梨県南巨摩郡西島村（中富町）村立尋常高等小学校に奉職
昭和18年 1月	東部63部隊へ入隊
昭和19年 3月	相模原陸軍通信学校卒業 任官
昭和19年 4月	東部第16部隊に配属「東京都通信部隊」
昭和20年 9月	復員
昭和21年 4月	岩間村青年団長 岩間村外一ヶ村青年学校組合立岩間青年学校督励員
昭和23年 1月	甲府市德行町1885番地に新居を構える
昭和26年 8月	甲府市相生二丁目10番12号に転居
昭和37年 4月	甲府市立南西中学校 P T A 副会長
昭和47年 3月	330 - B 地区甲府ライオンズクラブ会員（現職）
昭和47年 5月	甲府中央信用組合監事（現職）

## 印章関連の歴史資料

### 甲府城主松平甲斐守吉里の花押

山梨郷土研究会々員 小島 勇

吉里は、甲府藩主柳沢吉保の長子で、初代を綱千代、のち安貞ついで兵衛安暉といった。元禄十四年(一七〇一)、将軍綱吉から松平のせいを賜り、松平伊勢守吉里と名乗った。父吉保の隠居により家督を継ぎ、甲府藩主となり甲斐守に任ぜられ、宝永七年(一七一〇)五月甲府城へ入城した。江戸期に入り初の領主入城で交付の町は大いににぎわったといわれている。

吉里は大いに民政に腕をふるい穂坂堰(ほさかぜき)の開削、峡東地方の検地を実施。養蚕・ブドウの生産を奨励し、その仁政は甲斐の領民にしたわれ、名君とうたわれた。

享保九年(一七二四)三月、吉里が大和郡山十五万石に転封になると、見送る領民は後を絶たなかったと、「甲陽柳秘録」などにみえる。吉里は和歌・俳句・絵画などにも通じその遺作は多い。吉里の転封先、奈良県大和郡山市と、甲府市の間には近年、有効「姉妹都市」が結ばれている。

つぎの資料は、吉里の甲府在任期(一七一〇～一七二四)に父吉保の菩提所、塩山市の恵美林寺にあてた「松茸贈給」謝礼の書状で、本文は裕筆が書き、吉里の署名・花押は自署と思われる。花押の大きさは、横七九<sup>ミリ</sup>、縦三六<sup>ミリ</sup>で、輪郭だけを刻みこんだ花押印を押し、その中を墨で塗りつぶした花押印を使ったもので、その印圧を感じさせるあざやかな花押である。なお県内での吉里花押入り文書の紹介はこれがはじめてである。

芳墨令恙誦候」弥無異条珍重之」御事候猶又境内之」松茸贈給之過当」之至候不具済々」

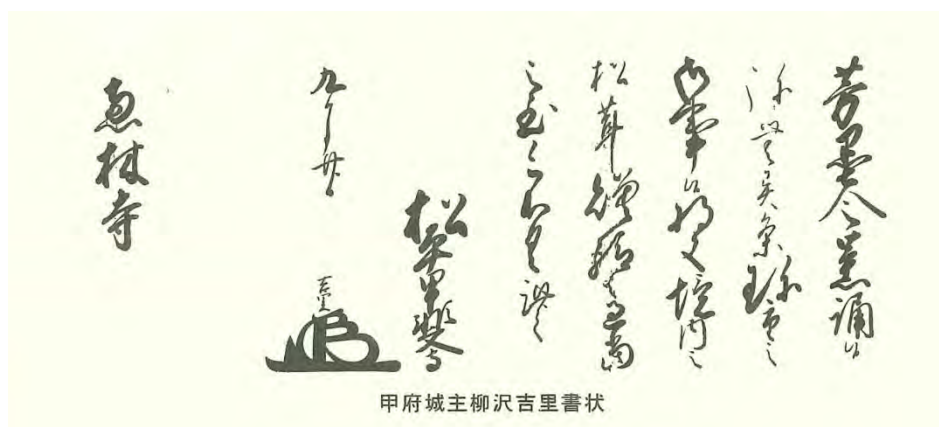
松平甲斐守

九月廿日

吉里(花押)

恵林寺

(甲府市・小島勇蔵)



甲府城主柳沢吉里書状

## 関所と通行と判鑑

関所は古くから水陸の交通や国境に設けられ、通行者の検察や関銭などの税を徴収した。

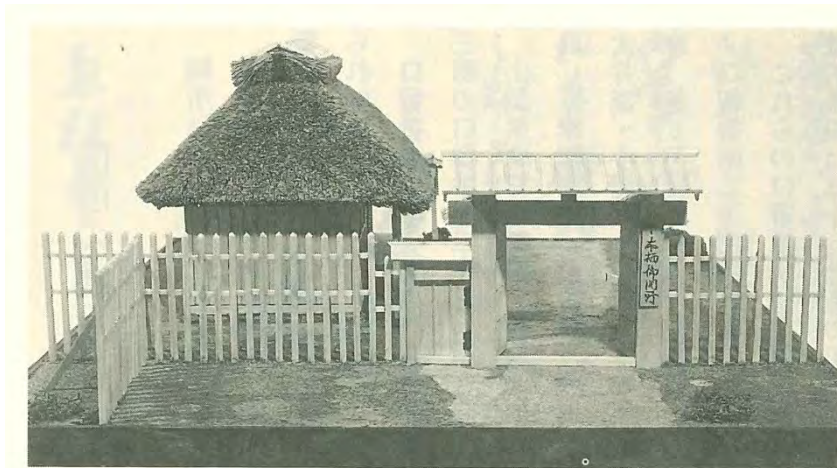
甲斐国では、武田氏時代、古くからの遺制を踏襲し、国内の要所二十余カ所に塞門を儲け要路の警護とし(『山梨県史』・第一巻)、それが江戸時代「口留番所」といわれる小規模の関所だと伝えられているらしい。

口留番所 甲斐国の口留番所は、『甲州文庫史料』の「享保九年松平甲斐守三郡引綱目録」に、三郡の口留番所二十三カ所として次のとおり記録している。

山梨県栗原筋 鶴瀬・荻原・川浦。東八代郡・上芦川。八代郡 古関・本栖。東河内 十島。巨摩郡逸見 根子屋・漆川。巨摩郡 武川・山口。西郡筋 鰍沢。同西河内 万沢。同逸見 大井森・小淵沢・子荒間・小尾・上笹尾。八代郡西郡筋 黒沢。逸見 長沢・江草馬場・岩下・山家。是？下後に分入 白井沢・穴平外。都留郡ミツ有、諏訪・山中・白丸。『甲斐国志』は「四郡ノ口留番所二十四所」としながら二十三カ所をあげている。(略)

これらの口留番所は中世的関所の後進トモ言われているが、中世の関とことなり、旅行者は、財政的負担はなかったものの嚴重な取締規定は交通発展の障害となった。しかし徳川幕府三百年の経営維持に役立ち、この間大きな動乱もみられなかったことは、関所の力大であったといえよう。明治維新となったどう二年(一八六九)、これらの番所はすべて廃止された。

関所のおきて 『徳川実紀』の天和二年(一六八二)五月の条に、下総(千葉県)関宿に建てられた高札の文書が記されている。それによると関所の前を通る際は笠・頭巾などのかぶりものは脱ぐように、かごなどの通行者は扉を開くこと。女は番人の指示にしたがい、人見女(改め婆)に細かく調べさせること。公家・諸大名などの通行は、沙汰あるものについては例外が認められた。この「定」によ



上九一色村本栖関所の復元模型

ると関所は朝六時にあけ、暮れ六つ(六時)の鐘が鳴ったら最後、木戸は固く閉ざされ親の死に目に会うこともできなかつたといわれている。

上九一色村古関番所に例をとると、鉄砲の出入りは代官の証文によって通し、甲府府中からのおんな出女は、甲府勤番支配の証文で、それ以外の女は代官の証文がないと通行させなかつた。

**通行手形と判鑑** 関所を通行するためには人、貨物を問わず、何人たりとも「証文」がないと通行はできなかつた。その証文のことを「通行手形」といった。「入鉄砲と出女」は有名で、武器と女性は嚴重な取調べをうけた。

武器(入鉄砲)は、江戸防衛のための警戒と、「出女」は江戸になかば人質のかたちで藩邸におかれた諸大名夫人の帰国をおそれ、女の調べが嚴重になつたともいわれている。

次の資料は、「甲州文庫」所収のもので、女手形の印鑑の下付願いである。

#### 差上申女手形之事

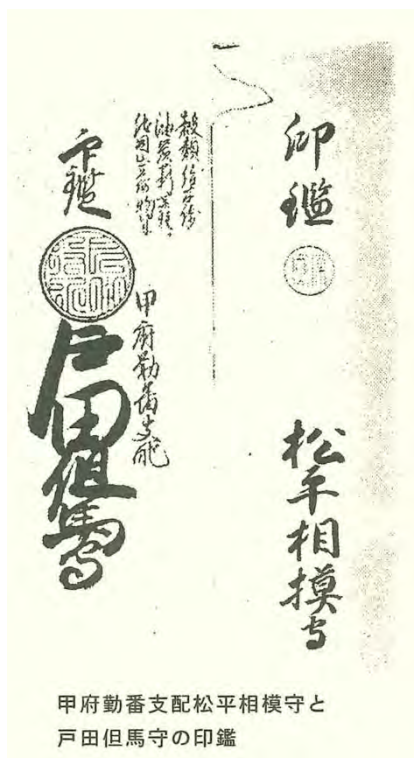
一女三人従甲府府中下一条町、郡内都留郡初狩宿徳右衛門方江差遣申候、鶴瀬関所無相違罷通候様、御手半奉願上候、右者下一条町兵衛母、妻二御座候、若此女に付以来六ヶ敷儀出来仕候ハ、加判之者申被仕候、為後日証文差上申所仍而如件

文政七申年十月

下一条町願人久兵衛○印(略)

内容は、甲府市下一条町の女二人が所用のため郡内初狩の徳右衛門方へ出向くので、鶴瀬の関所を間違いなくと押してほしいので、手形に御手判(印鑑)を願ひ上げたい、と甲府勤番支配酒井大隅守へ願ひ出たもので、もし女二人に不都合なことが出た場合、出願人の五人組、名主などが責任をもって、その申し開きをします。というもので、支配者の手形印鑑一つを受けるため、むずかしい手続きをとってようやく手形の発行となつたのである。「印鑑」の重要性を知る貴





重なる史料である。

**判鑑** 関所通行にあたっては、これらの手形によって役人の改めを受けるのであるが、通行手形に押された印鑑と同じものは、あらかじめ関所に登録されていた。それを「判鑑」(はんかがみ)といい、関所に保管されていて、通行人持参の手形に押されていた印鑑と照合された。

写真の印鑑二通は、古関口留番所のもので、上九一色村土橋力家所蔵の、甲府勤番支配の判鑑である。

松平相模守は「信寅」というが(『甲州文庫史料』)、印鑑の文字は「原寅」とあり黒印である。

同氏は文政二年(一八一九)十一月八日から甲府城に在番し、同六年四月二十四日没した。

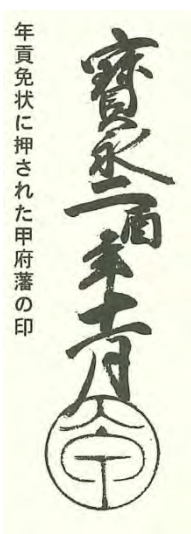
戸田但馬守は文久三年(一八六三)十二月二十二日から元治元年(一八六四)十月までの甲

府城在番で、印鑑名は「戸田役所」とあり、これも黒印である。

以上のように関所の通行には厳重な印鑑(手形)チェックが行われた。

## 甲府藩の公印

江戸幕府の老中柳沢吉保は、五代目将軍綱吉の側近として活躍した。通称を十三郎といい、のち主税、弥太郎。実名を房安・佳忠・信元・保明といった。元禄十四年(一七〇一)十一月、将軍綱吉の片いみな「吉」と松平の姓を賜り、松平吉保と改めた。



吉保は、綱吉の愛顧をうけ異例の出世をとげた。元禄十一年(一六九八)、幕臣としては最高位の大老格に栄進した。宝永元年(一七〇四)、甲府中納言徳川綱豊が、将軍綱吉の嗣子となり、翌二年三月、吉保は甲斐十五万石の甲府城主(公布藩主)となった。

宝永六年(一七〇九)、綱吉の死とともに官を辞し江戸巢鴨六義園に隠居、家督を吉里にゆずり、五十七歳で没した。

領国甲斐では、甲府城の修築整備、商品生産の向上につとめ、養蚕、ブドウ、タバコ、木綿、和紙などの生産が急激に高まった。

次の史料は、柳沢吉保・同吉里父子の甲府在任中に使われた公印で、宝永二年(一七〇五)から享保九年(一七二四)までの

核町村(旧村々)の年貢割付状・年貢皆済目録に捺印されている。この印鑑の印材などは不明であるが、押されている印判はいずれも黒印で大きさは直径四十二ミリの丸印である。

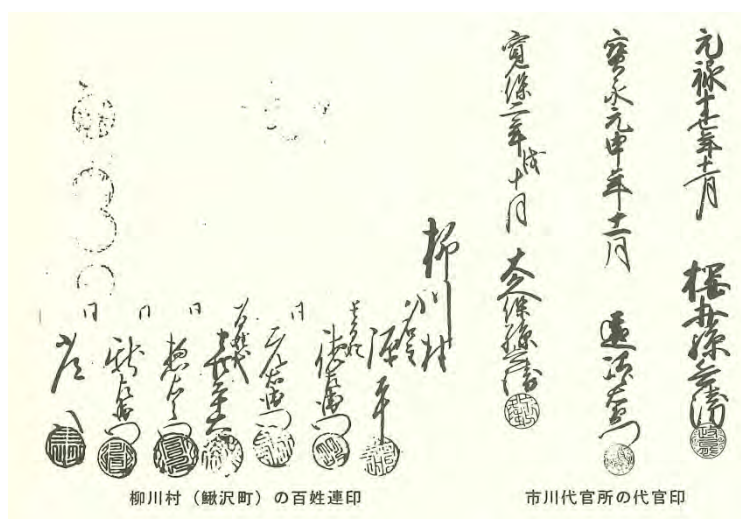
## 江戸期の代官印と百姓印

江戸幕府は、直轄領(天領)を支配するため、勘定奉行の管轄下に郡代や代官を置いた。甲州は、享保九年(一七二四)以来、甲府御役所・上飯田・石和・谷村御役所、のちに田安御陣屋・一ツ橋御陣屋・市川御役所が領内に置かれた。

代官は、通常江戸の屋敷にいるのが普通で、任地の役所・陣屋にはその手代らが勤務していた。

代官の任務は大きく地かた方・くじ公事方に分けられ、前者は耕地の調査(検地)、年貢の割り付け、年貢徴収・年貢介在目録の発行・宗門人別帳・五人組帳などの検査、堤・川・橋・道などの普請、天災・飢餓の救済。後者は管下の警察・民事訴訟・軽犯罪の裁判と諸兄などが主任務であった。

次の史料は代官の署名と印鑑で、年貢(租税)の割付状と、年貢の皆済目録(領収証)に押されたもので、いずれも黒印が押されている。(市川御役所の代官印(個人)である。)



百姓は、士・農・工・商の四民制度の社会組織の一つで、とくに「士は農を治め、農は士を養う」ことを建前とし、百章は土地と不可分の一体として自由を拘束され、封建農奴としての性格規定をうけた。

かれらは「村役人惣百姓総体」として、村を構成し、年貢公課を連帯で負

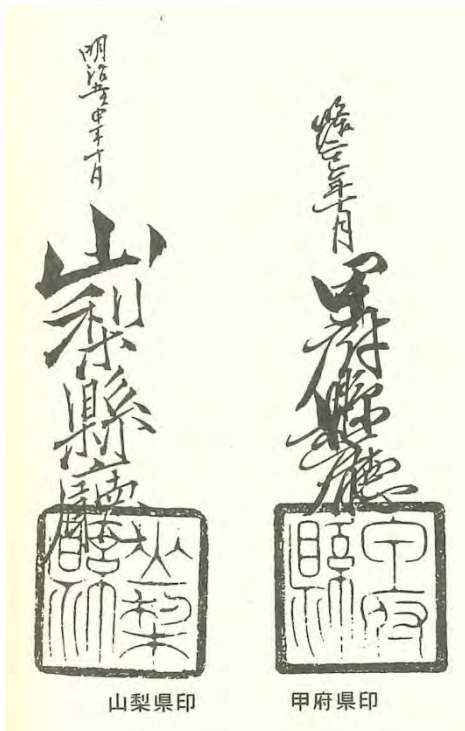
担し、住居・職業の自由を奪われた。名主(庄屋)・組頭・(長百姓)百姓代を村方三役とし、一般百姓を平百姓・小前とよび、このなかにも独立自営の本百姓と、名子・水呑などの隸農の階級に分かれていた。これらの名主以下小前百姓に至るまで印鑑を持ち、役所への嘆願書や諸事御請書などに押された。いずれも朱肉は使われず黒印であり、印のことをいんぎょう印形といい、「小前連印」、「御請印形」などの文書が各所に残されている。

## 甲府県・山梨県の公印

江戸時代の山梨県は、甲斐の国とよばれていた。それが明治のご一新で、甲斐府が置かれ、明治二年（一八六九）七月、甲斐府は「甲府県」に改められ、滋野井公寿が知事に就任した。

明治四年十一月二十日、甲府県を山梨県に改め土肥実匡が県令となった。次の印鑑は、甲府県から山梨県への過渡期のもので、甲府県の印は四五ミ角、書体は篆書である。山梨県印は四六ミ角で、同書体である。

両印鑑は、いずれも年貢割付状・同皆済目録に捺印されていたもので、朱印（公印）として用いられている。



## 山梨県産水晶の採掘と加工

水晶研磨工芸がみたけ御嶽の奥に発祥し、それが県都甲府へ移り、山梨の工芸美術を代表する産業に発展。やがて世界的にその名を広めるようになったその過程をたどってみたいと思う。

幸いその資料として、昭和十一年（一九三六）、山梨県師範学校・山梨県女子師範学校が、「郷土研究を教育に応用し、その業績を収めるため」を目的として企画した、研究論文集「山梨県総合郷土研究」が刊行された。その中に、「水晶と宝玉及び印伝・硯の加工業」と題する貴重な論考が掲載されている。ここではこの論考を要約し、水晶の発祥から研磨工芸技術発展の過程をたどり、歴史資料としたい。

### 水晶原石供給の変遷

県産水晶の原石は、『甲斐国志』には水晶はむかし「水精」と書いたとある。甲斐の水晶は竹森（塩山市竹森）を除いては、金峰山を主峰とするいわゆる関東山地のうちに集まっている。この山から発する水系は、東に荒川と（笛吹川）多摩川、西に千曲と釜無川、さては天下の奇景をもって知られる昇仙峡を刻んで南下する富士川の源をなす。その清冽さは、まさに水晶からにじみ出た「水の精」を思わせるものである。

金峰山の水晶は天正三年（一五七五）に発見されたといわれ、また、御神体が



水晶の原石であるという玉諸神社は一千年のむかし(天徳年間)に祀られたというので、竹森(塩山市)の水晶コウザンの発見はいよいよ持って古いことであろう。当時の人々は水晶を珍奇なものとして晶簇のまま愛でたのであろう。

**徳川時代** この時代には自然崩壊による露出水晶が幕府から払い下げられたが、その例として二、三を記すと、文永十三年(一八三〇)、黒平村(甲府市)の向山水晶が、永一貫五百文で西保中村(牧丘町)の与右衛門に払い下げられ、弘化三年には永十貫文で再び同書の水晶が売り渡された。

また、増富村比志(須玉町)のおしだし押出抗の水晶は、文久二年(一八六二)に払い下げられ御獄から招いた職工に加工され、甲府に売り出された。文政四年(一八二一)、西保村倉沢(牧丘町)に出た水晶は、ふか深わや輪(柳町玉泉堂・甲府市中央四丁目)の五代目甚兵衛に払い下げられ、江戸表へ売られて水晶県外移出のさきがけとなった。

安政六年(一八五九)六月、神奈川港が開港され、水晶原石も外国人と取引されるようになった。若尾逸平兄弟は、これに目をつけわずか十数日間の取引で(水晶屑)千数百円の利を得たのもこの年の十二月であった。若尾兄弟はこれが縁となり、その後の外人から水晶玉やトツコ(晶簇)を注文され、これを売り込んだ。その加工の多くは深輪屋(当時三日町)であった。

**明治初期** 明治維新の鉱山法によって、水晶の発掘が自由になると、鉱夫らは、この業の有利性・確実性を資本家に説いたところ、御獄の神官の多くはこれに投資した。したがって水晶採掘はにわかに活況を呈した。しかしその結果は「水晶を掘れば必ず破産する」という言葉が、明治十年ごろに出はじめた。

一方、玉宮村竹森(塩山市)の水晶鉱山は明治六年(一八七三)、名取長五郎が採掘を創始してから年に八貫目入俵百俵(三・二ト)内外の豊産で、一俵三元～最高五十円までに売れた。これを聞いた大阪の古関円次郎は、その仲買をして外国へ輸出、一躍百万の富を得たという。

**明治中期** 村民の農閑期利用の労力奉仕が成功し、村々の水晶採掘事業が復興し、明治二十年(一八八七)頃を中心に水晶その他の鉱産物の最盛期となった。その調査例の一部を挙げると増富村八幡甲・乙は、御獄の三浦某と上手村(明野村)の深沢某とで協同発掘をはじめた。甲・乙ともに莫大な産出量であったが、たまたま八幡山乙坑内に希有の良質大結晶が簇出したので、両者間でその権利争いが起こった。それより世人はこの抗を論抗と名づけたという。

明治三十九年(一九〇六)、甲府市に開かれた一府九県連合共進会に出品された器量百五十貫(約六百キ)の「みづがき」や、山梨県師範学校所蔵(百瀬康吉寄贈)の大水晶もともに論抗産であった。また、御獄の永田某によって五丈五尺(十六・五尺)掘り下げられ、されに増富村津金(須玉町)某によって三十間余

(約六〇%)の花崗岩が切れ破られ、非常な豊産をみた。

これら良質な水晶原石は、玉石用・印材用・雑石用の三種に選別され、甲府の困う業者に引き取られた。

**明治後期以後** 明治三十年(一八九七)以後の大水害は、土石採取名義の水晶採掘業に大打撃を与えた。すなわち河筋の水晶抗の採掘は禁止され、さらに保安林に指定されるなどしてかなりの束縛を受け、従って払い下げ料金は増大し、抗口の下方には砂防設備を施す規定となった。これでは業者も採算がとれず、廃業するものが続出してほとんどが休抗状態となった。しかし大正天皇が東宮時代に行啓のおり、増富から献上した大トツコは、明治四十年(一九〇七)頃、押出抗で掘られた逸品であった。

原石の売買は、明治二十二、三年頃からは、三人ばかりの仲買人が水晶抗をめぐって買い集め、甲府へ出すようになった。

以上のように、明治中期はその乱掘にまかせ、末期には治山治水の県是に束縛され、やがて輸入原石に圧倒されたわが領土の水晶抗は、いたずらに遺宝を包蔵したまま、大正八年(一九一九)、休抗の止むなきに至った。

**現状** (昭和十一年・一九三六) 水晶の標本やトツコは、ブラジル原石中には求められないので、現在小規模の採掘を行いそれに応じている。竹森鉱山では、一日五銭の入山料をとって自由に水晶を拾わせた。

この標本用の小水晶は、昭和十年(一九三五)頃から、東京、大阪その他の方面へ出回った。また、御獄からのトツコは年産わずかに数百円にすぎないが、甲府駅頭で観光客の目を引いた。